

(案)

涌 谷 町  
第 7 期 地 域 福 祉 計 画

令和8年3月

涌 谷 町



## **第1部 総 論**

### **第1章 計画策定にあたって**

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	3
4 計画とSDGs（持続可能な開発目標）との連動 .....	3

### **第2章 地域福祉を取り巻く状況**

1 統計資料による涌谷町の現状 .....	4
2 地域資源の状況 .....	8
3 地域福祉に関するアンケート調査の集計結果の概要 .....	10

### **第3章 計画の基本方針**

1 基本理念 .....	18
2 基本目標 .....	19
3 計画の体系図 .....	20

## **第2部 各 論**

### **第1章 基本目標1 一人ひとりを尊重し、支え合う人を育む**

基本施策 1-1 心のバリアフリー化の推進 .....	21
基本施策 1-2 ボランティア活動の普及促進 .....	22
基本施策 1-3 多様な担い手の育成と活動支援 .....	25

### **第2章 基本目標2 地域と人をつなげる**

基本施策 2-1 ふれあい・交流の拠点・場づくり .....	27
基本施策 2-2 地域福祉の推進体制の強化 .....	29
基本施策 2-3 地域福祉コーディネート機能の強化 .....	31

### **第3章 基本目標3 安全・安心な暮らしの基盤をつくる**

基本施策 3-1 困りごとの早期発見・早期対応 .....	33
基本施策 3-2 包括的な支援体制の促進 .....	36
基本施策 3-3 人権・権利擁護体制の強化 .....	39
基本施策 3-4 地域とつながる子育て家庭 .....	43
基本施策 3-5 安全・安心なまちづくりの推進 .....	45

### **第3部 重層的支援体制整備事業実施計画**

1 計画策定の趣旨 .....	47
2 計画の位置づけ .....	47
3 計画の期間 .....	47
4 事業の実施 .....	48

### **第4部 計画の進行管理と周知啓発**

1 計画の推進 .....	54
2 計画の評価 .....	54
3 普及啓発 .....	54

### **資料編**

1 第7期涌谷町地域福祉計画アンケート調査（集計結果） .....	55
2 涌谷町地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	83
3 涌谷町地域福祉計画策定委員会委員 .....	84
4 涌谷町地域福祉計画策定の経過 .....	85

# 第一部 総論

# 第1章 計画策定にあたって

## I 計画策定の趣旨

現代社会において、人口減少や少子高齢化が進行する中、ひきこもりやヤングケアラー、ゴミ屋敷といった、既存の制度だけでは対応が困難な「複合的な課題」や「制度のはざまの課題」が顕在化しています。地域福祉計画は、地域住民が主体となり、こうした地域生活課題を分かち合い、多様な関係機関や専門職と協働して解決に向けた体制を計画的に整えていくための指針です。

社会福祉法においては、平成30年の改正により本計画の策定が努力義務化されるとともに、高齢・障害・児童といった各分野に共通する事項を定める「共通基盤としての計画」として位置付けられました。さらに令和2年の法改正では、属性を問わない「地域共生社会」の実現が明確に打ち出され、市町村には、住民に最も近い場所で包括的な支援体制を構築することが求められています。

当町では、これまで住民主体のまちづくりを基軸に、生活支援や災害時の支え合い体制の構築に努めてきました。令和5年度からは、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を開始し、分野を問わず「断らない相談支援」の強化を図っています。

本計画は、これまでの取組みを継承しつつ、本町の包括的な支援体制をより実効性のあるものへと高めるものです。社会情勢の変化や多様化する住民ニーズを的確に捉え、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域社会を次世代へつなぐため、第7期計画を策定します。

### (参考) 社会福祉法（抄）

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

1 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### (1) 法的位置づけ

本計画は、社会福祉法（以下「法」という。）第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」であり、法第106条の5に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見利用促進計画」と一体的に策定し、包括的な支援体制の深化や権利擁護の視点も包含した計画とします。

#### （参考）社会福祉法（抄）

##### （重層的支援体制整備事業実施計画）

第106条 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

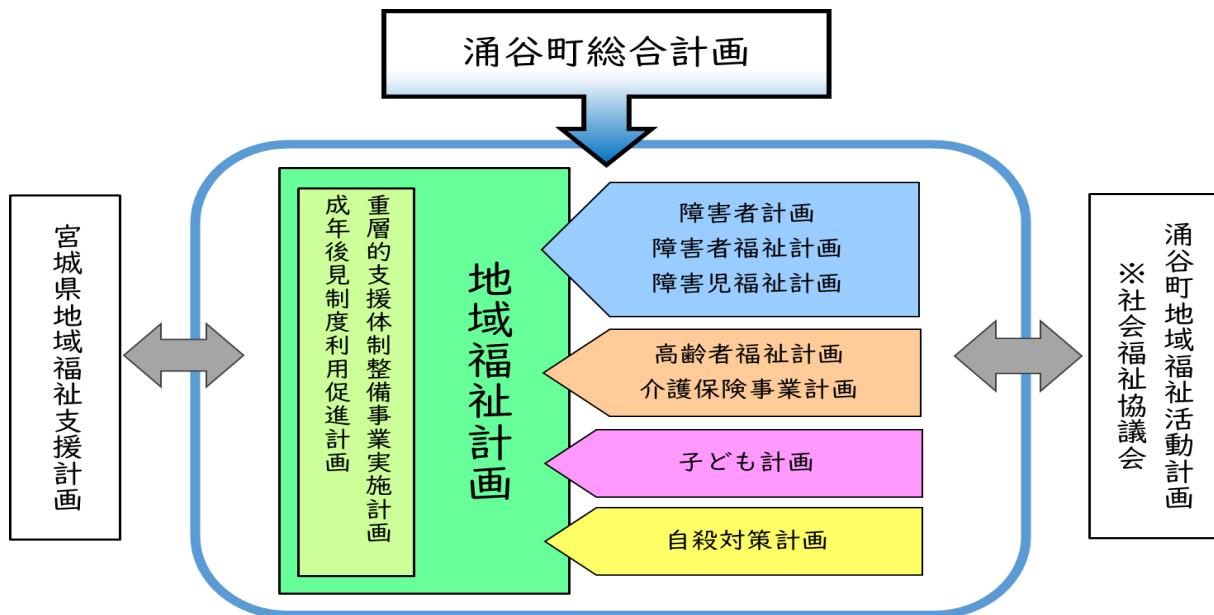
##### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### (2) 関連計画との関係

町の最上位計画である「涌谷町総合計画」の方向性を踏まえるとともに、本町の各福祉計画の上位計画に位置付け、宮城県地域福祉支援計画及び涌谷町社会福祉協議会の涌谷町地域福祉活動計画との整合性を図りつつ、地域福祉を推進するまでの基本的な考え方を明らかにし、各分野・主体における具体的な活動の指針とするものです。



### 3 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

### 4

### 計画とSDGs（持続可能な開発目標）との連動

SDGs (Sustainable Development Goals) は平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際社会共通の目標として国連加盟国で平成 27 (2015) 年に採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す SDGs は、国際社会全体で経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

本計画においても、多様な主体が連携して（参画型）地域福祉活動に取り組むことで、誰もがその役割を果たし、すべての住民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる（包摂性）持続可能な地域共生社会の実現を目指していきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

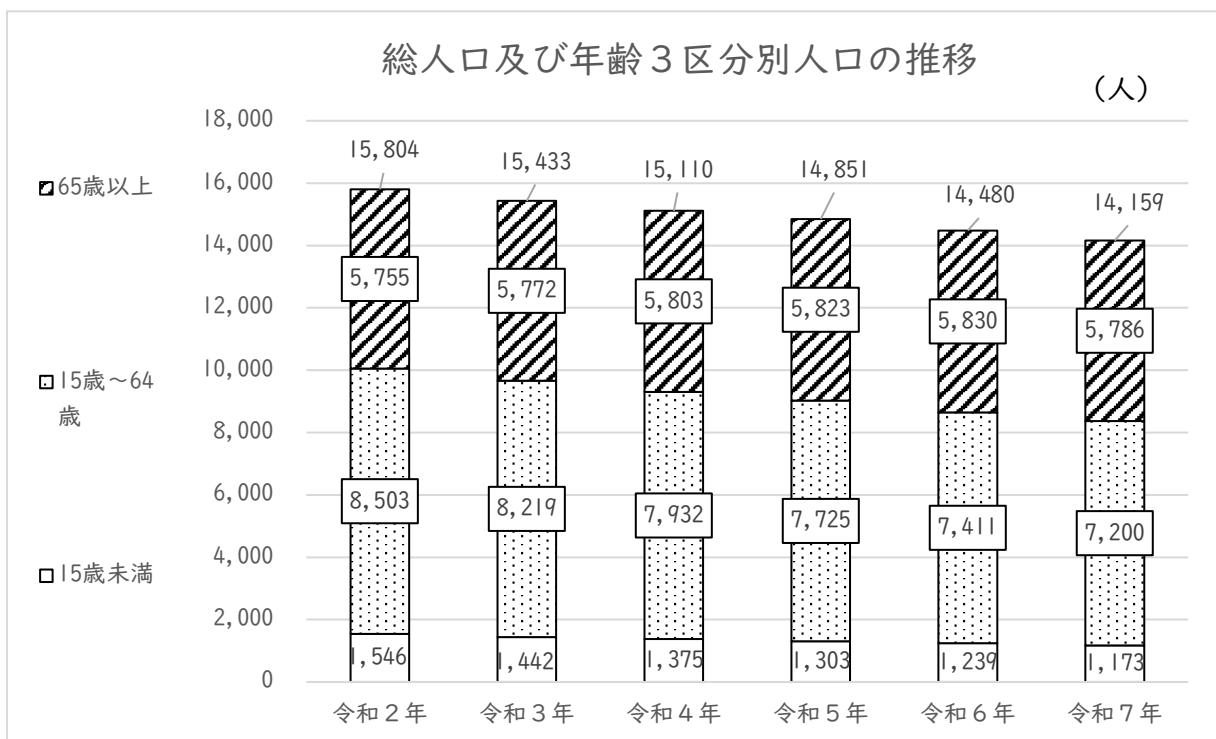


## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### I 統計資料による涌谷町の現状

#### (1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

総人口は、令和2年からの5年間で1,645人（約10.4%）減少し、令和7年3月末現在で14,159人となりました。年齢3区分別では、老人人口（65歳以上）が3.96ポイント増加して4割を超えた一方、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳～64歳）の合計は3.96ポイント減少しています。この推移から、人口減少と並行して少子高齢化が加速しており、人口の構成が大きく変化しています。

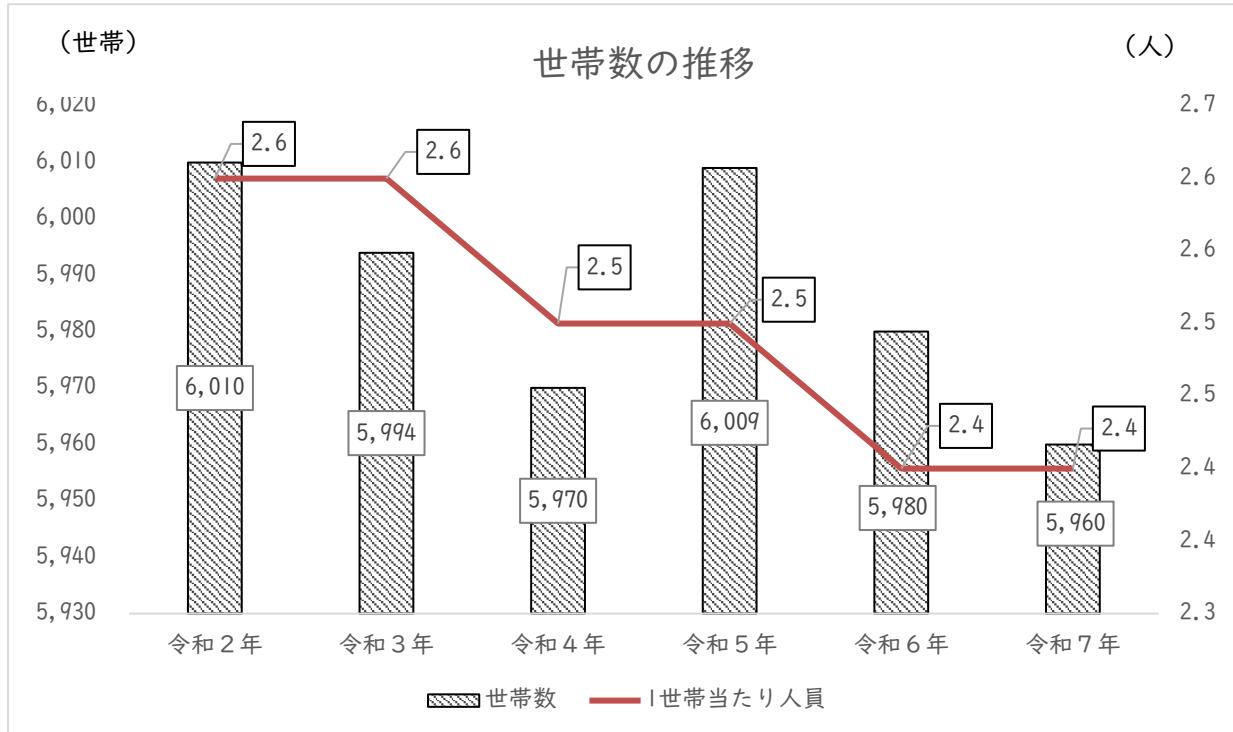


（出典：住民基本台帳 各年3月末現在）

## (2) 世帯数の推移

総世帯数は令和2年の6,010世帯から令和7年には5,960世帯へと、5年間で約0.8%の微減にとどまっています。しかし、1世帯当たりの人員は2.6人から2.4人へと減少しており、世帯数は維持されつつも、一軒あたりの家族構成が少人数化する「世帯の小規模化」が進んでいます。

高齢者のいる世帯は全体の65.0%に達し3世帯に2世帯を占めています。なかでも単身・夫婦のみの高齢世帯が15年間で約1.4倍に増えています。対照的に、18歳未満の子どもがいる世帯は2割を割り込み、10年間で約25%と大幅に減少しています。



(出典：国勢調査)

## 世帯状況の推移

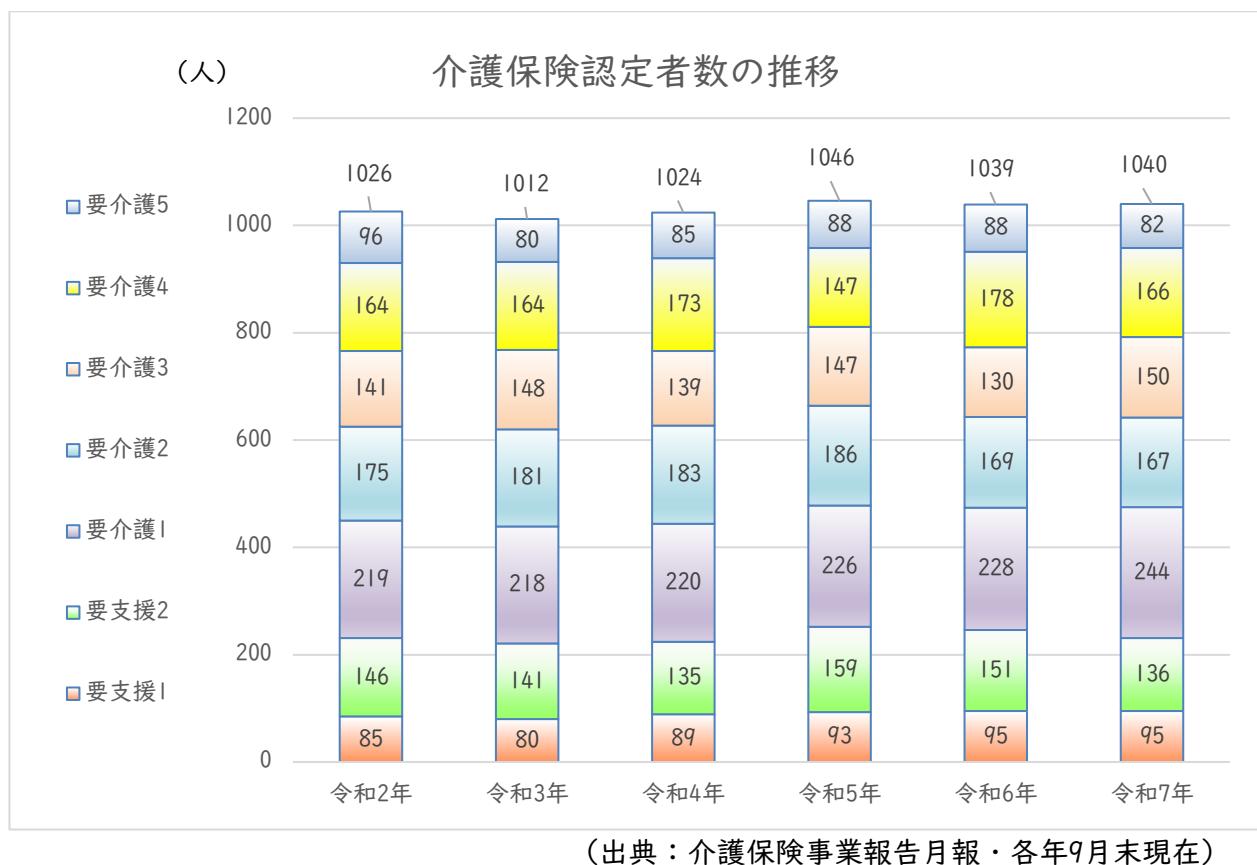
(世帯・%)

	平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯数	5,483	100.0%	5,454	100.0%	5,430	100.0%
65歳以上高齢者がいる世帯	3,231	58.9%	3,432	62.9%	3,527	65.0%
単身世帯	508	9.3%	590	10.8%	716	13.2%
高齢夫婦のみ世帯	512	9.3%	632	11.6%	710	13.1%
18歳未満子どもがいる世帯	1,393	25.4%	1,247	22.9%	1,051	19.4%
母子世帯	73	1.3%	76	1.5%	70	1.3%
父子世帯	10	0.2%	8	0.1%	5	0.1%

(出典：国勢調査)

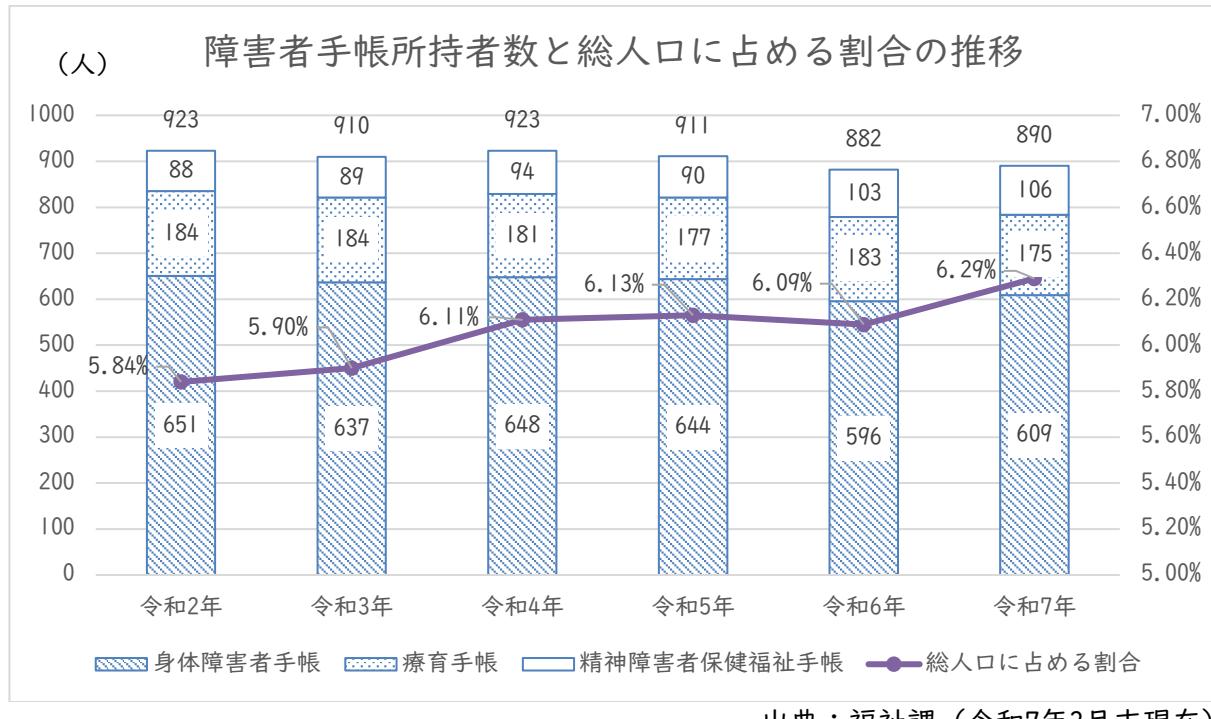
### (3) 介護保険認定者の推移

要支援・要介護認定者数は、令和3年の1,012人を底に微増し、令和5年以降は1,040人前後で推移しており、大きな変化はないものの、その内訳では、生活支援を要する『要介護1』の軽度者が増加している一方で、手厚い介護を要する『要介護3以上』の重度者数が4割程度を占め高い水準を維持しています。



#### (4) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の総所持者数は、身体・療育手帳が減少または横ばいで推移する一方、精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加傾向にあることから、令和7年には890人（前年比101.1%）となっています。総人口の減少が手帳所持者数の変動を上回っているため、総人口に占める割合は6.29%と過去最高となっています。



#### (5) 生活保護受給状況

令和元年度から令和3年度は、世帯数・人員ともにほぼ横ばいで推移していましたが、令和4年度を境に増加傾向へと転じています。特に直近の令和6年度は増加が著しく、世帯数は139世帯、人員は184人と、令和元年度と比較して2割程度増加しています。

生活保護受給者数の推移

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯	113	112	113	119	132	139
被保護人員	156	144	146	159	166	184

出典：宮城県北部保健福祉事務所（各年度末現在）

## 2 地域資源の状況

### (1) 相談窓口

子どもから高齢者、障害のある人まで、すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、悩みや困りごとに応じた専門的な相談窓口を設置しています。現在の複雑化した課題に対し、各部署が連携を図りながら包括的な支援体制を整えています。

町民医療福祉センター内にある福祉課内に、高齢者世代や地域福祉の公的な総合相談窓口として、「地域包括支援センター」を設置し、介護保険の利用相談や権利擁護（虐待防止・成年後見制度等）など、高齢者とその家族を支える専門的なサポートを行っています。

こども家庭センターは健康課と子育て支援課が担い、児童や子育てに関する相談は、子育て支援課が対応し、保健相談や妊婦相談、育成相談などは健康課が窓口として対応しています。

悪質商法や契約トラブルなどの「消費生活相談」は、役場の町民生活課が対応しています。

障害者及びその家族が抱える悩み事の相談窓口としては、障害者地域生活拠点施設「結の郷わくや」に涌谷町基幹相談支援センターを設置し、専門的職員を配置しています。

社会福祉協議会では、困りごとの相談受付や貸付事業、介護保険サービスに関する相談を受け付けています。

相談窓口	主な対象者	相談内容
涌谷町福祉課 (地域包括支援センター)	高齢者 複合的な課題を抱えている 世帯 など	介護保険サービス 権利擁護（虐待や成年後見制度など） 介護予防サービスなど
涌谷町福祉課（福祉班）	障害者・生活困窮者	障害者手帳の手続き 生活保護 など
涌谷町子育て支援課 涌谷町健康課 (こども家庭センター)	子育て家庭・児童 妊産婦・乳幼児	子育てに関する総合相談 保健相談・妊婦相談 育成相談
涌谷町町民生活課	住民	消費生活相談・人権相談
結の郷わくや (基幹相談支援センター)	障害者・家族	障害に関する総合相談
涌谷町社会福祉協議会	住民	総合相談（生活相談・各種貸付・フードバンク） 介護保険サービス

## (2) 地域活動団体等

本町には行政区が39行政区あり、そのうち29の行政区で自治会が設置されています。

また、令和7年4月現在、ボランティアの会に登録されているボランティア団体が19団体（会員数479人）、老人クラブが29団体（会員数833人）となっています。

団体	団体数	会員数
行政区	39 行政区	一
自治会	29 団体	4,258世帯
ボランティア団体	19 団体	479 人
老人クラブ	29 団体	833 人

## (3) 地域人材

地域で福祉活動を行う主な人材として、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉推進員、健康推進員が配置されています。主な活動内容は以下のとおりです。

相談機関・窓口	配置数	主な活動内容
民生委員・児童委員 (事務局：社会福祉協議会)	39人	高齢者・障害者の福祉相談及び見守り 児童についての相談・支援
主任児童委員 (事務局：社会福祉協議会)	3人	児童福祉担当課、教育機関との連携により、児童委員の活動をサポートする
地域福祉会長 (事務局：社会福祉協議会)	39人	福祉推進員のリーダーとしての地域福祉活動の推進
福祉推進員 (事務局：社会福祉協議会)	247人	サロン（交流）活動の運営と地域の見守り
健康推進員（日赤奉仕団） (事務局：涌谷町健康課、福祉課)	304人	健康教室や町が実施する保健事業への協力を通じての健康づくり活動 災害時の炊き出しなど非常災害に対する防災、救助活動

### 3 地域福祉に関するアンケート調査の集計結果の概要

#### 1. 調査の目的

本調査は、第7期涌谷町地域福祉計画の策定にあたり、地域内に内在する様々な生活課題や福祉ニーズを明らかにし、町民の声を反映した実効性のある計画とする目的として実施しました。

併せて、高齢者関連・児童関連・障害者関連施設事業所を対象にインタビュー調査（東北福祉大学総合福祉学部福祉行政学科プロジェクト実践活動への参加学生による）を行いました。

#### 2. 調査の概要

区分	高齢者関連・児童関連・障害者関連施設事業所インタビュー調査	第7期涌谷町地域福祉計画アンケート
調査対象者	地域福祉分野1事業所、高齢福祉分野1事業所、障害福祉分野2事業所、児童福祉分野1事業所、ボランティア団体1団体	涌谷町在住の18歳以上の方の中から1,000人を無作為に抽出
調査実施方法	半構造化面接法 ※事前に決めた質問と、柔軟な追加質問によるインタビュー調査	郵送調査（郵送による配付、郵送による回収）形式およびオンライン（QRコード読み取り）形式
結果	地域福祉分野1事業所、高齢福祉分野1事業所、障害福祉分野2事業所、児童福祉分野1事業所、ボランティア団体1団体	対象者1,000人に対し、440人から回収有効回答数（白紙を除いた数）440、有効回答率44.0%
調査期間	令和7年7月29日（火）	令和7年8月11日（月）～8月30日（土） ※令和7年9月5日（金）到着分まで集計

### 3. 高齢者関連・児童関連・障害者関連施設事業所インタビュー調査

地域福祉に関する諸課題を明らかにするため、高齢者・児童・障害者関連施設・事業所等に個別インタビュー調査（東北福祉大学総合福祉学部福祉行政学科プロジェクト実践活動への参加学生による）を行いました。コメントは、発言のとおりに掲載しています。

#### 【設問】現状と課題についてお聞きします



##### ■ 高齢者福祉施設・事業所

ノーマライゼーションの観点から認知症の人でも涌谷町で安心して暮らせるお手伝いができる嬉しさを考えている。

イベントを企画する人も参加する人も毎回同じになっていることが課題である。参加できない大きな理由は移動手段がないことである。この問題を支えるために具体的な対策を考え、福祉分野だけでなく企業とも連携をとっていくことが求められている。

##### ■ 障害者福祉施設・事業所

高齢・障害・児童など分かれているがそれぞれの課題を一家族のなかで抱えているケースも多い。家族を支援するという考え方は教科書でならったが、生活保護も含め、多職種で対応することも増えている。それぞれの事業所がお互いの得意なところでカバーする必要があります出てくるのではないか。

障害を持っている人が当たり前に暮らせる地域づくり、困っている人が声をかけやすい地域づくり、自分たちが活動している姿を見て、地域住民も活動に参加してみようと思ってもらえる地域づくりをしたい。地域の高齢者の方の困りごとのお役にも立てる事業所でありたい。

##### ■ 児童福祉施設・子育てボランティア

町全体で子育てが楽しめる環境を整える必要がある。保育のプロとして、行政への提案や新しいサービスづくりで貢献したい。

親子だけでなく、地域の人たちも巻き込んだ活動が大切。子どもは地域のみんなの子どもという意識を共有したい。「町全体で子育てをする」という考えを大切にしている。小中高生や近所の方など町全体を巻き込みたい。

SNSでのつながりが中心になっているためか、お母さんが顔を合わせての場、悩みを共有できる機会が少ない。若い方にはSNSで発信することを試みているが、なかなか来てほしい世代には届きづらい。子育て中の方にどうしたら活動に興味を持っていただけるかが課題である。



## 4. 涌谷町第7期地域福祉計画アンケート

### 【集計・分析について】

- ・調査については東北福祉大学総合福祉学部福祉行政学科の協力のもと集計・分析を行っています。
- ・集計結果に掲載した割合(%)は、単純集計の場合、回答者全員が答えるべき設問については有効回答数440をもとに算出しました。
- ・条件付き設問については、その設問に答えるべき該当者の数をもとに算出しました。なお、小数点第2位を四捨五入し第1位までの表記としました。
- ・掲載している図は「無回答・無効」を除いて作成しています。そのため、百分率の合計が100にならない場合があります。
- ・年齢や地域別に作成した図表に掲載した割合は、当該設問と年齢あるいは地域の両方に回答があった人数をもとに算出しました（その他アンケート結果については、54頁以降の資料編に掲載しています）。
- ・紙面の関係で主要項目のみ掲載し、男女別の集計等、一部を省略しております。

### 【集計結果の特徴】

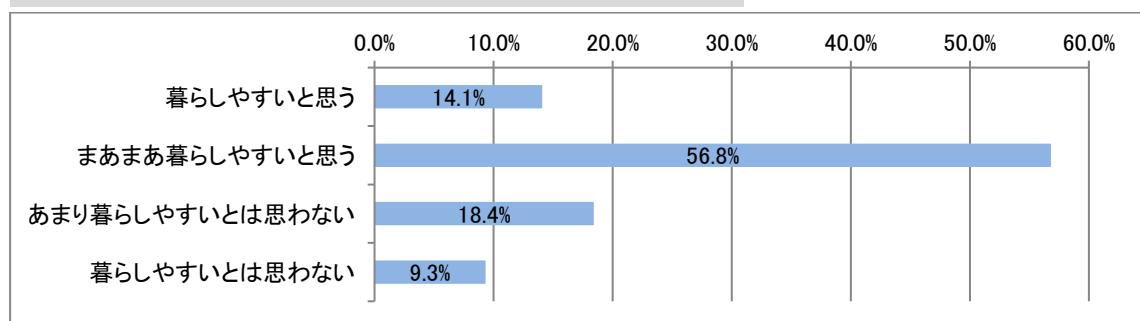
#### 調査結果からみえる町の8つの地域特性

##### I 涌谷町は「暮らしやすいまち」と評価する住民が多い

「涌谷町は、暮らしやすいまちだと思いますか」という設問に対し、14.1%が「暮らしやすいと思う」、56.8%が「まあまあ暮らしやすいと思う」と回答しており、両者を合わせると70.9%となります。7割以上の住民が涌谷町を暮らしやすい町と感じています。

一方、約3割は必ずしも暮らしやすいとは感じていません。特に、39歳以下の比較的若い世代で否定的な評価する住民の割合が高い傾向がみられました。

##### 設問 「涌谷町は、暮らしやすいまちだと思いますか」

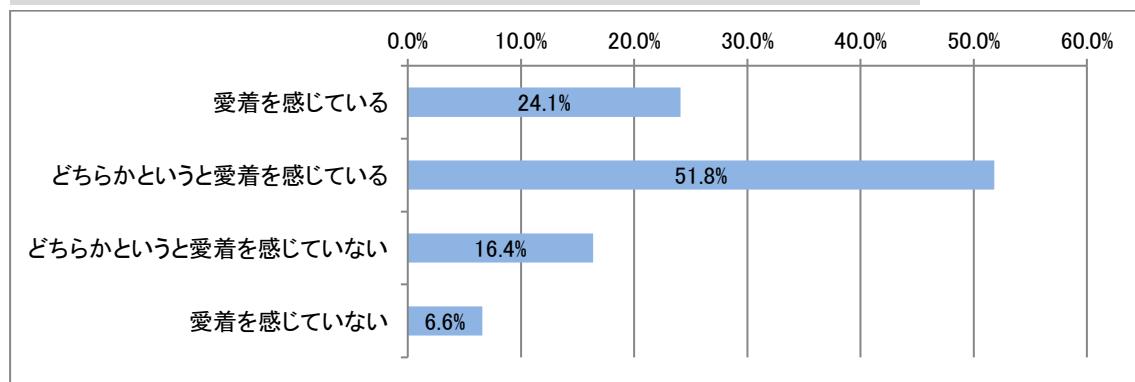


## II 湧谷町には地域への愛着を持つ住民が多い

「お住まいの地域に対して愛着を感じていますか」という設問では、24.1%が「愛着を感じている」、51.8%が「どちらかというと愛着を感じている」と回答しており、両者を合わせると75.9%となります。

7割以上の住民が地域に対して愛着を示しました。特に80歳以上の高齢層でこの傾向が顕著です。

設問 「あなたは、お住まいの地域に対して、愛着を感じていますか」

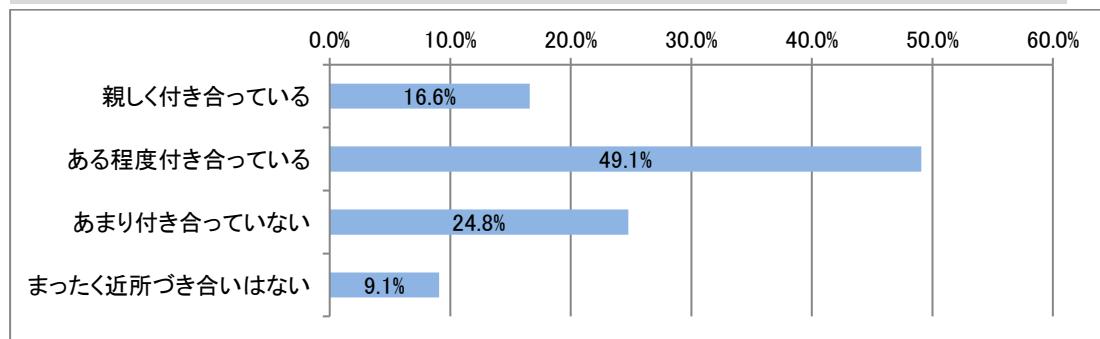


## III 湧谷町には近所付き合いを行っている住民が多い

「日頃、ご近所の人とどの程度の付き合いをしていますか」という設問では、16.6%が「親しく付き合っている」、49.1%が「ある程度付き合っている」と回答しており、両者を合わせると65.7%となります。

一方、近所との関係が希薄な層は約3割にとどまりますが、39歳以下では「まったく近所付き合いはない」と回答する割合が高く、若年層の地域との関わりが少ないとがうかがえます。若い世代が参加しやすい地域活動や交流機会の整備が課題といえます。

設問 「あなたは、日頃、ご近所の人とどの程度の付き合い方をしていますか」

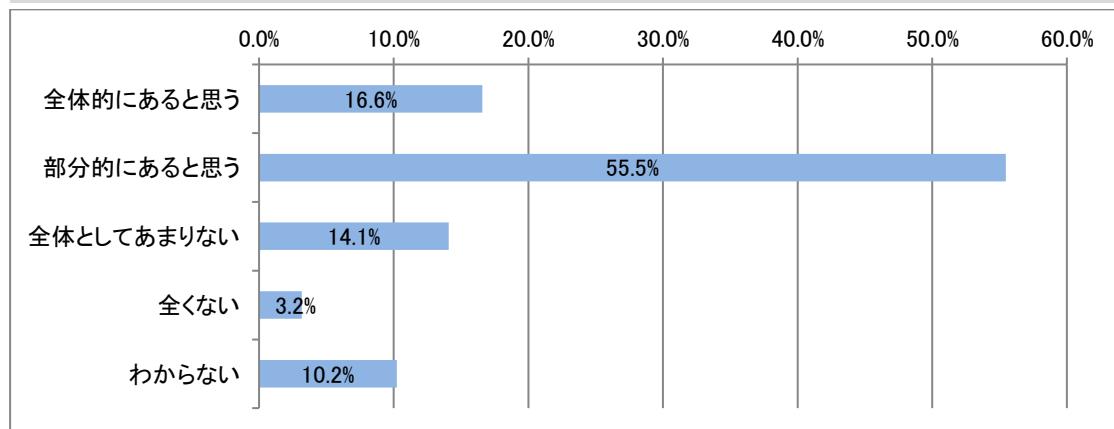


## IV 湧谷町には地域に助け合う気風があると感じる住民が多い

「地域には困っている人がいる場合に助け合う気風がありますか」という設問に対し、16.6%が「全体的にあると思う」、55.5%「部分的にあると思う」と回答しており、両者を合わせると72.1%となります。7割以上の住民が地域に助け合いの気風があると感じています。

ただし、若い世代ではこの助け合いの実感が十分でない可能性があり、若年層への周知や参加促進が今後の課題となります。

### 設問 「お住まいの地域には、困っている人がいる場合に、助け合う気風はありますか」

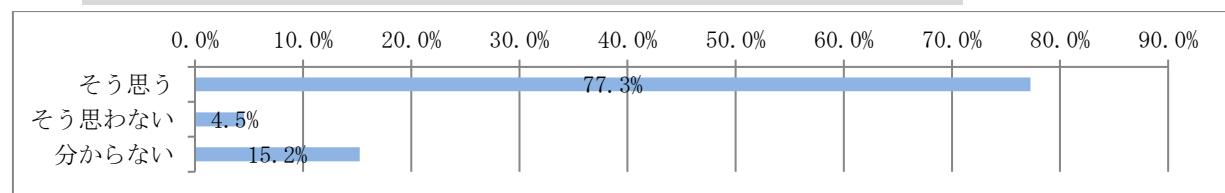


## V 湧谷町には公的機関による支援を必要と感じている住民が多い

「地域で解決できないことは、公的な機関が解決すべきである」という設問では、77.3%が「そう思う」と回答し、約8割が公的支援の必要性を認識しています。一方で、15.2%が「分からぬ」と回答しており、公的支援の役割や仕組みが十分に理解されていない可能性も示唆されます。

### 設問 「日常生活で困っている家庭があった場合、あなたはどうのように思いますか

…地域で解決できないことは、公的な機関が解決するべきである」

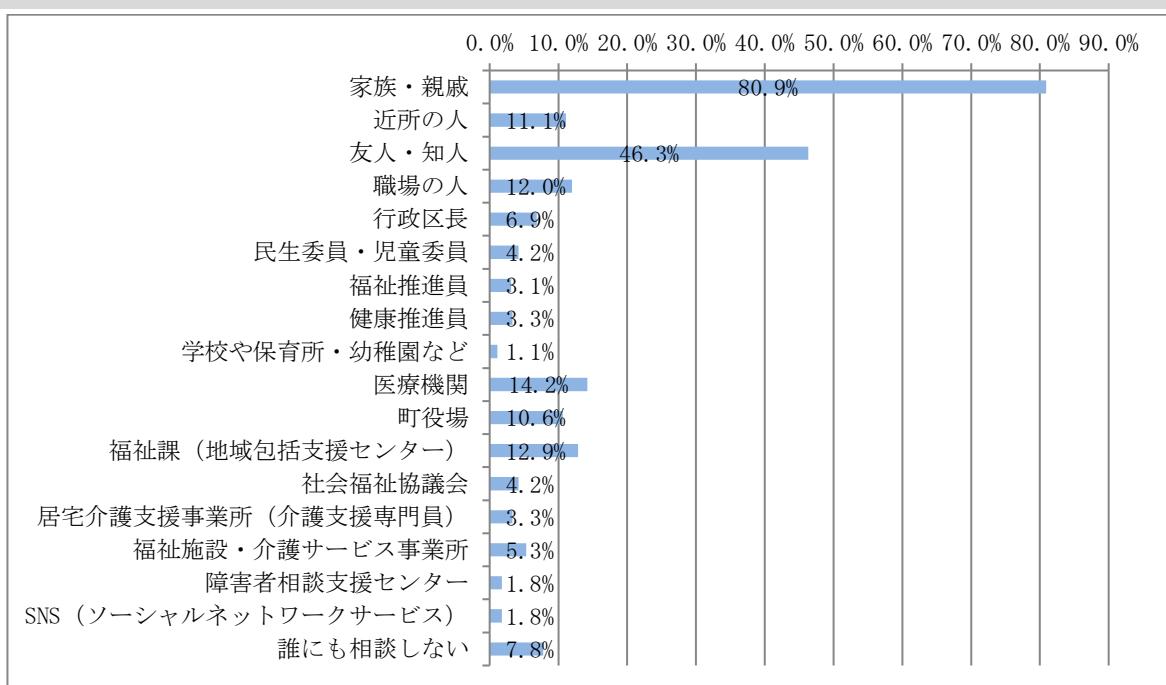


## VI 湧谷町には悩みや不安がある際の相談先として、公的機関を利用する住民が少ない

相談先としては、80.9%が「家族・親戚」、46.3%が「友人・知人」と回答しています。

身近な人への依存が強いことが分かります。一方、「福祉課（地域包括支援センター）」は12.9%、「町役場」は10.6%、「社会福祉協議会」は4.2%となっており、公的機関を相談先として挙げる割合は1~2割程度にとどまっています。また、「誰にも相談しない」が7.8%となっており、相談先を確保できていない層の存在も確認されました。これは、公的相談窓口の認知度や利用方法が十分に伝わっていない可能性を示しています。

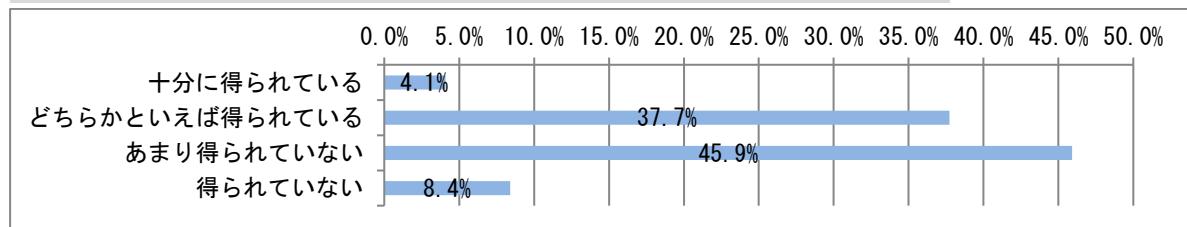
設問 「あなたに悩みや不安があるとき、どこ（だれ）に相談をしますか」（複数回答可）



## VII 湧谷町には福祉に関する情報が十分に得られていないと感じている住民が多い

「福祉に関する情報を十分に得られていますか」という設問では、「十分に得られている」と回答した人の割合は4.1%にとどまりました。一方、45.9%が「あまり得られていない」、8.4%が「得られていない」と回答しており、両者を合わせると54.3%となります。過半数の住民が必要な福祉情報に十分アクセスできていない状況がうかがえ、情報提供体制の強化が求められます。

設問 「あなたは、“福祉”に関する情報を十分に得られていますか」



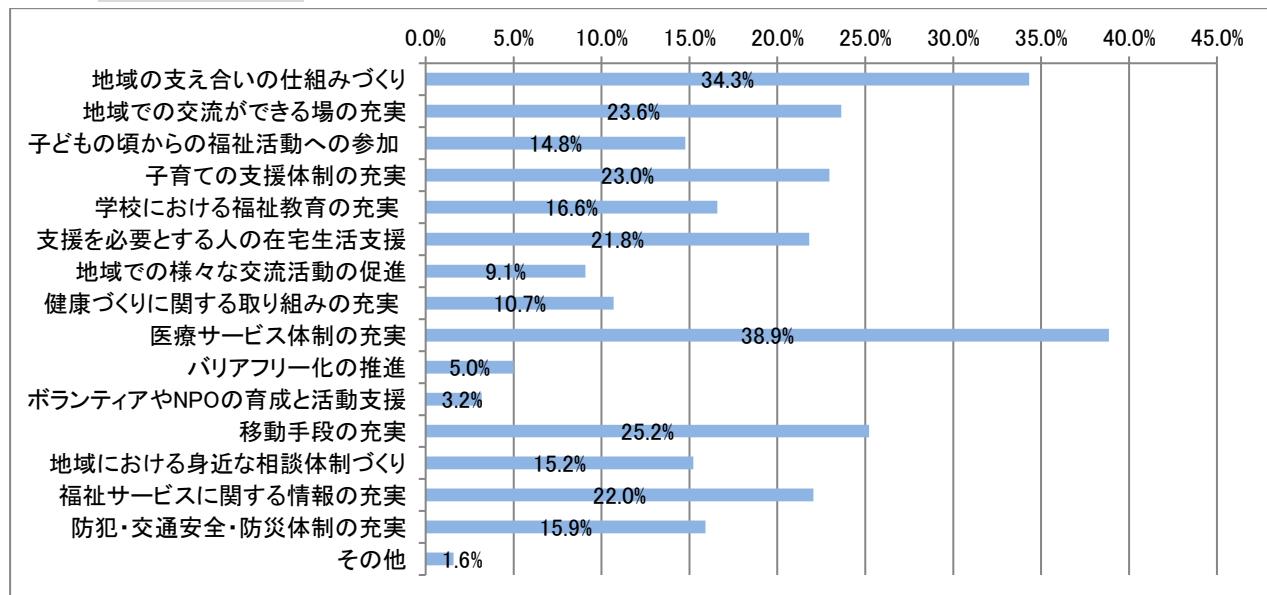
## VIII 湧谷町の住民は安心して生活するための基盤整備への期待が高い

「今後、優先して取り組むべき福祉施策」について尋ねたところ、「医療サービス体制の充実」が38.9%と最も高く、多くの住民が医療へのアクセス改善を重要な課題と捉えていることが明らかとなりました。次いで、「地域の支え合いの仕組みづくり」34.3%、「移動手段の充実」25.2%が続き、地域で安心して暮らすための基盤整備に対する期待が高いことがうかがえます。一方、「ボランティアやNPO の育成・活動支援」(3.2%)、「バリアフリー化の推進」(5.0%)、「地域での様々な交流活動の促進」(9.1%)などは相対的に割合が低く、住民の関心はより日常生活に直結した医療、移動手段、生活支援へ向いていることが示唆されます。



設問 「今後、取り組むべき福祉施策として、何を優先して取り組むべきだと思いますか」

(複数回答可)



### 【まとめ】

アンケートの結果から、涌谷町は概ね暮らしやすく、愛着や助け合いの意識が比較的高い一方、若年層の地域との関わりの弱さ、行政の役割に関する理解不足、福祉情報へのアクセス不足などが課題として浮かび上がりました。

これらの課題を踏まえ、今後は若年層を含む多様な世代が地域とのかかわりを持てるよう、参加しやすい地域活動や交流の機会を充実させていくことが求められます。また、地域で解決が難しい課題に対しては、行政や社会福祉協議会が果たす役割を明確にし、相談窓口や支援制度について分かりやすく情報発信を行うことが重要です。

あわせて、医療サービス体制や移動手段の充実といった生活を支える基盤整備を進めることで、住民が安心して暮らし続けられる環境を整えていくことが求められます。地域の助け合いの力と公的支援が相互に補完し合う体制を構築することで、誰もが孤立することなく、必要な支援につながる地域福祉の実現を目指していく必要があります。

涌谷町では、地域のつながりを守り育てながら、誰もが必要な情報や支援につながり、世代を超えてすべての町民が「この町に住んでいてよかった」と心から実感できる、支え合いと安心の仕組みづくりを皆さんと共に進めてまいります。

## 第3章 計画の基本方針

### I 基本理念

地域福祉を推進していくためには、住民が地域福祉やその課題に関心を持ち、お互いの人格や個性を尊重し、ともに支え合い、助け合うことが必要不可欠です。

涌谷町では、制度・分野ごとの「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

第7期地域福祉計画では、地域共生社会の理念及び町の総合計画に定められたSDGs（持続可能な開発目標）の推進方法に則り、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、これまでの考え方を踏襲し、「住民どうしが支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまちづくり」を、本計画における基本理念とします。

- ノーマライゼーション(※)社会の実現
- ともに支え合い、助け合う地域づくりの推進



「地域共生社会」の実現



【基本理念】

住民どうしが支え合い、誰もが自分らしく  
安心して暮らせるまちづくり

(※)ノーマライゼーション：「障害のある人もない人も、高齢者も若者も、誰もが地域の中で分け隔てられることなく、共に当たり前に生活できる社会こそが正常である」という考え方

## 2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定します。

### 基本目標Ⅰ 一人ひとりを尊重し、支え合う人を育む

ノーマライゼーションの理念を広め、一人ひとりの思いに寄り添いながら支え合える「人」を育むまちづくりを推進します。

- |         |                |
|---------|----------------|
| 基本施策Ⅰ-1 | 心のバリアフリー化の推進   |
| Ⅰ-2     | ボランティア活動の普及促進  |
| Ⅰ-3     | 多様な担い手の育成と活動支援 |

### 基本目標Ⅱ 地域と人をつなげる

一人ひとりの悩みや困りごとを地域のみんなで受け止め、必要なサポートへ橋渡しつできる仕組みづくりを推進します。

- |         |                  |
|---------|------------------|
| 基本施策Ⅱ-1 | ふれあい・交流の拠点・場づくり  |
| Ⅱ-2     | 地域福祉活動の推進体制の強化   |
| Ⅱ-3     | 地域福祉コーディネート機能の強化 |

### 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの基盤をつくる

すべての住民の命と人権が守られる体制の強化を図るとともに、多様なニーズに応えるサービス基盤を整え、誰もが地域で「安全・安心」に暮らせるまちづくりを推進します。

- |         |                |
|---------|----------------|
| 基本施策Ⅲ-1 | 困りごとの早期発見・早期対応 |
| Ⅲ-2     | 包括的な支援体制の整備    |
| Ⅲ-3     | 人権・権利擁護体制の強化   |
| Ⅲ-4     | 地域とつながる子育て家庭   |
| Ⅲ-5     | 安全・安心なまちづくりの推進 |

【 計画の体系図 】

基本理念	基本目標	基本施策	施策
人づくり	基本目標 1 一人ひとりを尊重し、支え合う人を育む	心のバリアフリー化の推進	(1) 児童・生徒に対する福祉教育・人権教育の推進 (2) 広報・啓発活動の充実
		ボランティア活動の普及促進	(1) ボランティア活動・体験機会の充実、講座・研修会の開催 (2) 各種団体等と連携した地域福祉活動の促進 (3) 子ども・若い世代の地域福祉活動への参加促進 (4) 情報発信・情報提供の充実
		多様な担い手の育成と活動支援	(1) 地域活動団体の活動支援の充実 (2) 地域福祉活動を担う人材の育成 (3) 世代間交流による地域福祉活動の担い手の確保
	基本目標 2 地域と人をつなげる	ふれあい・交流の拠点・場づくり	(1) 気軽に参加できるふれあい・交流活動の充実 (2) 多様なふれあい・交流機会の充実 (3) 住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備
		地域福祉の推進体制の強化	(1) 住民主体によるコミュニティ活動の推進 (2) 小地域福祉活動の推進
		地域福祉コーディネート機能の強化	(1) 相談体制の充実と連携強化 (2) ボランティアコーディネート機能の強化 (3) 生活支援コーディネーターの配置と協議体の運営
	地域づくり 仕組みづくり	困りごとの早期発見・早期対応	(1) 地域における声掛け・見守りの促進 (2) 行政区長、民生委員・児童委員等による見守り、訪問活動の推進 (3) 困りごとに気づき、相談できる体制づくり (4) 地域ケア会議による協議 (5) 自殺対策の効果的な展開
		包括的な支援体制の促進	(1) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 (2) 多機関連携の推進 (3) アウトリーチ（訪問支援）を通じた継続的支援の実施 (4) 参加支援事業の実施 (5) 居住に課題を抱える人への支援
		人権・権利擁護体制の強化	(1) 虐待の早期発見と対応体制の強化 (2) 認知症の人を地域全体で見守る体制づくり (3) 相談機関・窓口の体制の充実と周知 (4) 再犯の防止と地域での自立と共生 (5) 成年後見制度の利用促進 (6) 日常生活自立支援事業「まもりーぶ」への協力 (7) 身寄りのない人への支援 (8) 困難を抱える女性への支援
		地域とつながる子育て家庭	(1) 子どもの成長を支える保育・支援の充実 (2) ひとり親家庭・生活困窮世帯への支援 (3) 情報提供の充実
		安全・安心なまちづくりの推進	(1) 災害時要配慮者の把握と避難協力体制の強化 (2) 地域防災力を高める取組の推進

## 第2部 各論

---

## 第Ⅰ章

基本目標Ⅰ　一人ひとりを尊重し、支え合う人を育む



## 基本施策Ⅰ-1 心のバリアフリー化の推進

### 【 施策が目指す姿 】

○多くの住民が福祉教育や人権教育を通じてノーマライゼーションの考え方を深く理解し、個性や多様性を尊重する姿勢が育まれ、思いやりの心が醸成されています。

### 【 現状と課題 】

地域福祉の推進のために、社会福祉協議会やボランティアセンターが中心となり、学校での福祉学習や、企業・教職員向けの認知症への理解を深める講座など、子供から大人まで幅広い世代に向けた活動を積極的に展開しています。これらの取組を通じて、障害の有無や年齢にかかわらず、一人ひとりの個性や違いを「その人らしさ」として認め合い、互いに助け合うという意識が地域の中に育まれています。

しかし、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会を実現するためには、こうした思いやりの心を一部の活動にとどめず、町全体に広く、深く根付かせていくことがこれから的重要な歩みとなります。今後も、より多くの住民が参加できる学びや体験の機会をいっそう充実させることで、心の壁を取り除き、すべての人が地域の一員として共に支え合いながら歩んでいける町づくりを力強く進めていく必要があります。

### 【 地域の役割 】

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・身近な人の困りごとや地域の課題について関心をもち、自分に何ができるか考えてみます。</li><li>・様々な学習、体験の機会に積極的に参加し、福祉や人権についての知識や理解を深めます。</li><li>・それぞれの個性や多様性を尊重し、お互いに理解しあえるようにします。</li></ul>
社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内の各地区や教育機関、企業等へ出向き、福祉に関する講座を通して体験・学びの機会を提供し、相互理解の推進を図ります。</li><li>・ボランティア団体や生涯学習課等と連携を図り、講座の充実に努めます。</li></ul>

## 【行政・関係機関の主な取組】

### (1) 児童・生徒に対する福祉教育・人権教育の推進

- 総合的な学習の時間や道徳の時間、ボランティア活動による福祉学習への積極的な取組を通して、福祉教育・人権教育を推進します。
- 縦割り活動や学校行事などの異年齢交流を通し、相互理解と思いやりの心の育成を推進します。
- 情報教育による情報モラルやリテラシー(※)の定着と向上を図り、インターネット上の  
人権侵害の防止につなげます。

### (2) 広報・啓発活動の充実

- 広報紙やホームページ、社協だより、SNS等を活用し、高齢者や障害者、生きづらさを感じ  
ている人々等への理解を深めるための啓発活動を行います。
- 各公民館や生涯学習事業等で講座や研修を実施し、地域全体での人権意識を高め、お互いを  
尊重し合う心を育んでいきます。

(※)リテラシー：支援が必要な人が自ら情報を得て、適切なサービスを選択・利用するための重要な能  
力のこと

## 基本施策Ⅰ-2 ボランティア活動の普及促進

### 【 施策が目指す姿 】

- 多くの住民が、より暮らしやすい地域にするために自分ができることについて考え、地域活動やボランティアへ積極的に参加しています。
- 子どもから高齢者までの幅広い世代が地域福祉活動に参画し、世代を超えた支え合いのもと、きめ細かな福祉ニーズに対応できる担い手として活躍しています。

### 【 現状と課題 】

地域福祉活動への参加は、人との交流を通じて思いやりの心を育むだけでなく、身近な困りごとを自分たちの事として捉えて助け合う、温かな地域づくりに欠かせない力となります。

アンケート調査では、ボランティアに参加したことがない方の多くが、日々の忙しさに加えて「きっかけ」や「情報」が不足していることを理由に挙げており、活動の輪が十分に広がっているとは言えないことがわかりました。

今後は、幅広い世代が活動に参加しやすい環境を整えるとともに、自治会や学校などの様々な団体との連携をより一層強化し、誰にとっても身近で参加しやすい情報の届け方や、参加のきっかけとなる場づくりをより一層進めていく必要があります。

### 【 地域の役割 】

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティアなど地域福祉活動をはじめ、地域での活動に関心をもち、情報収集します。</li><li>・自分が持つ能力や知識、技術を地域福祉に生かすことができる活動を見つけ、時間をつくって積極的に参加します。</li><li>・地域や行政が開催する各種講座や研修等に積極的に参加し、ボランティアに対する意欲や技術・資質の向上に努めます。</li><li>・参加する際には、隣近所や友人を誘います。</li></ul>
社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・町民が求めるボランティア活動の把握に努め、活動のきっかけとなる養成講座等を開催し、人材育成に努めます。</li><li>・これまで培ってきたネットワーク機能を活かし、他事業や関係機関の活動をつなぎあわせ、新たな活動のきっかけづくりに努めます。</li><li>・ボランティア活動が円滑かつ継続して展開できるよう、活動者の支援に努めます。</li><li>・社協だより、SNS、ホームページで、ボランティア情報の啓発活動に努めます。</li></ul>

## 【 行政・関係機関の主な取組 】

### (1) ボランティア活動・体験機会の充実、講座・研修会の開催

- 町内の小中学校、涌谷高等学校と連携し、住民のボランティア活動や福祉意識を醸成する交流・体験機会の充実を図ります。
- 社会福祉協議会のボランティアセンターと協力し、ボランティア活動・体験機会に関する情報提供を行い、災害ボランティアなどへの積極的な参加を呼びかけます。
- 社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、ボランティア養成講座やボランティアリーダー研修などを行います。

### (2) 各種団体等と連携した地域福祉活動の促進

- 自治会や地域福祉会、老人クラブ、PTA等、多くの住民が参加する団体とボランティア団体等が連携し、町内全域において、幅広い世代の地域福祉活動への参加を促進します。

### (3) 子ども・若い世代の地域福祉活動への参加促進

- 子どもから高齢者まで幅広い年齢層や、様々な特性がある方が参加できるよう、多様なボランティアの養成研修を実施し、社会福祉協議会と連携し活動支援を推し進めます。

### (4) 情報発信・情報提供の充実

- 各種団体の活動状況や各種講座・研修会の開催等について、広報紙やホームページ、SNS等を積極的に活用しながら、広く情報発信・情報提供します。

## 基本施策Ⅰ-3 多様な担い手の育成と活動支援

### 【 施策が目指す姿 】

- 多様な団体や住民がそれぞれの特性や強みを活かし、様々な分野において幅広い地域活動を展開しています。
- 地域の様々な団体や住民が相互に連携・協力しながら活動を行い、一人ひとりの困りごとや生活課題に寄り添った支援を行う重要な役割を担っています。
- 地域活動を担う住民同士のつながりが深まり、世代や属性を問わず誰もが参加できる新たな居場所が形成されることで、地域内の交流機会の確保と拡充が図られています。

### 【 現状と課題 】

地域福祉を推進するためには、従来の「支える側」と「支えられる側」という固定的な関係を超え、誰もが主体的に地域活動に参加し、生きがいや活躍の場を共に創り出していくことが不可欠です。アンケート調査からは、住民の7割以上が「助け合いの心」があると感じており、活動を支えたいという思いをもつ人も半数を超えていました。現在は、生活支援コーディネーター（つなぎ役）を中心として、福祉分野だけでなく企業や民間団体も含めた「協力し合うネットワーク作り」を進めており、誰もが地域の一員として役割を持ち、共に生きていくための土台作りが進んでいます。

しかし、実際には「活動に関わりたいけれど不安がある」という方も少なくなく、気兼ねなく参加できる仕組みづくりが大きな課題となっています。また、活動を支える組織の高齢化が進み、次世代を担う人材の確保が急務であるとともに、多くの団体がバラバラに動くのではなく、地域全体でより一体となって支え合えるよう、連携をさらに強固にしていくことが求められています。

### 【 地域の役割 】

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・普段から、助け合いの心をもち、コミュニケーションを大切にします。</li><li>・福祉推進員や健康推進員の地域福祉活動をはじめ、地域での活動に関心をもち、時間をつくって積極的に参加します。</li></ul>
社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・多くの町民に地域福祉活動を理解してもらうため、各研修会を開催し、地域での支えあい、助け合いの意識醸成を図ります。</li><li>・町内で支えあいの活動を行っている企業、団体等とのネットワークを強化し、社会資源の見える化に努めます。</li></ul>

## 【 行政・関係機関の主な取組 】

### (1) 地域活動団体の活動支援の充実

- 地域活動団体に対し、活動に対する助成や活動拠点・機会の確保、情報提供、活動内容の広報等の支援を行います。
- 行政区や老人クラブへの助成を継続して実施することで、活動の活発化を図ります。

### (2) 地域福祉活動を担う人材の育成

- 行政区長、民生委員・児童委員、地域福祉会長、福祉推進員、健康推進員（日赤奉仕団）等を対象に様々な研修等をとおし、地域福祉活動の資質向上を図ります。

### (3) 世代間交流による地域福祉活動の担い手の確保

- 学校教育機関、社会福祉協議会等と連携を図り、幅広い世代の住民が参加しやすい世代間交流を企画し、地域住民とともに歩む担い手の育成を図ります。

---

## 第2章

### 基本目標2 地域と人をつなげる



## 基本施策2-1　ふれあい・交流の拠点・場づくり

### 【施策が目指す姿】

- 誰もが気軽に訪れるこことできる身近な「ふれあい・交流の場」が地域全体に広がっています。
- 同じような困りごとや生活課題を抱える人々が安心して交流できる環境が整っています。
- 多様な背景を持つ住民同士が互いの理解を深め、支え合う関係を築くことができています。

### 【現状と課題】

地域福祉を推進する上で重要なことは、思いやりの心を育むことと、日常的な交流を通じて顔の見える関係を築くことです。特に、同じ悩みや困りごとを抱える人々が共感し合いながらつながることは、心の支えや安心感を生み出す大きな力となります。そのため、多様なふれあいの場や交流の機会を提供し、「互いへの思いやり」と「具体的な助け合い」へつなげていくことが求められます。

本町では、認知症カフェや地域活動支援センター、子育て支援センターなど、対象者やニーズに応じた交流拠点が設置されています。また、住民主体のお茶飲み会や運動ひろばも開催されており、多様な交流が図られています。

しかしながら、一部の拠点において、参加者の減少や固定化、および男性の地域活動への過少参加による孤立化が課題となっています。

今後は、より多くの住民が交流機会を得られるよう周知活動を強化するとともに、誰もが安心して集える場の運営支援と拡充を図り、住民同士の相互理解を促進していく必要があります。

### 【地域の役割】

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民による、ふれあい・交流の拠点・場づくりに努めます。</li><li>・住民同士で支え合う関係づくりに努めます。</li></ul>
社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域において、課題を有している当事者だけでなく、地域の人たちが気軽にふれあい、交流できる場の創出を支援します。</li><li>・住民主体による集いの場等への支援を充実させ、孤立の防止に努めます。</li><li>・他事業や関係機関と連携し、地域に存在する居場所の把握とネットワーク化に努めます。</li><li>・ひきこもりや困りごとを抱える人が孤立しないよう、ニーズに応じた居場所づくりを推進します。</li></ul>

## 【行政・関係機関の主な取組】

### (1) 気軽に参加できるふれあい・交流活動の充実

- 町内の認知症関連施設と協力し、本人・家族・地域住民等が気軽に参加できる「認知症カフェ」を継続的に開催します。
- カフェや集いの場の運営に関わるボランティアの参加者の拡大を図り、町民同士の交流の場をさらに充実させることに努めます。
- 「運動ひろば」の取組を全行政区に広げ、理学療法士などの専門職を派遣し、介護予防活動を通じた交流と支え合いの体制の充実を図ります。
- 地域の子育て支援施設、高齢者施設などと連携し、住民が気軽に立ち寄り交流できる場の提供に努めます。
- 男性同士が交流できる場の充実を図り、仲間作りや生涯学習の場として地域社会への積極的な参加を促進します。

### (2) 多様なふれあい・交流機会の充実

- 子育て支援センターの機能や体制の充実により、子ども同士、子育て親子、子育て支援団体、地域住民等と交流する機会の充実を図ります。
- 属性を問わず誰もが参加することができる「福祉まつり」や多世代交流ができるイベントを開催し、多様な主体が参画し、交流できる場の提供を継続します。
- ひきこもりの実態把握とアウトリーチ（訪問支援）により社会参加への促しを行うとともに、ひきこもりの人が参加しやすい場の把握と不足している社会参加の資源の創出に努めます。
- より多くの若い世代の方々が地域活動、交流の場に参加できるよう、若い世代の協力者を育成し、全世代が交流できる場を創出します。

### (3) 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

- 助け合い・支えあいの地域づくりをベースとした個別支援を展開していきます。
- 町内で暮らす、学ぶ、働く人たちが、身近なところから地域活動に参加、参画できるよう支援します。
- 住民の主体性と多様な組織間のつながりを意識しながら、住民のニーズと社会資源の把握及びマッチングを図り、不足する資源は関係機関と協働して創出していきます。

## 基本施策 2-2 地域福祉の推進体制の強化

### 【 施策が目指す姿 】

- 小地域福祉活動の推進が進み、住民同士が福祉に対する理解を深めています。
- 手を取り合い、困ったときには自然に助け合える体制が整っています。
- 地域全体で「見守り」と「支え合い」の取組も着実に進められています。

### 【 現状と課題 】

住民主体の地域福祉を推進するためには、各地域において地域福祉活動を支える体制が確立されていることが重要です。また、地域福祉活動を牽引するリーダーや専門的な人材の存在も欠かせず、現在、行政区長や民生委員・児童委員、地域福祉会長、地域福祉推進員、健康推進員（日赤奉仕団）等が担い手として活動しています。

アンケート調査では、7割以上の住民が地域に助け合いの気風があると感じていることが明らかになった一方、高齢化の進展に伴い、これまで地域を支えてきた自治会活動や各種地域活動の担い手や後継者不足という問題が顕在化しています。また、若い世代は地域での助け合いの気風を十分に実感できていない可能性も示されています。

今後は、地域福祉活動を牽引する人材の育成・確保を進めるとともに、地域内で活動が継承されるような支援策を講じる必要があります。また、地域福祉活動を担う支援者が孤立せず継続して活動できるサポート体制も求められます。さらに、若い世代への地域福祉に関する周知や理解促進を図る取組が必要です。

### 【 地域の役割 】

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治会活動や小地域福祉活動など地域における福祉活動に関心を持ち、積極的に参加・協力します。</li><li>・民生委員・児童委員、福祉推進員、健康推進員等の役割や活動内容について知り、できる範囲で協力します。</li><li>・SNSを活用し、地域福祉活動の把握に努めます。</li></ul>
----------	--

社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りや集いの場を実施する地域福祉会等の関係者と連携し、地域の実情に応じた取組が推進されるよう支援します。</li> <li>・地域福祉活動の充実が図られるよう、積極的に地域へ出向き、顔の見える関係性を構築します。</li> <li>・身近な地域の困りごとやニーズについて住民自らが話し合う場を提供し、関係機関等との連携を活かした取組を推進します。</li> </ul>
---------------	---

### 【 行政・関係機関の主な取組 】

#### (1) 住民主体によるコミュニティ活動の推進

- 高齢者や子育て世代、障害のある人などが気軽に集まれる茶話会や趣味の場を住民が運営できるよう支援します。
- 民生委員・児童委員やボランティア、近隣住民による声掛けをとおして、「ゆるやかな見守り」体制を図ります。
- 子ども食堂など、世代を超えて関わり合える多世代交流の場が継続できるよう支援します。

#### (2) 小地域福祉活動の推進

- 社会福祉協議会の地域福祉会長を中心に、ひとり暮らしの高齢者や障害者、子育て世帯などを地域で見守る活動を推進します。
- 各地域の集会所などを活用し、住民が気軽に集まれる「通いの場」を設置し、サロン活動を行い、孤立防止やフレイル（虚弱）予防を図ります。

## 基本施策 2-3 地域福祉コーディネート機能の強化

### 【 施策が目指す姿 】

○ボランティアやNPO活動、近隣住民の助け合い、公的サービスなど、互助・共助・公助の適切な組み合わせにより、困りごとや生活課題を抱える人の生活状況等を踏まえた適切な支援につながっています。

### 【 現状と課題 】

現在、複合化・複雑化する課題を抱え、個別の制度や支援だけでは対応が難しい相談が増えています。そのため、地域生活で生じる様々な困りごと、生活課題を把握し、支援を必要とする人と、福祉サービスや関係機関をつなぐコーディネート機能が重要な役割を果たします。

この機能を十分に発揮するためには、地域の福祉資源を把握することに加え、困難を抱える方々の生活状況や背景を深く理解し、専門的な支援ができる人材が不可欠です。また、生活課題を解決するためには、不足している社会資源の創出とコーディネート機能を一層強化する必要があります。

### 【 地域の役割 】

住民ができること	・自分ができる範囲でのボランティア活動に積極的に参加します。
社会福祉協議会ができること	・多様化するニーズに対して、各事業担当者が関係機関との連携のもと、課題の把握や解決にむけた支援の検討を進めます。 ・さまざまな支援を展開する関係機関の把握に努め、ネットワーク化を進めます。

### 【 行政・関係機関の主な取組 】

#### (Ⅰ) 相談体制の充実と連携強化

- 相談者の属性を問わず、相談支援機関が相談を受け止め、関係機関と連携を図りながら協働で複合的な課題の解決を支援します。
- 地域住民の複合的・複雑化した課題の解決に向けて引き続き関連事業と合同の研修会を開催し、相談支援機関の専門職が多職種と連携を図りやすい体制整備を行います。

## (2) ボランティアコーディネート機能の強化

- 社会福祉協議会に設置するボランティアセンター及びそこに配置されているボランティアコーディネーターを中心として、ボランティア活動の推進に係る情報交換や連携強化を図ります。
- 地域の小・中学校による児童・生徒の体験学習等の機会をとおし、地域に求められるボランティア活動の拡大を図ります。

## (3) 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置・運営

- 生活支援コーディネーターの配置を継続し、住民の主体性と多様な主体間のつながりを意識しながら、資源の活用や創出につなげます。
- 運営方法を見直した第1層協議体(※)の円滑な運営を図ると共に、第2層協議体(※)、第3層協議体(※)との連動を高めます。

第1層協議体(※)：市区町村全体を単位として設置される合議体のこと

第2層協議体(※)：中学校区等の日常生活圏域ごとに設置される合議体のこと

第3層協議体(※)：より細かな「近隣単位」ごとに設置される合議体のこと

---

## 第3章

### 基本目標3 安全・安心な暮らしの基盤をつくる



## 基本施策3-1 困りごとの早期発見・早期対応

### 【 施策が目指す姿 】

- 地域住民による声かけや見守り活動が活発に行われており、困りごとを抱える人の早期発見と迅速な対応につながっています。
- 気軽に相談できる場所や人が身近に存在し、生活上の悩みをためらわずに相談できる環境が整っています。

### 【 現状と課題 】

近年、核家族化や単身高齢世帯の増加、地縁の希薄化、個人情報保護への意識の高まりなどにより、生活課題が表面化しにくい傾向にあります。支援を要する方の中には、周囲に状況を知られたくないという思いや、自ら助けを求めることへの抵抗感から、困りごとを抱え込んでしまうケースも少なくありません。

本計画におけるアンケート調査項目「ご近所とのお付き合いの中で、あなたが困ったときに手助けしてほしいと思うことは、どのようなことですか」の設問において、「見守りや声がけ」が34.1%、「普段の話し相手」が20.2%の回答でした。

本町では現在、地域福祉会長や福祉推進員、民生委員・児童委員による見守りや訪問活動を通じ、誰もが安心して助けを求められ、適切な支援につなげられる地域づくりに努めています。今後は、住民や事業所との協力体制をさらに広げ、生活課題の早期発見を図るとともに、関係機関との連携を深化させ、一人ひとりの状況に寄り添った支援体制の強化を推進します。

### 【 地域の役割 】

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・隣近所の人たちとのあいさつ、声がけを積極的に行います。</li><li>・小地域福祉見守りネットワークに協力し、見守り活動に参加します。</li><li>・地域イベントや地域活動へ積極的に参加します。</li><li>・困りごとがあれば、地域の民生委員・児童委員などに相談します。</li></ul>
----------	---

社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員、職員等が、関わっている本人や家族等の様子、状況から困りごとに気づく力を養成するための取組を行います。</li> <li>・支え合いマップを作成し、小地域での見守り体制構築を進めます。</li> <li>・社協だより「福祉わくや」等を活用し、見守りの視点や各地域の取組活動を紹介します。</li> <li>・地域で行われる見守りに関する打合せに参加し、課題の整理や情報提供を行います。</li> </ul>
---------------	---

### 【行政・関係機関の主な取組】

#### (1) 地域における声掛け・見守りの促進

- 見守り活動や地域サロン、ボランティア活動など、具体的な地域福祉活動の内容や必要性について、知識と理解の深化、意識の醸成を図ります。
- 地域のサロン活動やボランティア活動などの参加を通じて、住民自身が地域できることへの「気づき」を得ながら、世代や分野を超えた地域共生社会の実現に貢献します

#### (2) 行政区長、民生委員・児童委員等による見守り、訪問活動の推進

- おらほの支えあいマップの更新作業に福祉課職員や関係課職員が参加することにより、見守り活動による町づくりへの理解を図ります。
- 民生委員・児童委員に対し、住民異動情報の提供や必要な情報の共有を図ります。

#### (3) 困りごとに気づき、相談できる体制づくり

- 「誰ひとり取り残さない」という理念のもと、属性を問わない相談窓口として、多機関と連携した相談体制を強化します。また、支えあいマップづくりを活用しアウトリーチ等により潜在的なニーズの早期発見を図ります。

#### (4) 地域ケア会議による協議

- 複合的・複雑化した課題を抱える世帯について、複数の関係機関や専門職が連携して支援策を協議・調整を行い、情報や課題を共有し、それぞれの専門性を活かした支援体制の構築を図ります。

## (5) 自殺対策の効果的な展開

- 夜間帯に気軽に相談できる窓口を継続して開催します。
- 関係機関との情報交換と居場所見学・提供、個別支援を継続していきます。
- 身近な人の悩みに気づき、声をかけ、話を聞いて必要な機関につなげる役割をもつ「ゲートキーパー」の拡充を図ります。

## 基本施策 3-2 包括的支援体制の促進

### 【 施策が目指す姿 】

○各分野の関係機関や専門職、地域住民が連携・協力し、地域のセーフティーネットが強化され、誰もが地域住民の一員として社会的に孤立することなく、安心して生活できています。

### 【 現状と課題 】

困難を抱える個人や世帯においては、生活困窮、ひきこもり、介護と育児の「ダブルケア」など、課題が複雑化・複合化しており、福祉、医療、保健、就労、教育といった多分野にわたる包括的かつ継続的な支援が不可欠となっています。

こうした状況を背景に、従来の制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」と「受け手」という一方向の関係を超え、地域住民や多様な主体が地域課題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現が求められています。

本町ではこれまで、国のモデル事業（多機関の協働による包括的支援体制構築事業）を通じ、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」を実施し、属性や世代を問わない「包括的な相談支援」、社会とのつながりを作る「参加支援」、および多層的な「地域づくり支援」を柱とした支援体制のもと、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりに取り組んでまいりました。

今後は、これまでの成果を基盤としつつ、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域と共に創り上げていくための基盤整備の促進に取り組んでいく必要があります。

### 【 地域の役割 】

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>各分野の相談機関・窓口について知り、困りごとがあった場合は、気軽に相談し、困っている人がいたら紹介し、相談を勧めます。</li><li>趣味のサークル、サロン、子ども食堂、あるいは公園でのラジオ体操など、多様な世代が混ざり合う場に参加します。</li></ul>
社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>ひきこもり等社会とのつながりが途切れている人や経済的に困窮している人等の相談を受け止め、関係機関とともに課題解決に向けた支援を展開します。</li><li>他事業や関係機関との連携のもと、社会参加の機会を提供し、支援を展開します。</li></ul>

## 【行政・関係機関の主な取組】

### (1) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- 各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供を行います。
- 受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種相談機関と連携を図りながら支援を行います。
- 支援関係機関だけでは解決が難しい事例については、多機関協働事業で支援関係機関が抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理を行います。
- 地域生活課題を抱える人を支援するため、福祉、保健、医療以外の部門も含めた全庁横断的な連携体制の整備を強化します。

### (2) 多機関協働の推進

- 複合化・複雑化した課題を抱え一つの相談機関では対応が難しい事例については、支援会議や重層的支援会議を通じ各支援機関が円滑に連携を図れるよう支援関係機関のネットワークを構築します。
- 多機関協働事業に該当する事例については重層的支援会議の個別会議として関係機関の専門職が一堂に会し課題の整理、プランの適切性の協議を行っていきます。また、社会資源の充足の把握と開発に向けて、介護・障害・子ども・生活困窮・地域福祉・医療の専門職と共に検討を行います。

### (3) アウトリーチ（訪問支援）を通じた継続的支援の実施

- 支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。
- 把握した支援対象者へアウトリーチ等による継続的な支援として訪問等を通して支援対象者と信頼関係の構築を図り、必要な支援機関や地域住民とのネットワークを構築できるよう支援を行います。

### (4) 参加支援事業の実施

- 既存の社会参加に向けた制度、事業では対応ができない利用者について、本人のニーズを丁寧に把握し支援メニューとのマッチングを行います。
- 社会参加に向けた地域の社会資源の把握に努め、ニーズに合った社会資源が不足している場合には、既存の社会資源の運用の見直しや新しい支援メニューの創出に努めます。

## (5) 居住に課題を抱える人への支援

○福祉専門職などが住まい探しなどで不動産屋へ同行支援し、契約手続きをサポートします。

○福祉と住宅の両側面から解決策を検討する「多機関連携」を強化し、情報を共有する場を設けます。

## 基本施策3-3 人権・権利擁護体制の強化

### 【 施策が目指す姿 】

- すべての町民の人権が尊重され、いかなる状況においても権利が守られる体制が強化しています。
- 地域住民の人権・権利擁護に対する意識が高まり、地域全体で安全・安心な暮らしを見守り、支え合う体制が整っています。

### 【 現状と課題 】

すべての住民が住み慣れた地域で安全かつ安心して生活を営むためには、個人の尊厳と権利を擁護する体制の構築とともに、地域共生社会の実現に向けた包括的な見守りネットワークの形成が不可欠です。特に、児童や高齢者、障害者等に対する虐待、および配偶者等からの暴力(DV)は、重大な人権侵害であり、生命の危機に直結する喫緊の課題です。これに対し、関係機関の連携による早期発見・迅速な保護体制を堅持するとともに、発生を未然に防ぐための予防的アプローチを一層推進する必要があります。

本計画におけるアンケート調査項目「あなたは『人権』ということを、どの程度身近に感じていますか」の設問において、「非常に身近に感じている」が12.5%、「どちらかといえば身近に感じている」と回答した人の割合は40.9%であり、両者を合わせると53.4%でした。このことから、日常生活の中で人権意識がある程度浸透している傾向がうかがえました。年齢別にみると39歳以下の比較的若い世代では、67.3%が人権を身近に感じている人の割合が高いことがわかりました。

今後は、超高齢社会の進展に伴う認知症高齢者の増加を見据え、「認知症基本法」の趣旨に基づき、認知症の方がその意欲や希望を尊重され、地域の一員として自分らしく暮らし続けられるよう、社会全体の理解促進と支え合いの体制整備を図る必要があります。

また、罪を犯した人等の円滑な社会復帰を支える更生保護支援の拡充も含め、複合化・複雑化する相談ニーズに対応するため、人権・権利擁護の強化を図る必要があります。

## 【 地域の役割 】

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・人権・権利擁護に対する関心を高めます。</li><li>・認知症に対する理解を深め、温かなまなざして見守り、支援の輪を広げます。</li><li>・虐待や暴力、詐欺など人権の侵害を察知した際は、速やかに関係機関へ連絡・通報します。</li><li>・成年後見制度、日常生活自立支援事業について理解し、必要に応じ利用します。</li></ul>
社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・各地区で展開されている見守り活動と連携し、必要に応じて、関係機関へ情報提供を行います。</li><li>・権利侵害を受けやすい認知症高齢者や知的障害、精神障害の人が自立した生活を送れるよう、日常生活自立支援事業「まもりーぶ」の円滑な運営に努めます。</li></ul>

## 【 行政・関係機関の主な取組 】

### (1) 虐待の早期発見と対応体制の強化

○涌谷町虐待防止等連絡協議会において、要保護児童、DV被害者、高齢者虐待被害者及び障害者虐待被害者に関する情報並びにその保護者等に関する情報、その他保護を要する者の適切な保護を図るために、権利擁護の体制強化を図ります。

○住民や団体・事業所等を対象に研修会等を開催し、虐待防止や自殺対策についての理解促進や早期発見・早期対応に向けた意識啓発を図ります。

○妊娠期から子育て期に抱える悩みや不安など相談できる機会や場所となる「こども家庭センター」の機能と体制の充実を図ります。

○子どもと子育て家庭に関わる関係機関や地域関係団体等との連携強化を図り、児童虐待の予防や早期発見・対応、課題解決に向けた支援体制構築に努めます。

○相談件数は増加傾向であり、また被害者・加害者双方に精神的・経済的・社会的困難等の課題がみられ、支援者の相談スキル向上及び相談支援体制の強化を図ります。

### (2) 認知症の人を地域全体で見守る体制づくり

○「新しい認知症観」の普及のために、広報活動や各種研修会等で啓発を図ります。

○小・中・高等学校や地域住民をはじめ、町内の金融機関や商業施設等を対象に、認知症サポーター養成講座を開催します。また、キャラバンメイトの連絡会では研修会を実施し、認知症への理解を深めます。

○認知症高齢者を支える専門的人材として、各介護サービス事業所に認知症地域支援推進員

を配置し、地域全体で見守り合う体制の構築を進めます。

- 認知症高齢者の家族を対象に研修会を開催し、対応方法や情報提供を行うほか、介護負担の軽減に向けた支援を実施します。
- 民生委員・児童委員や行政区長等を対象に、認知症の周辺症状や対応方法についての研修会を開催し、地域全体で認知症に対する理解を広めます。
- 町内の認知症関連施設や公民館等を活用し、定期的に認知症カフェを開催します。本人・家族・地域住民等が交流しながら認知症について理解を深める機会を提供します。

#### (3) 相談機関・窓口の体制の充実と周知

- 地域包括支援センターや子育て支援センター、庁内関係各課の相談窓口など町内の相談体制の充実を図ります。
- 県及び関係機関等による人権や権利擁護に関する相談窓口の周知を図ります。
- 障害者の相談窓口である基幹相談支援センターや相談支援事業所等の周知を図ります。

#### (4) 再犯の防止と地域での自立と共生

- 犯罪をした者等への社会復帰支援については、遠田地区犯罪者予防更生協会と連携し、保護司や協力事業主等の活動を支援します。生活困窮や福祉サービスを必要とする場合には、適切な相談機関につなぎます。

#### (5) 成年後見制度の利用促進

- 認知症や知的障害、その他の精神上の障害等により判断能力が十分でない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、体制整備を図ります。
- 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築や、中核機関の設置、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の充実を図ります。
- 地区の民生委員・児童委員や地域住民、商工会、金融機関等と連携・協働して、権利や支援の必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。
- 成年後見人等の担い手として、親族又は弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職のみならず、市民後見人や法人後見等の活用も考え、周辺市町との連携・協力による広域での市民後見人養成を検討し、後見人等としての活動を支える体制の整備に努めます。
- 適切な福祉サービスの利用が図られるよう相談・助言・情報提供を行います。

#### (6) 日常生活自立支援事業「まもりーぶ」の活用

- 認知症の方や障害（知的・精神）のある方を対象に、福祉サービスの利用に関する相談・助言を行い、生活に必要な範囲の金銭管理のサポートを行います。また、生活変化の見守りを行い、住み慣れた地域において自立した生活が送れるように協力します。

#### (7) 身寄りのない人への支援

- 頼れる親族がない高齢者やひとり暮らしの人などが、将来への不安を感じることなく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談体制の充実を図ります。
- 医療機関や福祉施設、地域住民と情報を共有し、身寄りのない人が孤立することなく、地域全体で見守りや必要な支援が届く体制を整えます。
- 身寄りがないことで生じる「生活上の困りごと」や「もしもの時の不安」に対し、適切な専門機関や民間サービスと協力して支える仕組み作りを推進します。

#### (8) 困難を抱える女性への支援

- 心理的・継続的課題を抱える女性が早期に相談できるよう、相談体制の拡充と専門性の向上を図ります。
- 家庭環境やDV（配偶者等からの暴力）などで居場所を失った女性に対し、安心して過ごせる一時的な居場所（シェルター等）を提供し、信頼関係を築きながら公的支援へつなぎます。

## 基本施策3-4 地域とつながる子育て家庭

### 【 施策が目指す姿 】

- 子育て家庭が孤立することなく地域社会とつながり、安心して子育てができるよう、多様な主体により支え合う地域づくりを推進します。
- 必要な支援やサービスに関する情報が必要な人に届き、支援や利用につながるよう、多様な媒体や様々な機会を活用した効果的な情報発信を行います。

### 【 現状と課題 】

本町の世帯構成の状況をみると、平成22年から令和2年にかけて単独世帯及び核家族世帯が増加し、3世代世帯が減少しています。しかし、宮城県や全国と比べると、単独世帯の割合が低く、3世代世帯の割合が高い特徴がみられます。

子どもがいる世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少傾向にありますが、いずれも平成22年から令和2年にかけて核家族世帯の割合が増加しており、令和2年には、5割以上が核家族世帯となっています。

本町では、核家族化や共働き等によるニーズの増加に対応する子育て支援の充実として、幼稚園の預かり保育等の体制強化や給食の提供、認定こども園の新設など、待機児童等の解消に努めてきました。

今後は、より一層、配慮や支援の必要な子どもやひとり親世帯、医療的ケア児等に対する相談支援体制の充実も図り、誰もが安心して子育てができる環境の向上を目指します。

### 【 地域の役割 】

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 民生委員・児童委員や地域のボランティア等と連携し、子育て中の家庭への声かけや見守りを行います。</li></ul>
社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 制度の狭間にある相談を受け止め、子育て支援を展開する関係機関へのつなぎやネットワーク化に取り組みます。</li><li>・ 他事業や関係機関との連携のもと、子育て世代に向けた支援を展開します。</li></ul>

## 【行政・関係機関の主な取組】

### (1) 子どもの成長を支える保育・支援の充実

- 令和4年の改正児童福祉法及び改正母子保健法にて、子育て世代包括支援センター機能と子ども家庭総合支援拠点機能を一体的に機能させる「こども家庭センター」の設置が示され、当町では、令和6年4月に開設しました。以前より、双方で連携し、妊娠期から切れ目のない支援を実施しておりましたが、今後も一層の充実に向けて取り組みます。
- 子育て家庭を支援するため、子育て支援センターでの交流・相談機会の充実や子育て支援サークル等の活動支援の充実を図ります。
- ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業、子育て短期支援事業について、より利用しやすい体制を整備します。
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置や保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による「協議の場」の設置を推進し、専門的な相談支援体制を強化します。

### (2) ひとり親家庭・生活困窮世帯への支援

- ひとり親世帯等の子どもの基礎学力の向上を目的とする宮城県子どもの学習・生活支援事業など県や関係機関との連携し活用しやすい環境の整備を図ります。
- 困窮世帯の経済的課題に対し自立相談支援センター等の専門機関等と連携し経済的自立に向けた支援を行います。

### (3) 情報提供の充実

- 子育て家庭が、広報紙やホームページ等を通じて、各種制度や適切なサービスにつながるような情報公開の推進を図ります。

## 基本施策3-5 安全・安心なまちづくりの推進

### 【 施策が目指す姿 】

○災害発生時に誰もが身の安全を確保できるよう、安全な避難行動・避難生活ができるための協力体制ができています。

### 【 現状と課題 】

地震や台風などの災害時において、高齢者や障害者、乳幼児といった「避難行動要支援者」が安全に避難し、安心して避難生活を送るためには、個々の特性に応じた配慮と地域による協力体制が不可欠です。

本計画におけるアンケート調査項目「ご近所とのお付き合いの中で、あなたが困ったときに手助けしてほしいと思うことは、どのようなことですか」の設問において、「災害時の手助け」が最も多く、38.9%の回答でした。また、「今後、取り組むべき福祉施策として、何を優先して取り組むべきだと思いますか」の設問（複数回答）では、防犯・交通安全・防災体制の充実が15.9%の回答でした。

本町では、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を活用し、社会福祉協議会、行政区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、および自主防災組織等と連携して「支え合いマップ」を作成・更新しています。あわせて、町内の福祉事業所とも協力し、同マップを活用した安否確認や避難支援体制の構築を進めています。

今後も、関係機関・団体との緊密な連携のもと、地域全体で支援が必要な方々を見守り、安全・安心な暮らしを支える体制のさらなる強化を図っていきます。

### 【 地域の役割 】

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>・防犯や災害時の迅速な避難行動等に向けた対策や準備を行います。</li><li>・地域で手助けが必要な人がいたら積極的に声をかけます。</li><li>・災害時の避難に手助けが必要な人に対する支援体制について理解し、できる範囲で協力します。</li><li>・避難行動要支援者登録を行います。</li></ul>
----------	--

社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの見守りネットワークづくりを通して、地域の関係者同士の顔の見える関係づくりを構築し、災害時の支援体制の強化を図ります。</li> <li>・防災の機運向上や災害ボランティアセンターの理解促進に向けて、啓発活動に取り組みます。</li> </ul>
---------------	---

### 【行政・関係機関の主な取組】

#### (1) 災害時要配慮者の把握と避難協力体制の強化

- 個別避難計画作成については、ケアマネジャー、障害相談支援専門員、行政区長等と協力しながら、広報紙による周知と要介護や障害のある人へ個別勧奨を行い、計画策定の促進を継続的に図ります。
- 個別避難計画提出者に対し、ハザードマップ上の災害リスクと避難先を記載した登録票を配布、提出者のうち同意をいただいた方については支えあいマップの更新と合わせ避難支援関係者と共有を図るなど、災害時の支援活動に活用します。
- 自力（家族）避難困難者については、災害時要配慮者支援チームが連携して避難支援を行います。
- 避難支援のための人員の確保や、要配慮者支援を想定した避難訓練の実施などを通じ、災害時の避難支援体制の強化を図ります。

#### (2) 地域防災力を高める取組の推進

- 防災訓練を通じて自助・共助による地域防災力の強化を図ります。
- 避難所のバリアフリー化や避難先での福祉の提供等、緊急事態に備える体制の整備を図ります。

# **第3部 重層的支援体制整備事業 実施計画**

## 1 計画策定の趣旨

重層的支援体制整備事業は、「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、既存の高齢、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、複雑化かつ複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行されました。

本町は、令和3年度と4年度の2か年にわたり、重層的支援体制整備事業の移行準備事業を実施し、令和5年度から重層的支援体制整備事業を実施しました。

地域共生社会という理念を掲げて本町における包括的な支援体制の構築を進めるにあたっては、対人支援領域全体を捉えるとともに、他の政策領域において、親和性の高い理念を掲げて進められている施策との連携を図る方策、工夫を講じていくことが重要です。

のことから、本町においても確たる法定事業を基盤とした支援体制の構築を図り、連携を効果的に推進していくため、地域福祉計画との整合性を図りながら、「涌谷町重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める「重層的支援体制整備事業実施計画（以下「実施計画」という。）」です。

実施計画については、「第六次涌谷町総合計画」を最上位計画とし、次に「涌谷町第7期地域福祉計画」を上位計画として位置づけられています。（法第107条の1第1項第1号）。

本町では、地域福祉計画に包含し策定しています。

また、実施計画は地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。

重層的支援体制整備事業は対象者の属性を問わず、分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画、第7期障害福祉計画、第3期子ども・子育て支援事業計画等の地域福祉に関連する法定計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。（法第106条の5第3項）

## 3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。（第7期地域福祉計画に包含し策定）

#### 4 事業の実施

##### (1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

###### ①概要

介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

なお、実施体制については、従来の分野ごとの主体（相談窓口）を維持した「基本型」です。

###### ②実施目標

従来の高齢者、障害者、子ども・子育てといった分野別の相談窓口では対応しきれなかつた、制度のはざまにある課題や複合的なニーズを確実に受け止める体制を構築します。相談者の状況を「分野」で分けるのではなく、地域住民の困りごとを「まるごと」受け止め、属性を問わない「断らない相談支援」を行います。また、包括的相談支援事業者のみで解決が難しい場合、多機関会議（支援会議）を通じて、関係者間の役割分担を明確にし、相談から解決まで一貫した伴走支援を行い、支援の漏れや「たらい回し」を防ぐことを目指します。

###### ③実施体制と実施方法

主な 対象分野	事業名（根拠法）	拠点 設置数	実施方法
介護	地域包括支援センターの運営 (介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号まで)	1	町直営 (福祉課包括支援班)
障害	障害者相談支援事業 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の第3号)	1	委託 (共生の森)
子ども ・ 子育て	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第59条第1号)	1	町直営 (子育て支援課、健康課)
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業 (同法第4条に規定する福祉事務所を設置していない町村においては同法第11条第1項に規定する事業)	1	委託 (社会福祉協議会)

#### ④評価指標・見直し

評価項目	実績値	目標値					
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
包括的相談窓口の周知（回）	2	2	2	2	2	2	2
合同研修会の開催（回）	1	1	2	2	2	2	2
I号会議の開催（回）	1	1	2	2	2	2	2

#### (2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

##### ①概要

町全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、支援が必要な人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものであり、生活困窮者自立相談支援事業等の既存の参加支援に向けた事業では対応できない制度のはざまにある個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり創りに向けた支援を行うものです。

##### ②実施目標

介護・障害・子ども・生活困窮等の既存制度と緊密な連携を取って実施するとともに、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指します。

##### ③実施体制と実施方法

事業名（根拠法）	拠点設置数	実施方法
参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号)	1	委託 (社会福祉協議会)

#### ④評価指標・見直し

評価項目	実績値	目標値					
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
支援プランの作成（件）	5	6	6	7	7	7	8

### (3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

#### ①概要

介護、障害、子ども、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくり事業に関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。

#### ②実施目標

地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。制度の狭間にある課題や、既存のサービスだけでは解決できない複雑な困りごとに対し、地域住民や多様な主体が協力して解決できる基盤の整備を図ります。

#### ③実施体制と実施方法

主な対象分野	事業名（根拠法）	拠点設置数	実施方法
介護	一般介護予防事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号のうち地域介護予防活動支援事)	1	委託 (社会福祉協議会)
介護	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)	1	委託 (社会福祉協議会)
障害	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)	1	委託 (社会福祉協議会)
子ども・子育て	地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	1	委託 (こどもの丘)
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱)	1	委託 (社会福祉協議会))

④評価指標・見直し

評価項目	目標値					
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
地域づくりに係る意見交換会や実践報告会等の実施(回)	1	2	2	2	2	2
3号会議の開催(回)	1	2	2	2	2	2

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

①概要

複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人を支援するための事業です。長期間にわたるひきこもり状態で外出することが困難なケース、どこに相談したらいいのかわからないケース、一人で各種相談窓口へ行くことが不安なケースの場合など、自宅訪問による面談や、各種相談窓口への同行等の支援を行います。

②実施目標

本人や世帯が地域社会から孤立せず、安心して生活できる環境を目指します。

③実施体制と実施方法

事業名（根拠法）	拠点設置数	実施方法
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)	1	委託 (社会福祉協議会)

④評価指標・見直し

評価項目	目標値					
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
支援プランの作成(件)	4	7	7	8	8	9

## (5) 多機関協働事業及び支援プランの策定（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

### ①概要

支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対する、支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、全体の調整機能を担い、支援プランを作成します。

また、多機関協働事業においては、支援関係間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図ります。

### ②実施目標

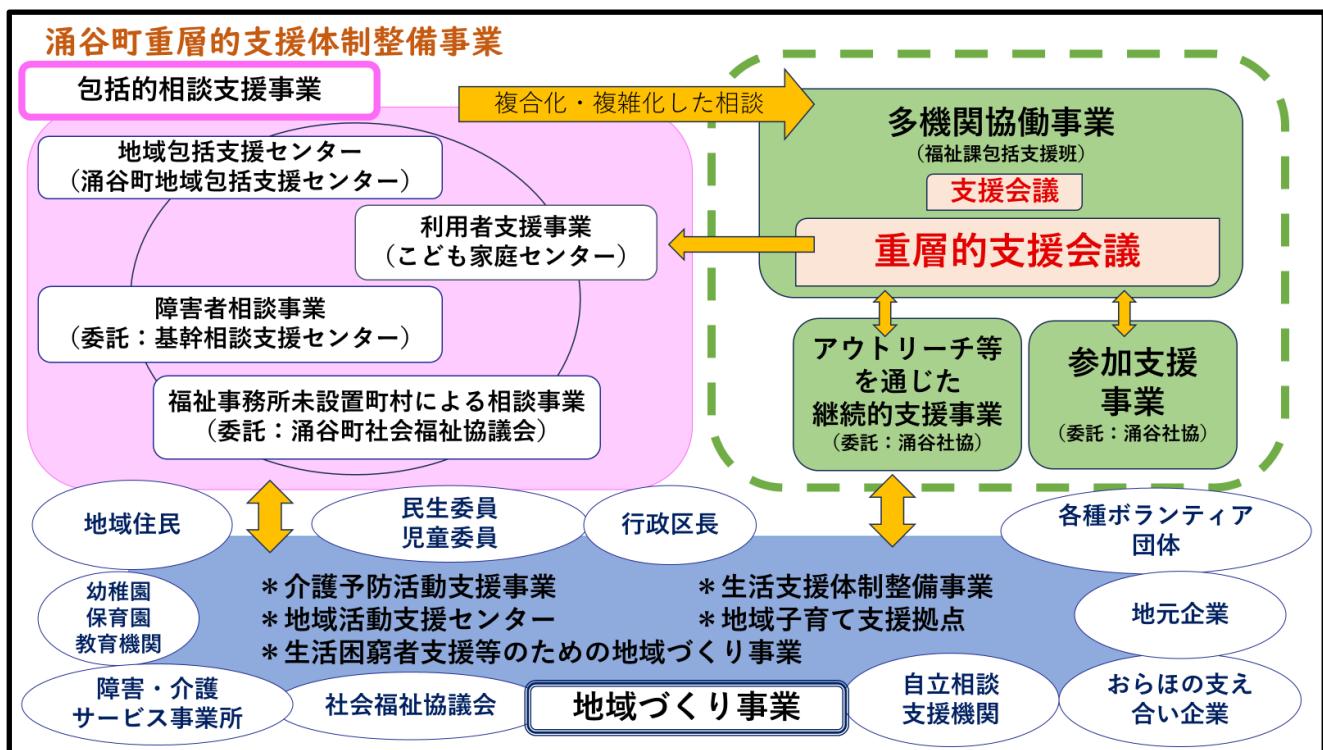
重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行います。また単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めながら、関係者の連携の円滑化を進め、包括的な支援体制の構築を図ります

### ③実施体制と実施方法

事業名（根拠法）	拠点設置数	実施方法
多機関協働事業及び支援プランの策定 (法第106条の4第2項第5号及び第6号)	1	直営 (福祉課包括支援班)

### ④評価指標・見直し

評価項目	実績値		目標値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
支援プランの作成(件)	2	3	3	3	3	3	3



## 第4部 計画の推進と進行管理

#### (1) 計画の推進

本計画は、地域住民や関係機関等と連携を図りながら推進します。

#### (2) 計画の評価

庁内各課並びに地域福祉関係者や団体等に依頼して行います。また、PDCAの考え方に基づき、毎年、涌谷町健康と福祉の丘運営委員会（※）の保健・福祉・介護部会において計画全体の進行管理を行い、計画の継続的な見直し・改善を図ります。

（※）

#### (3) 計画の周知・啓発

地域福祉を推進する上で、本計画の目指す理念や施策について、行政をはじめ、住民、社会福祉協議会、福祉サービス事業者やボランティア団体など、共通の理解を持つ必要があります。そのため、広報紙やホームページなど、あらゆる機会を活用し周知を図ります。

## 資料編

---

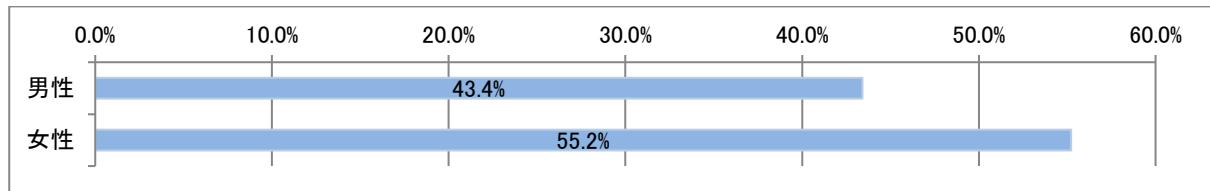
- 1 涌谷町第7期地域福祉計画アンケート調査（集計結果）
- 2 涌谷町地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 3 涌谷町地域福祉計画策定委員会委員
- 4 涌谷町地域福祉計画策定の経過

## I 湧谷町第7期地域福祉計画アンケート調査（集計結果）

### 問1 あなたの性別を教えてください。

性別は男性が43.4%、女性が55.2%となっています。湧谷町の令和7年9月末現在の人口で見ると、男性は49.3%、女性は50.7%となっていますので、やや女性の比率が高いと言えます。

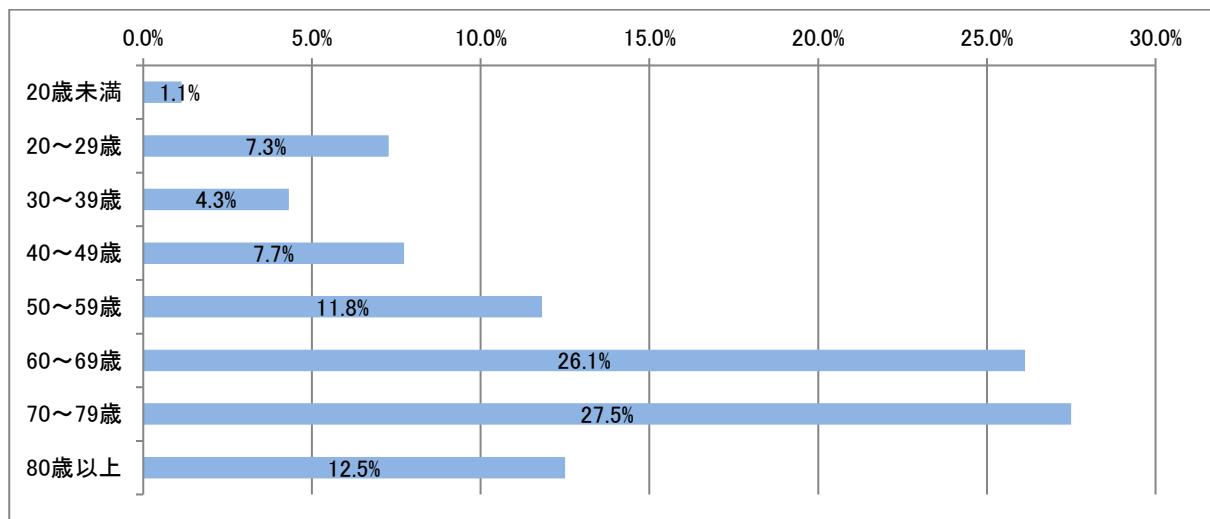
なお、男女ともに十分なサンプル数が確保できているため、性別によるクロス集計を行う上で支障はありません。



### 問2 あなたの年齢を教えてください。

年齢は「70～79歳」の割合が最も高く27.5%、次いで、「60～69歳」26.1%、「80歳以上」12.5%となっています。60歳以上の割合で見ると66.1%となります。本調査の回答者は若い世代的回答が少なく、高齢者に偏っていると言えます。

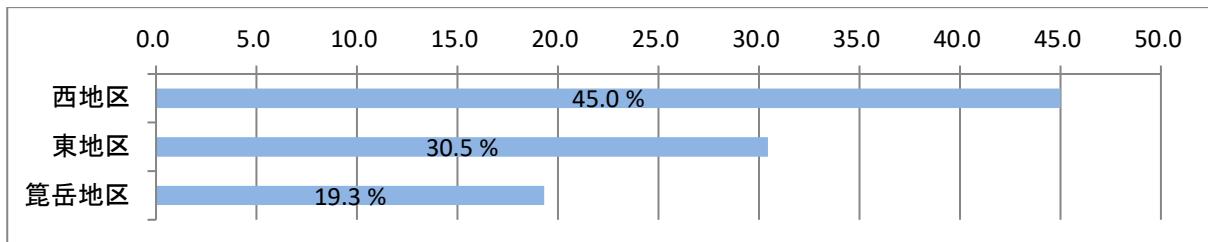
一方で、「20歳未満」は5名、「20～29歳」は32名、「30～39歳」は19名、「40～49歳」は34名と、若年層の回答は十分なサンプル数を確保できていません。このため、年齢別のクロス集計を行う際には、「39歳以下」および「40～59歳」の区分を用いて分析を行いました。



### 問3 あなたの住いの地区を教えてください。

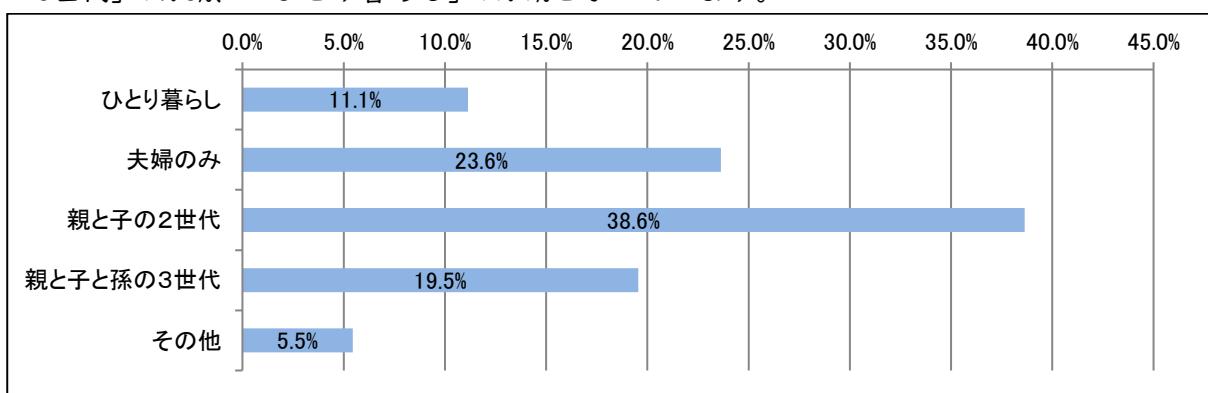
回答者のお住いの地区として最も割合が高かったのは「西地区」で45.0%、次いで「東地区」30.5%、「箕岳地区」19.3%となっています。涌谷町の令和7年9月末現在の人口で見ると、「西地区」56.4%、「東地区」24.1%、「箕岳地区」19.5%となっていますので、若干「東地区」が多く、「西地区」が少なくはなっていますが、概ねバランスよく地区別に抽出できたと言えます。

なお、3地区とも十分なサンプル数が確保できているため、地区別によるクロス集計を行う上で支障はありません。



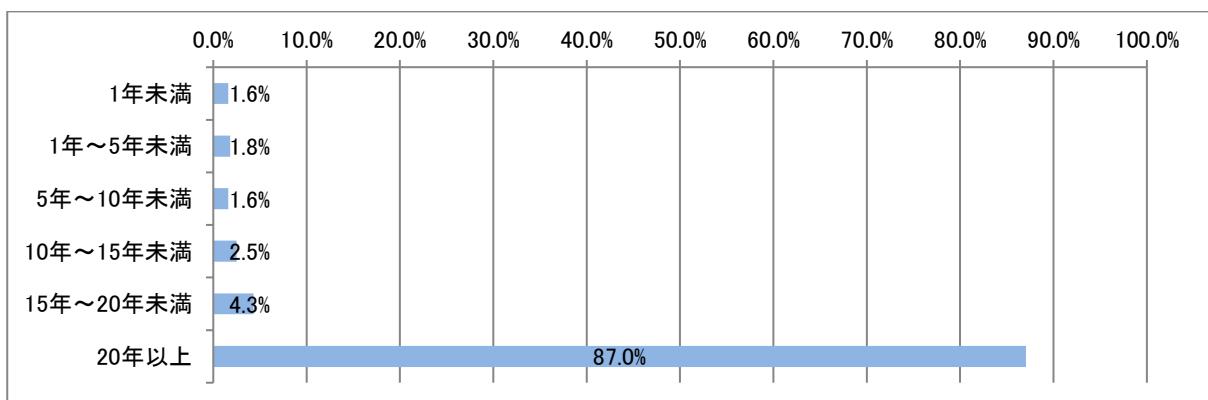
### 問4 あなたの家族構成を教えてください。

家族構成は「親と子の2世代」の割合が最も高く38.6%、以下「夫婦のみ」23.6%、「親と子と孫の3世代」19.5%、「ひとり暮らし」11.1%となっています。



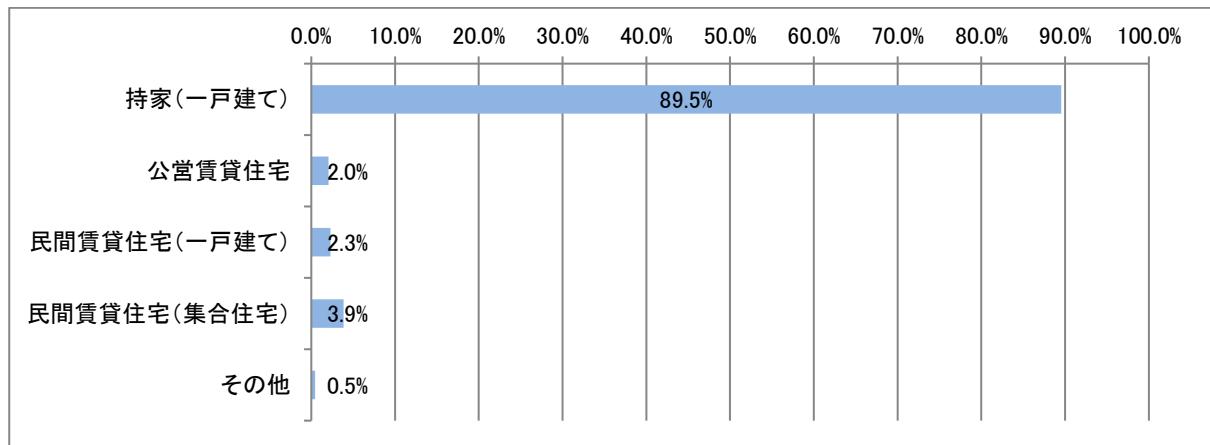
### 問5 あなたは、涌谷町に住んで何年になりますか。

回答者が涌谷町に住んでいる期間として最も割合が高いのは「20年以上」で87.0%、次いで「15年～20年未満」4.8%、「10年～15年未満」2.5%となっています。「15年以上」の割合を見ると91.8%となります。長く涌谷町に住んでいる方が多いことが見てとれます。



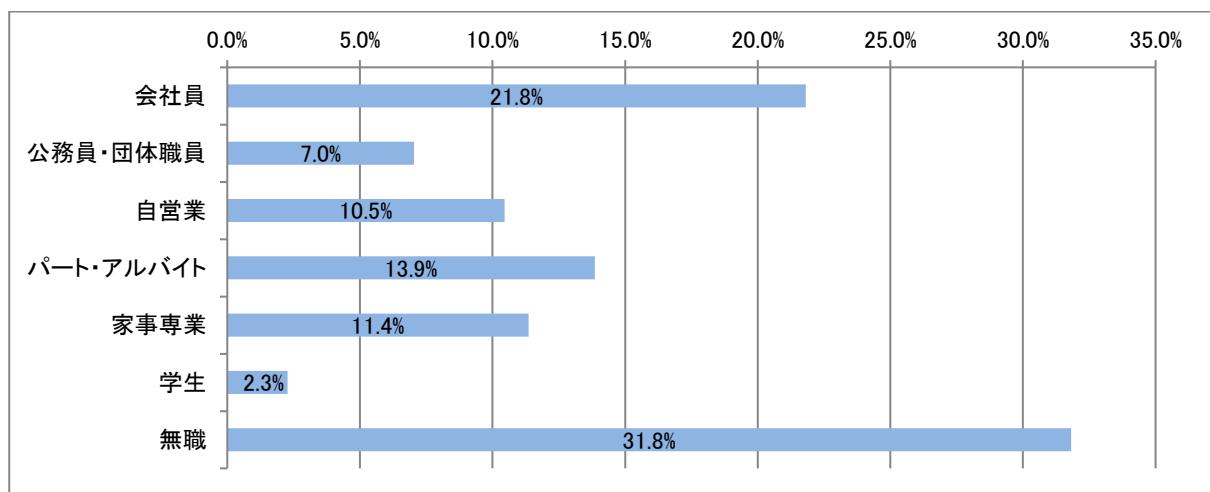
## 問6 あなたの住まいを教えてください。

回答者の住まいで最も割合が高かったのは「持家（一戸建て）」で89.5%、以下「民間賃貸住宅（集合住宅）」3.9%、「民間賃貸住宅（一戸建て）」2.3%、「公営賃貸住宅」2.0%となっています。約9割の方が一戸建ての持ち家に住んでいることが分かります。



## 問7 あなたの現在の職業を教えてください。

回答者の職業で最も割合が高かったのは「無職」で31.8%、次いで「会社員」で21.8%、「パート・アルバイト」13.9%となっています。60歳以上の高齢者の割合が高かったことから「無職」の割合が高かったと推察できます。

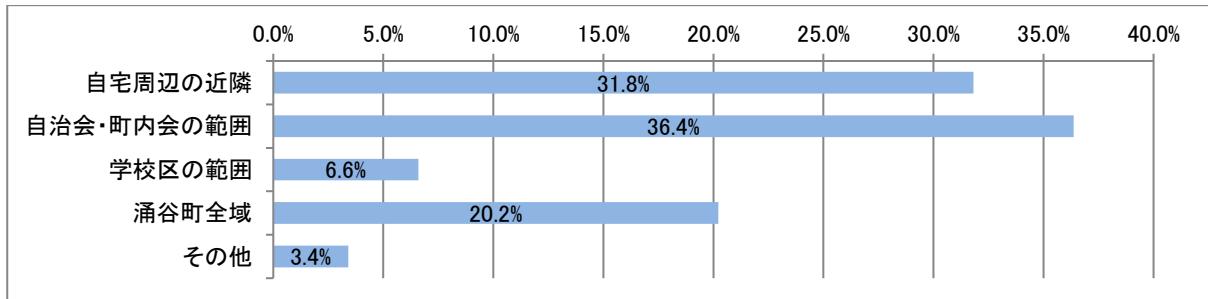


## お住いの地域について

問8 あなたにとって「自分の地域」と感じるのはどのくらいの範囲ですか。

「自分の地域」と感じる範囲について、「自治会・町内会の範囲」と回答した人が最も多く36.4%を占めました。次いで「自宅周辺の近隣」31.8%、「涌谷町全域」20.2%となっています。

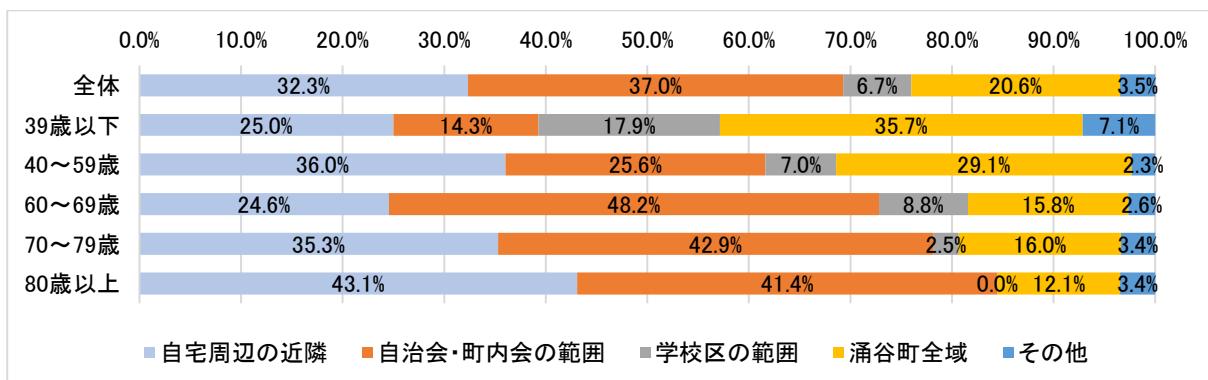
全体として、多くの住民が「自治会・町内会」や「自宅周辺」といった日常的な関わりのある身近なエリアを「自分の地域」と感じていることが示されています。



### 【年齢別】

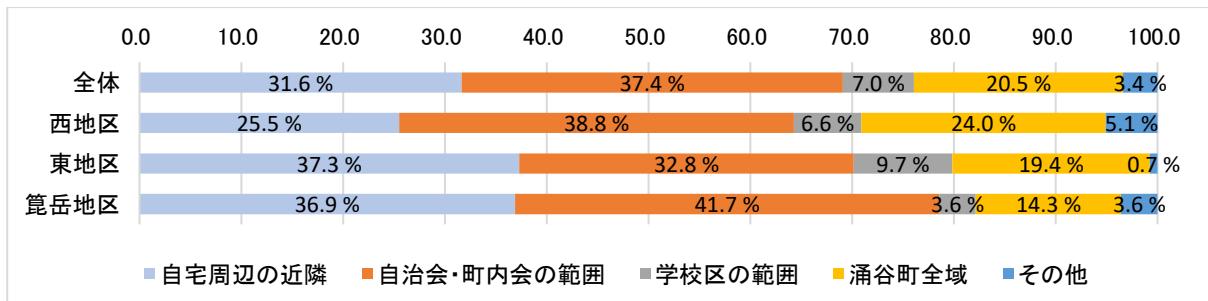
年齢別に見ると、「自分の地域」と感じる範囲について、30歳以下の比較的若い世代では「涌谷町全域」と回答する割合が相対的に高くなっています。一方で、年齢が上がるにつれて「自宅周辺の近隣」や「自治会・町内会の範囲」と捉える割合が高まる傾向がみられます。

この結果は、涌谷町にお住いの高齢者が、日常的なつながりや生活圏の中で地域を認識する傾向が強い一方、若い世代は町全体を一体的な生活・行動圏として捉えている可能性を示唆しています。



### 【地域別】

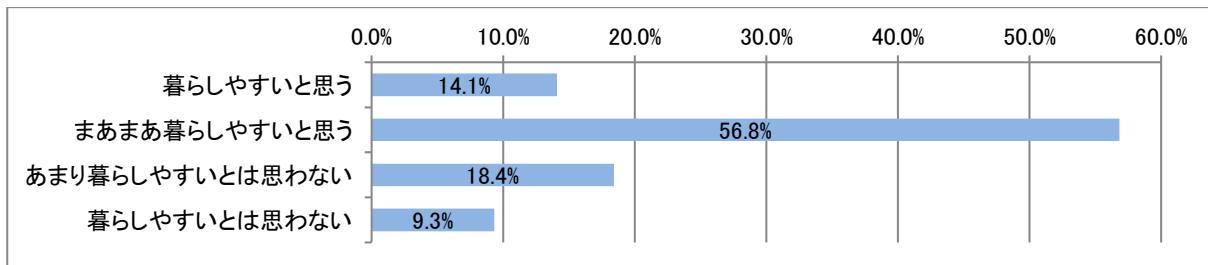
地域別に見ると、「自分の地域」と感じる範囲について、西地区は「涌谷町全域」と回答する割合が相対的に高くなっています。



## 問9 涌谷町は、暮らしやすいまちだと思いますか。

「涌谷町は暮らしやすいまちだと思いますか」という設問に対して、「暮らしやすいと思う」が14.1%、「まあまあ暮らしやすいと思う」が56.8%となり、両者を合わせると70.9%となります。全体の約7割が涌谷町を「暮らしやすい」と評価していることが分かります。一方、「あまり暮らしやすいとは思わない」は18.4%、「暮らしやすいとは思わない」は9.3%となっており、両者を合わせると27.7%となります。否定的な評価は3割弱にとどまっています。

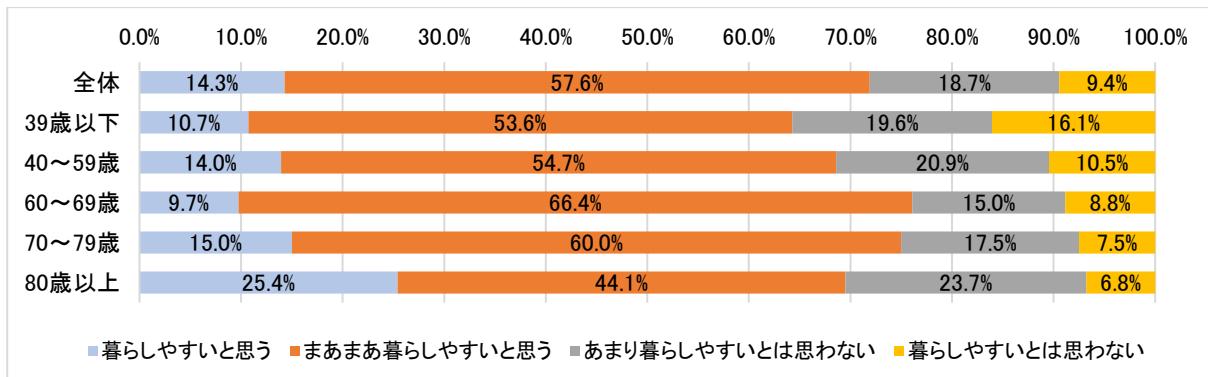
以上から、涌谷町は「暮らしやすい」と感じている住民が多数であると言えます。



### 【年齢別】

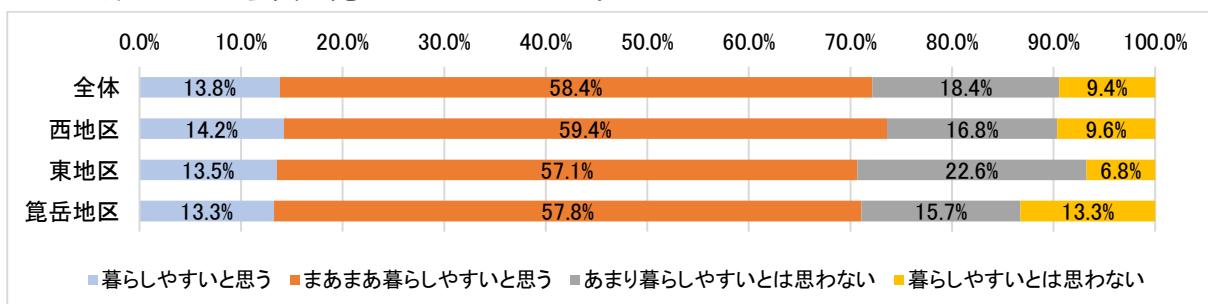
年齢別に見ると、「暮らしやすい」と回答している方の割合は80歳以上で特に高い一方、「暮らしやすいとは思わない」と回答している方の割合は39歳以下で相対的に低くなっています。

この結果から、比較的若い世代に対して、より「暮らしやすい」と感じてもらえるような環境整備や施策の検討が、涌谷町の今後の課題であると言えます。



### 【地区別】

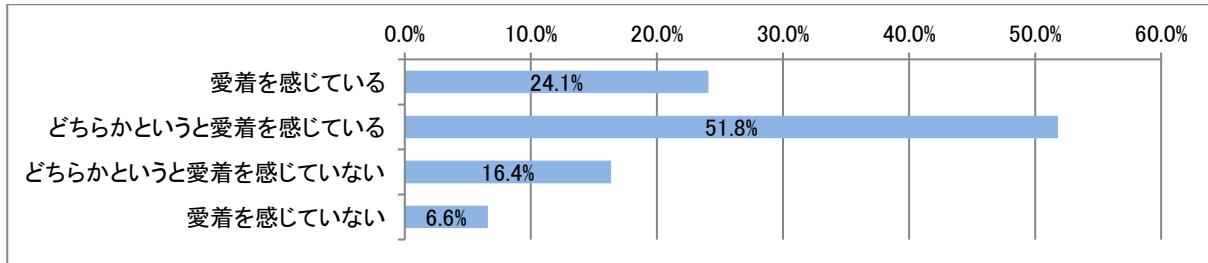
地区別に大きな差異は見られませんでした。



## 問10 あなたは、お住まいの地域に対して、愛着を感じていますか。

「あなたは、お住まいの地域に対して愛着を感じていますか」という設問に対して、「愛着を感じている」が24.1%、「どちらかというと愛着を感じている」が51.8%となり、両者を合わせると75.9%となります。全体の7割以上の方が地域に対して愛着を持っている結果となりました。一方、「どちらかというと愛着を感じていない」は16.4%、「愛着を感じていない」は6.6%で、両者を合わせると23.0%となります。否定的な回答は全体の約2割にとどまっています。

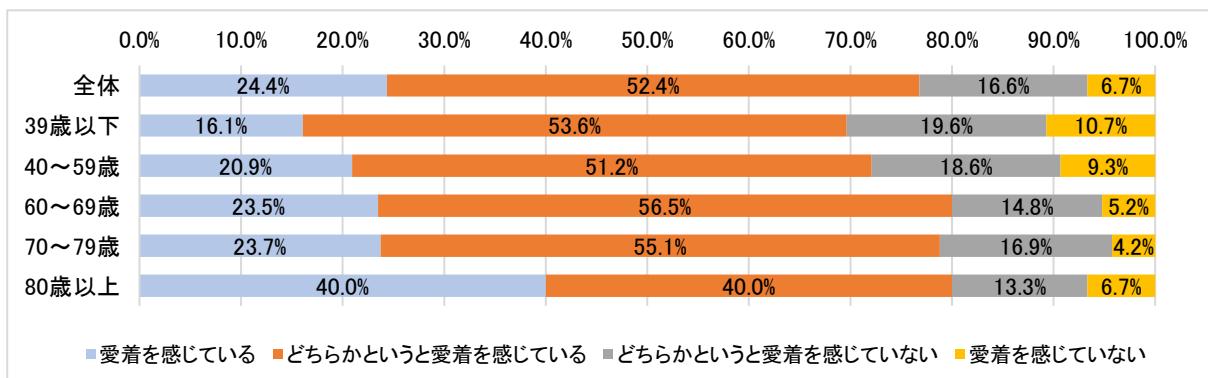
このことから、多くの住民が現在の居住地域に一定以上の愛着を持っており、地域に対する定着意識や生活への満足感が比較的高いことがうかがえます。



### 【年齢別】

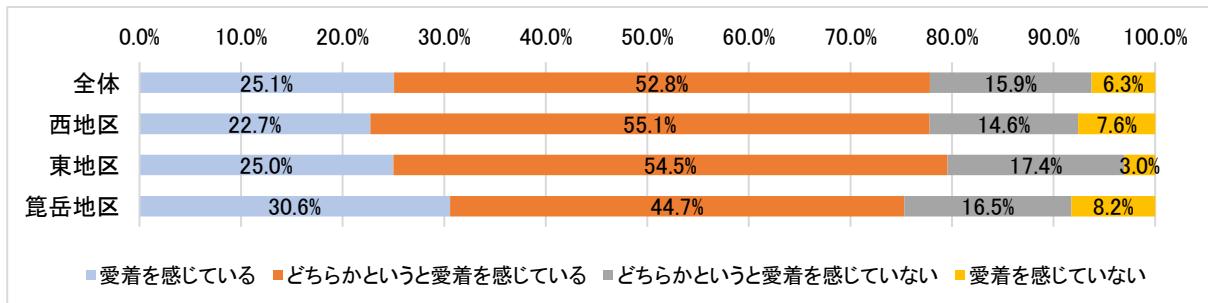
年齢別に見ると、「愛着を感じている」と回答した割合は80歳以上で最も高く、地域への結びつきが強い傾向がみられます。一方、39歳以下の比較的若い世代ではその割合が低く、地域への愛着が十分に形成されていない可能性が示唆されます。

この結果から、若年層が地域とのつながりを持ちやすくなるような交流機会づくりや魅力向上の取り組みが、今後の課題の一つと考えられます。



### 【地域別】

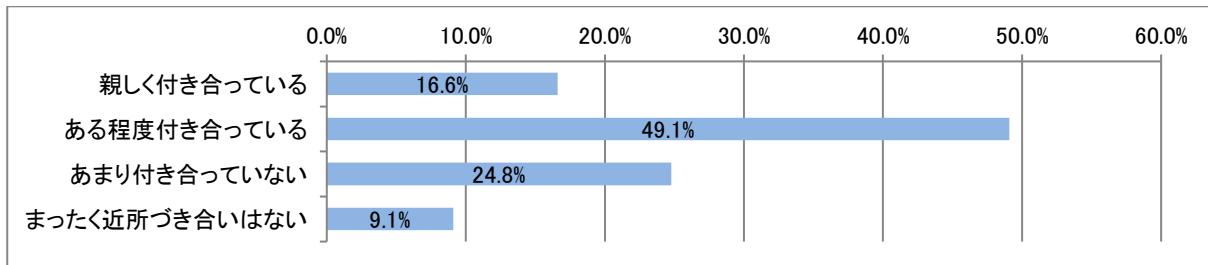
地区別に見ると、肯定的な回答と否定的な回答の割合に大きな差異はいられませんでした。



## 問II あなたは、日頃、ご近所の人とどの程度の付き合い方をしていますか。

「日頃、ご近所の人とどの程度の付き合い方をしていますか」という設問に対して、「親しく付き合っている」が16.6%、「ある程度付き合っている」が49.1%となり、両者を合わせると65.7%となります。約66%の住民が一定以上の近所付き合いを行っていることが分かります。一方、「あまり付き合っていない」は24.8%、「まったく近所づき合いはない」は9.1%であり、両者を合わせると33.9%となります。近所との関係が希薄な層は全体の約3割にとどまっています。

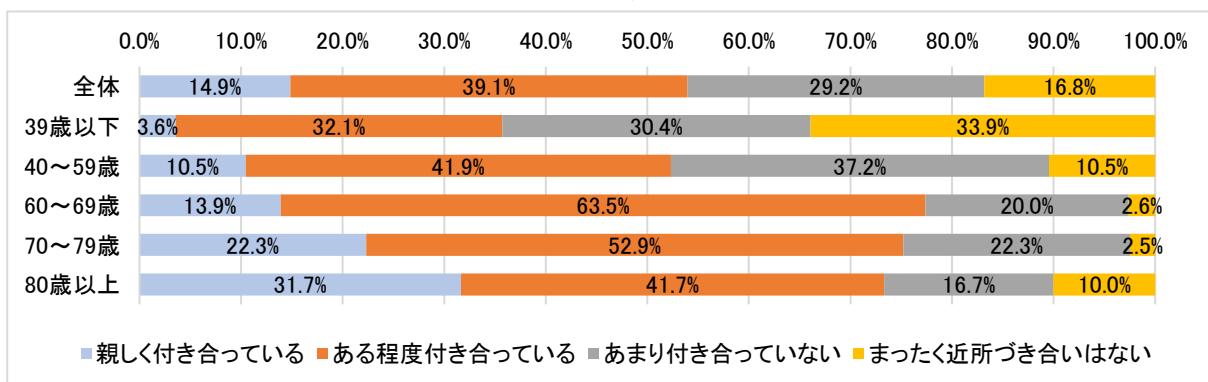
これらの結果から、多くの住民が日常的にご近所との関わりを持っている一方で、一定数の住民は近隣とのつながりが弱い状況にあることが確認されます。



### 【年齢別】

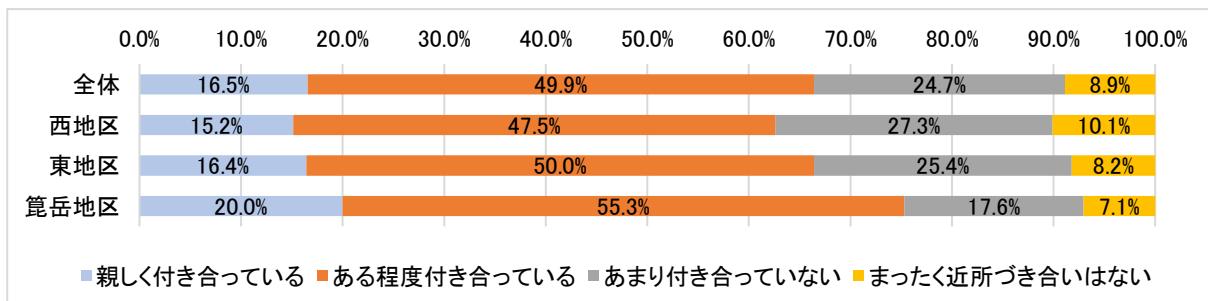
年齢別に見ると、ご近所の人と「親しく付き合っている」と回答した割合は39歳以下の比較的若い世代で低く、年齢が上がるにつれて割合が増加する傾向がみられます。一方、39歳以下の若い世代では「まったく近所づき合いはない」と回答した割合が高く、地域との日常的な関わりが少ないことがうかがえます。

この結果から、若い世代に対しても参加しやすい地域活動や交流の機会を整備することが、地域コミュニティの活性化に向けた課題であると言えます。



### 【地域別】

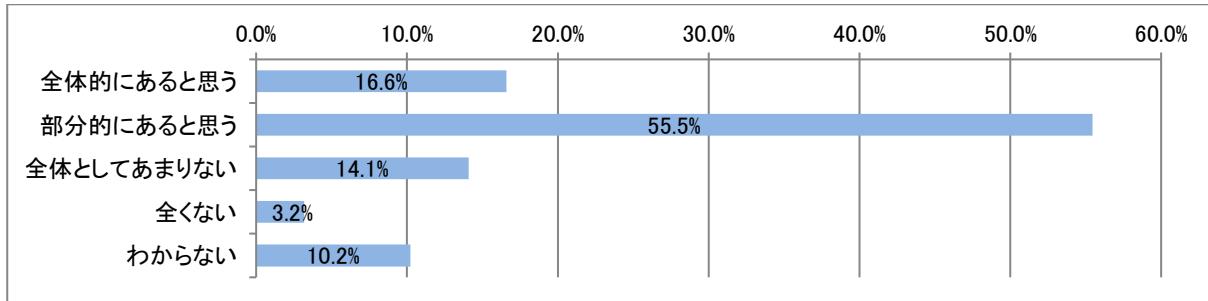
地域別に見ると、笠岳地区で近所の方と付き合いがある方が多いという結果になっています。



## 問12 お住まいの地域には、困っている人がいる場合に、助け合う気風はありますか。

「お住まいの地域には、困っている人がいる場合に助け合う気風はありますか」という設問に対して、「全体的にあると思う」が16.6%、「部分的にあると思う」が55.5%となり、両者を合わせると72.1%となります。7割以上の住民が地域に助け合いの気風があると感じていることが分かりました。一方、「全体としてあまりない」は14.1%、「全くない」は3.2%、「わからない」は10.2%となっています。

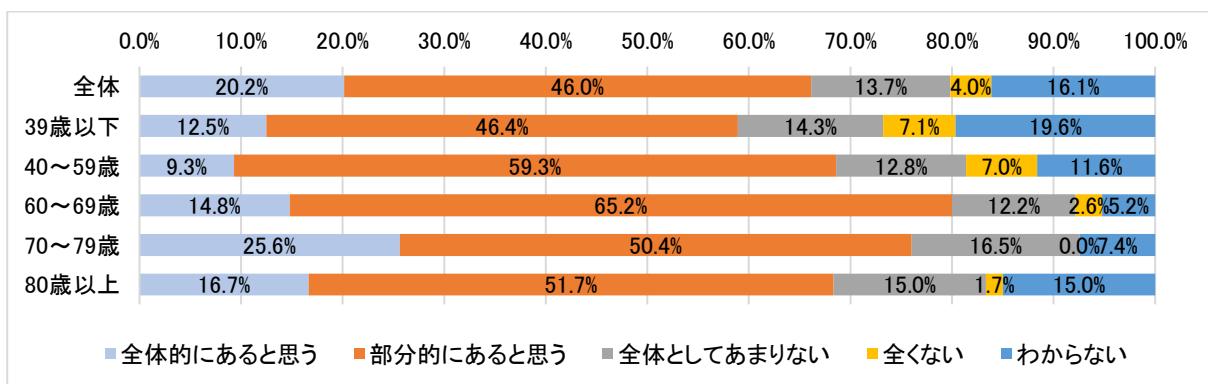
この結果から、多くの住民が地域に助け合いの文化や意識があると認識している一方で、一部にはその実感が薄い層も存在することが示されます。



### 【年齢別】

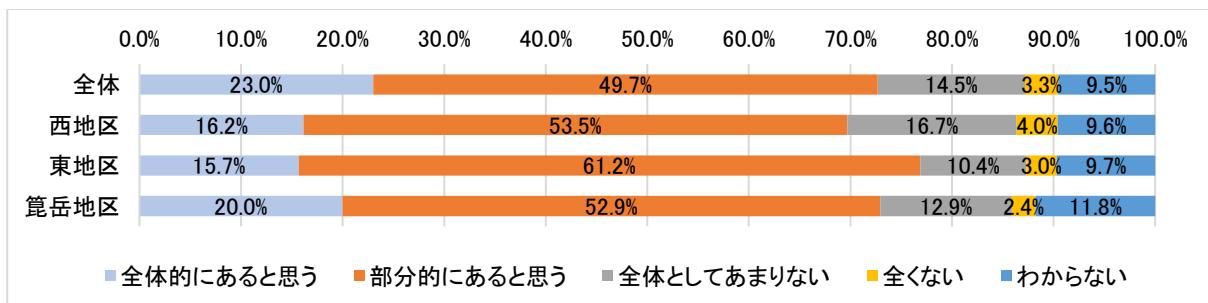
年齢別に見ると、「困っている人がいる場合に助け合う気風はありますか」という設問に対し、「全体的にあると思う」または「部分的にあると思う」と肯定的に回答した方の割合は39歳以下の比較的若い年代で低くなっています。

このことから、若い世代では地域の助け合いの気風を十分に実感できていない可能性があります。若年層への周知や参加を促す取り組みが、地域全体の助け合い文化の定着に向けた課題であると考えられます。



### 【地域別】

地域別に見ると、肯定的な回答の割合が東地区でやや高くなっています。

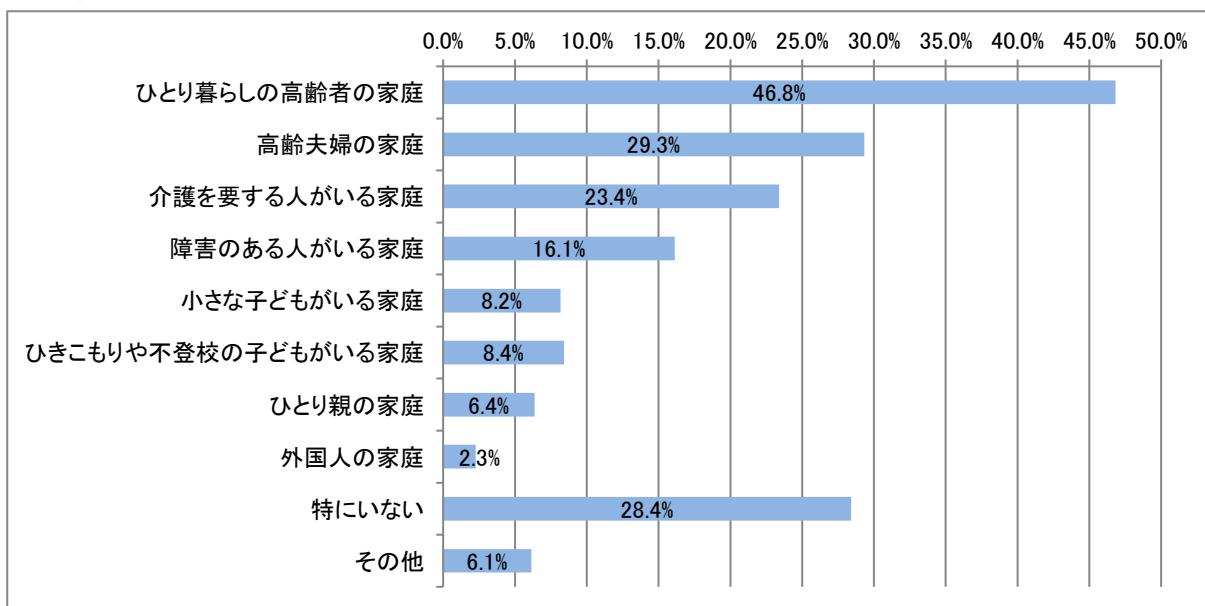


問13 お住まいの地域に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われるご家庭はありますか。

本設問は複数回答となっています。「お住まいの地域に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われるご家庭はありますか」という設問に対して、最も多く挙げられたのは「ひとり暮らしの高齢者の家庭」で46.8%となりました。次いで「高齢夫婦の家庭」が29.3%、「介護を要する人がいる家庭」が23.4%、「障害のある人がいる家庭」が16.1%となっています。

一方、「小さな子どもがいる家庭」は8.2%、「ひきこもりや不登校の子どもがいる家庭」は8.4%、「ひとり親の家庭」は6.4%、「外国人の家庭」は2.3%と比較的少ない割合となっています。また、「特にいない」と回答した方は28.4%でした。

この結果から、地域住民は高齢者世帯や介護・障害のある家庭に対して支援の必要性を強く感じていることがうかがえます。地域福祉活動や見守り活動を進めるうえでは、これらの世帯を重点対象とした取り組みが重要であると考えられます。

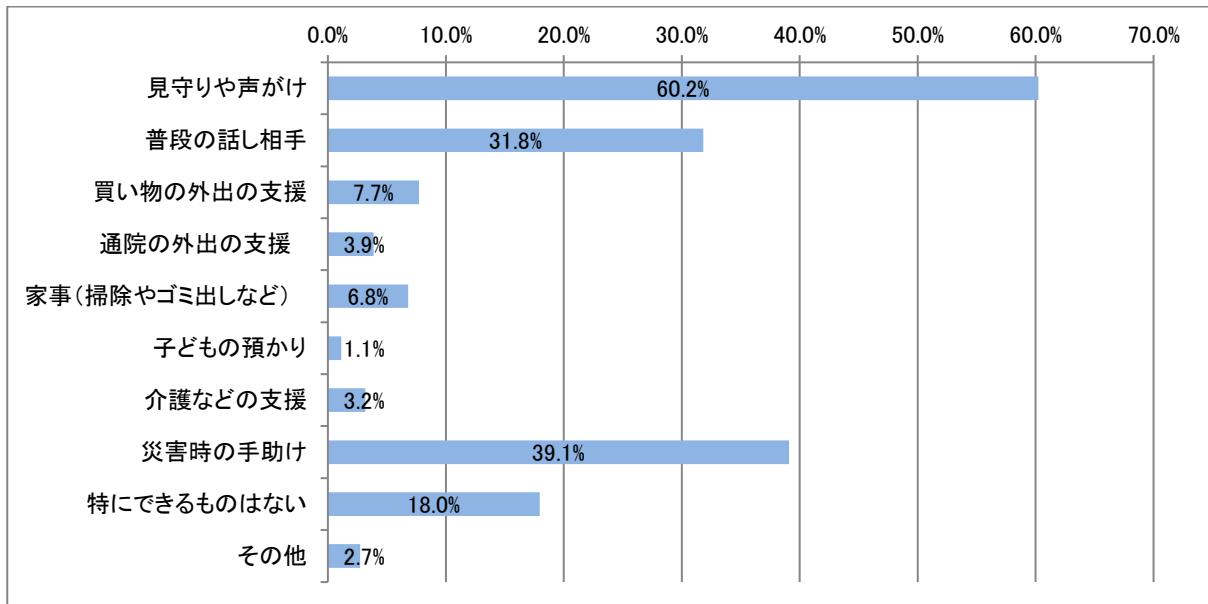


問14 ご近所とのお付き合いの中で、困っている人がいたときに、あなたが「手助けできる」と思うことは、どのようなことですか。

本設問は3つまでの複数回答が可能となっています。「ご近所とのお付き合いの中で、困っている人がいたときに『手助けできる』と思うことは何ですか」という設問に対して、最も多く挙げられたのは「見守りや声掛け」で60.2%、次いで「災害時の手助け」が39.1%、「普段の話し相手」が31.8%となっています。

一方、「買い物の外出支援」は7.7%、「通院の外出支援」は3.9%、「家事（掃除やゴミ出しなど）」は6.8%、「介護などの支援」は3.2%、「子どもの預かり」は1.1%と、日常生活や専門的支援に関わる手助けは比較的少ない結果となっています。「特にできるものはない」と回答した方は18.0%でした。

この結果から、地域住民はまず声かけや見守りといった軽度の支援や災害時の助けに協力意向を示す傾向が強いことが分かります。今後の地域支援活動では、住民が無理なく参加できる「見守りや声かけ」といった支援活動を軸に、必要に応じて生活支援や介護支援への参加を促す仕組みづくりが重要であると考えられます。

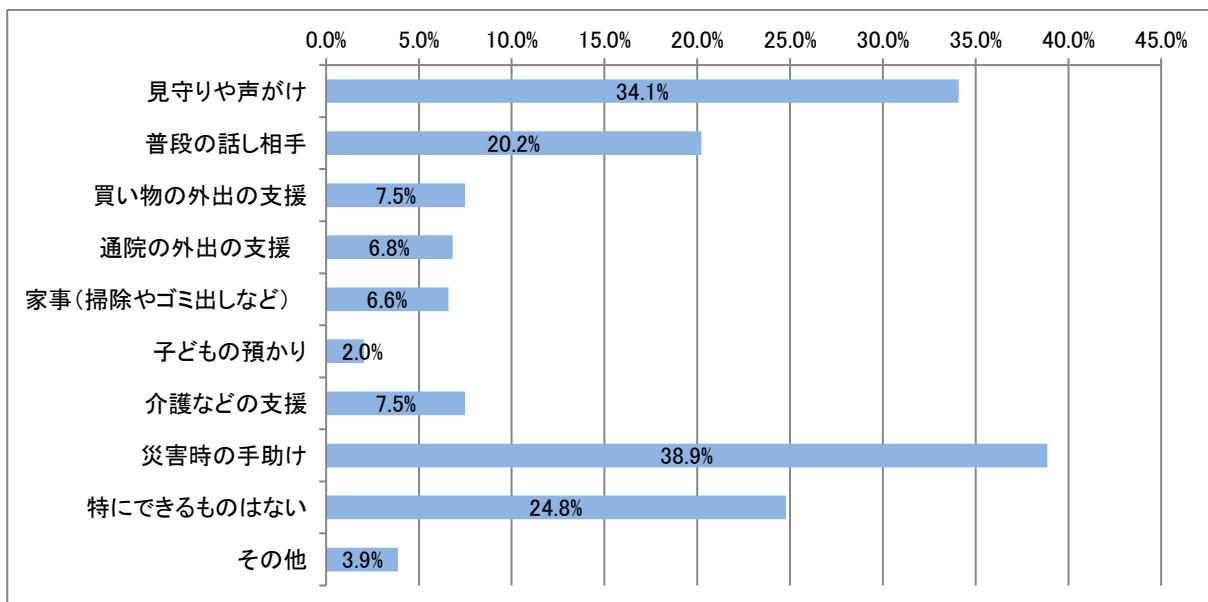


問15 ご近所とのお付き合いの中で、あなたが困ったときに、「手助けしてほしい」と思うことは、どのようなことですか。

本設問は3つまでの複数回答が可能となっています。「ご近所とのお付き合いの中で、あなたが困ったときに『手助けしてほしい』と思うことは何ですか」という設問では、「災害時の手助け」が最も多く38.9%を占めました。次いで、「見守りや声がけ」が34.1%、「普段の話し相手」が20.2%となっています。

一方、「買い物の外出支援」(7.5%)、「介護などの支援」(7.5%)、「通院の外出支援」(6.8%)、「家事(掃除やゴミ出しなど)」(6.6%)など、日常生活の具体的な支援を求める割合は比較的低い結果となりました。「特にしてほしいことはない」と回答した人は24.8%でした。

これらの結果から、住民は災害時のような緊急時の協力や、日常的な見守り・声かけといった軽度の支援を求める傾向が強いことが分かります。一方で、買い物や家事などの生活支援については、近隣に依頼することへの心理的な抵抗や遠慮があることも推察されます。地域としては、住民が安心して助けを求められる関係づくりや、災害時に相互に支え合える体制づくりが重要な課題であると言えます。

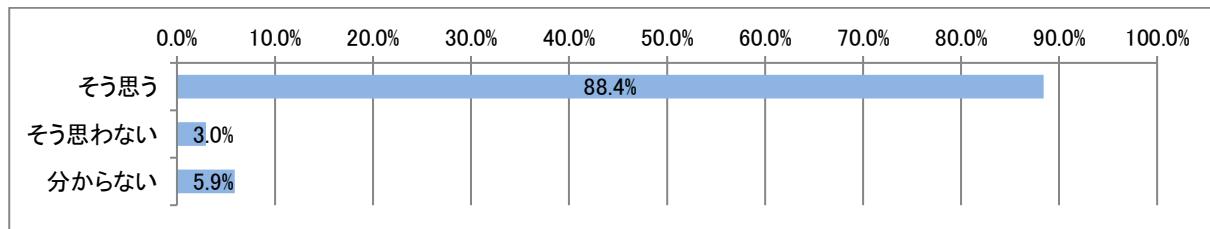


問16 日常生活で困っている家庭があった場合、あなたはどのように思いますか。

(1) 自分自身や家族で解決できることは、まずは自ら努力して解決するべきである

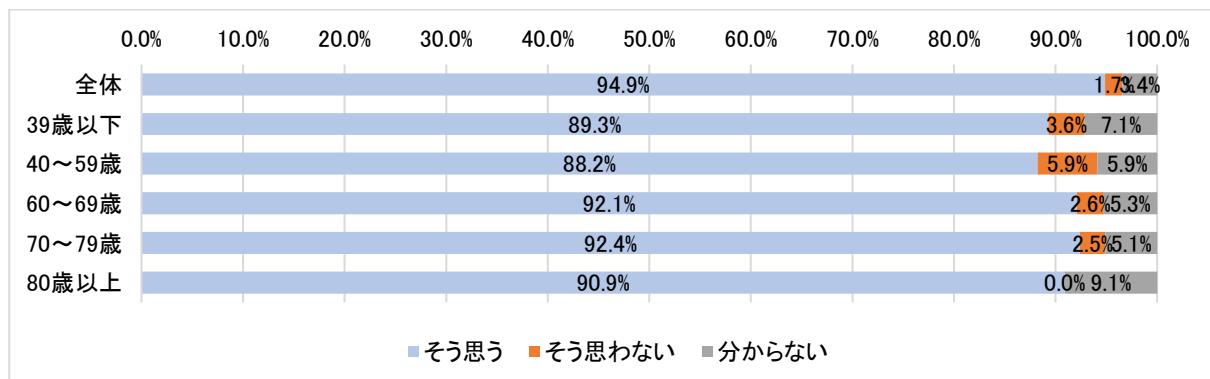
日常生活で困っている家庭があった場合、「自分自身や家族で解決できることは、まずは自ら努力して解決するべきである」との設問に対し、「そう思う」と回答した人は88.4%と非常に高い割合を占めました。「そう思わない」は3.0%、「わからない」は5.9%にとどまっています。

この結果から、多くの住民が「まずは自助での解決を優先すべき」という考え方を持っていることが明らかです。地域における助け合いの重要性が語られる一方で、住民自身の間には自助努力を重視する意識が根強く存在していることが示唆されます。



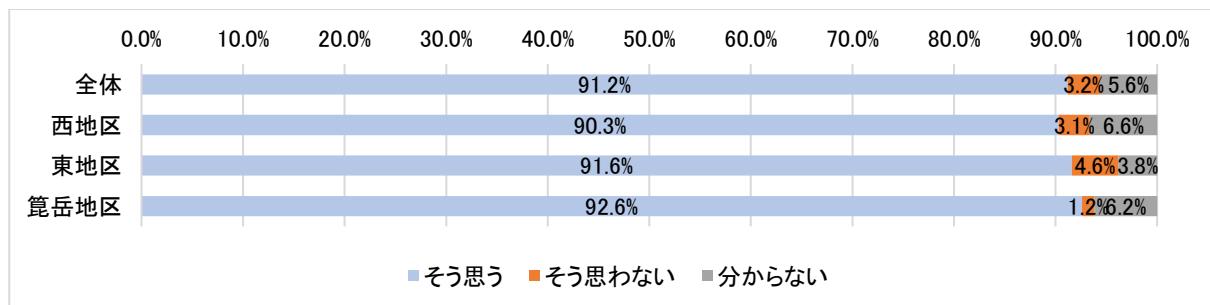
#### 【年齢別】

年齢別に大きな差異は見られず、どの年齢も約9割が「自分自身や家族で解決できることは、まずは自ら努力して解決するべきである」と回答しています。



#### 【地域別】

地域別に大きな差異は見られませんでした。

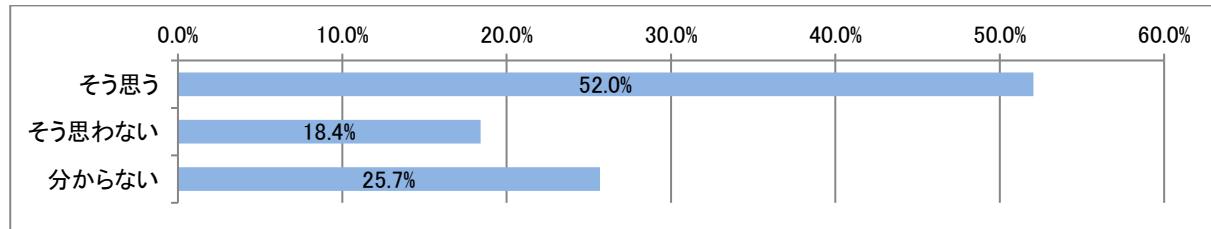


## (2) 自分自身や家族で解決できることは、地域で力を合わせて解決するべきである

日常生活で困っている家庭があった場合、「地域で力を合わせて解決すべきか」という問い合わせに対して、52.0%が「そう思う」と回答し、地域での助け合いに肯定的な姿勢が半数を占めました。一方で、「そう思わない」は18.4%、「分からぬ」は25.7%となっています。

「そう思う」という回答が過半数を占めていることから、一定程度、地域共助の必要性が住民に共有されていることがうかがえます。ただし、「分からぬ」が25.7%と比較的高い点は、地域との関わり方がイメージしにくい、あるいは負担感への懸念が存在する可能性を示しています。

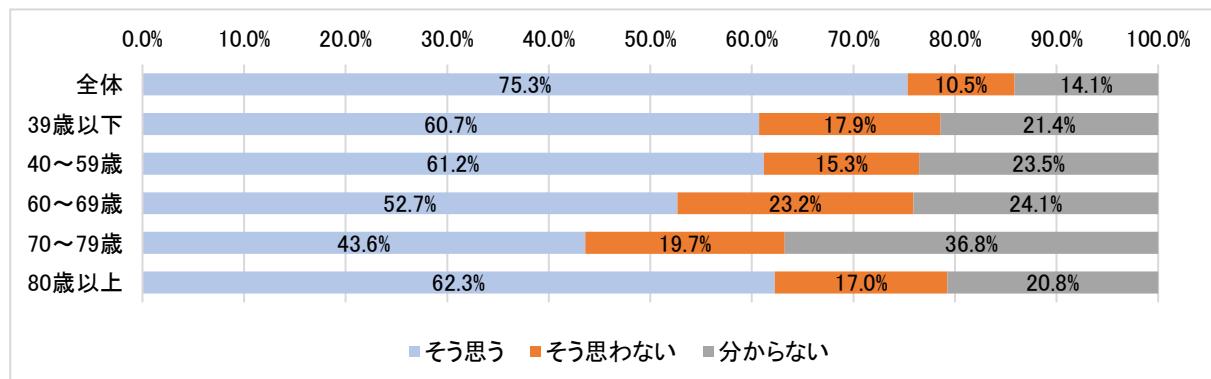
この結果から、地域共助には賛同する声が多いものの、参加への躊躇や不安を抱える層への理解促進や関わりやすい仕組みづくりが課題であるといえます。



### 【年齢別】

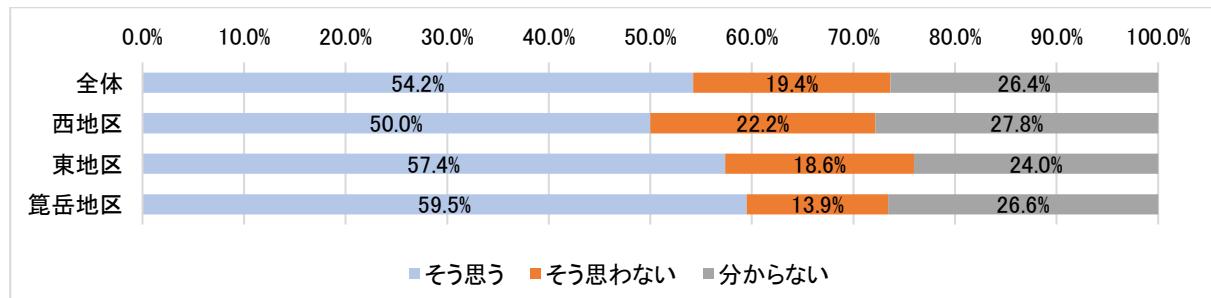
年齢別に見ると、「自分自身や家族で解決できることは、地域で力を合わせて解決するべきである」という設問に対して「そう思う」と回答した人の割合は70~79歳および60~69歳で比較的低いことが分かりました。

この傾向から、これらの年代では「まずは自分たちで対応する」という意識が強く、地域に助けを求めるこへ慎重な姿勢がみられると考えられます。



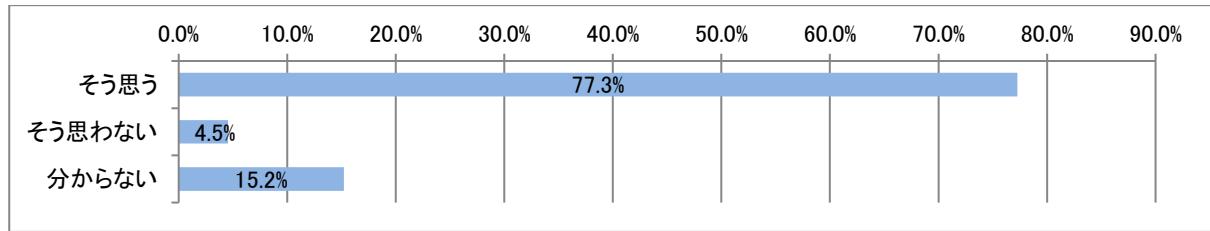
### 【地域別】

地域別に見ると、「自分自身や家族で解決できることは、地域で力を合わせて解決するべきである」という設問に対して、西地区では「そう思う」と回答した人の割合が比較的低いことが分かりました。



### (3) 地域で解決できないことは、公的な機関が解決するべきである

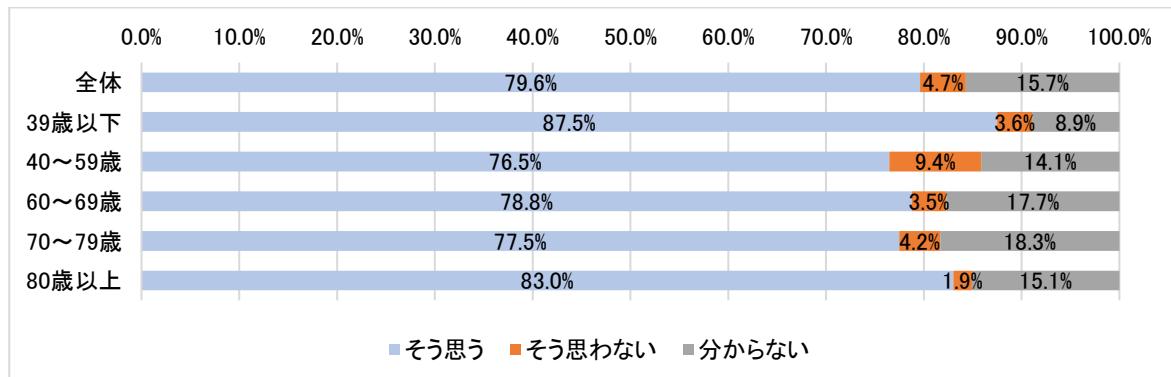
「地域で解決できないことは、公的な機関が解決するべきである」との設問に対して、「そう思う」と回答した人は77.3%であり、多くの住民が公的機関による支援を必要と感じていることが分かります。一方、「そう思わない」はわずか4.5%と否定的な意見は少なく、住民の間で公的支援への期待が広く共有されている状況が確認できます。また、「分からぬ」と回答した人は15.2%と一定の割合が判断に迷っており、公的支援の役割や具体的な内容が十分に理解されていない可能性も示唆されます。



#### 【年齢別】

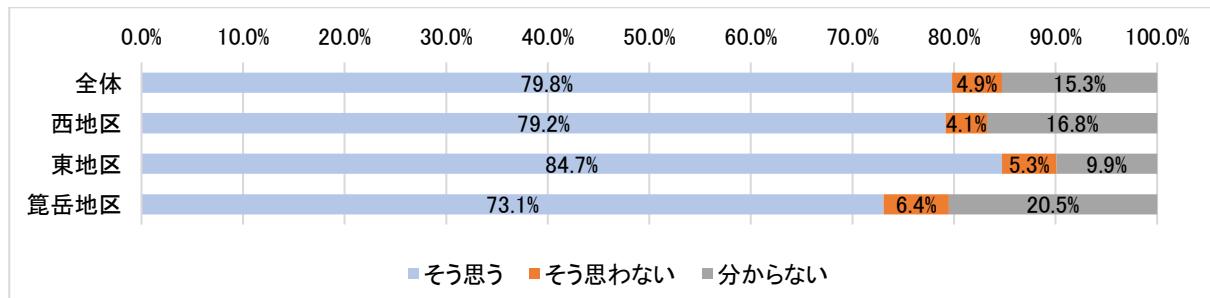
年齢別に見ると、39歳以下の比較的若い世代で「地域で解決できないことは、公的な機関が解決するべきである」との設問に対して、「そう思う」と回答した人の割合が比較的高いことが分かりました。この結果から、若い世代は公的機関による支援や介入を重視し、行政に対して安心できる仕組みづくりや課題解決を期待している傾向がうかがえます。

一方で、地域での助け合いや住民同士の支え合いに対する意識が相対的に弱い可能性もあり、若い世代が地域活動に参加しやすくなる仕組みづくりや、地域の役割を分かりやすく伝える取り組みが求められます。



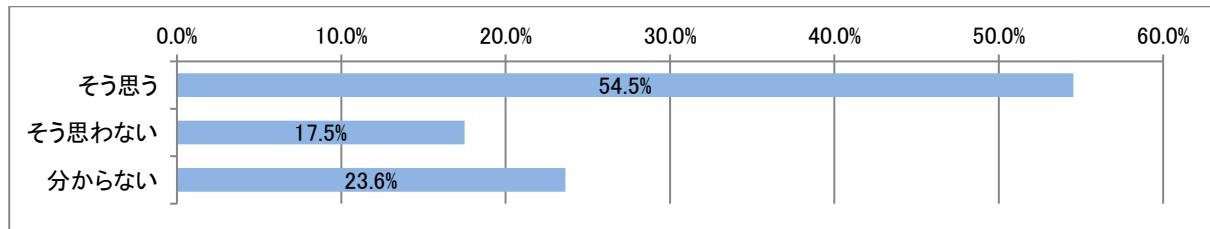
#### 【地域別】

地域別に見ると、「地域で解決できないことは、公的な機関が解決するべきである」との設問に対して、「そう思う」と回答した人の割合は、東地区でやや高く、箕岳地区でやや低いことが分かりました。



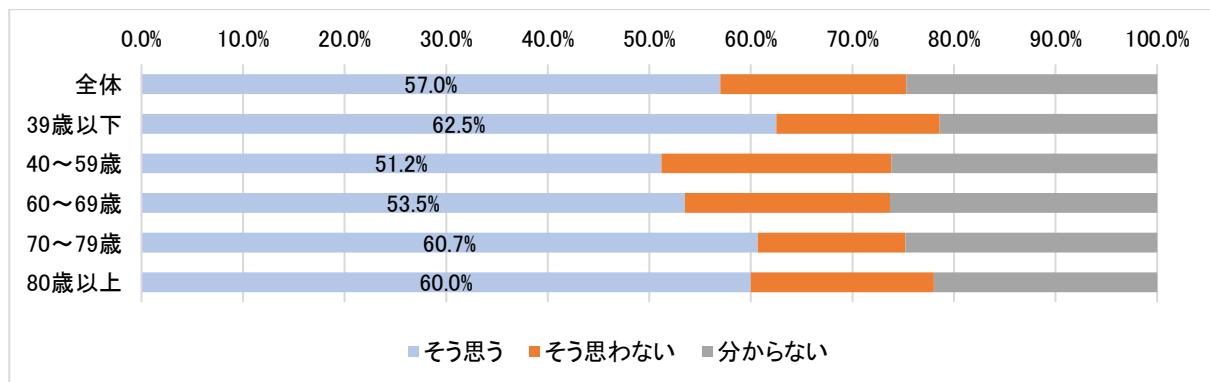
#### (4) 現在の公的なサービスを維持しつつ、可能な限り地域で解決できるようにするべきである

「現在の公的なサービスを維持しつつ、可能な限り地域で解決できるようにするべきである」との設問に対して、「そう思う」と回答した人の割合は54.5%と半数を超えており、多くの住民が公的サービスを維持しながらも、地域の自主的な取り組みを強化していく方向性を支持していることが分かりました。一方で、「そう思わない」と回答した人の割合は17.5%にとどまり、否定的な意見は比較的少ない状況です。また、「分からぬ」と回答した人の割合が23.6%と一定程度存在しており、地域での解決範囲や具体的なイメージが十分に共有されていない可能性が示唆されます。



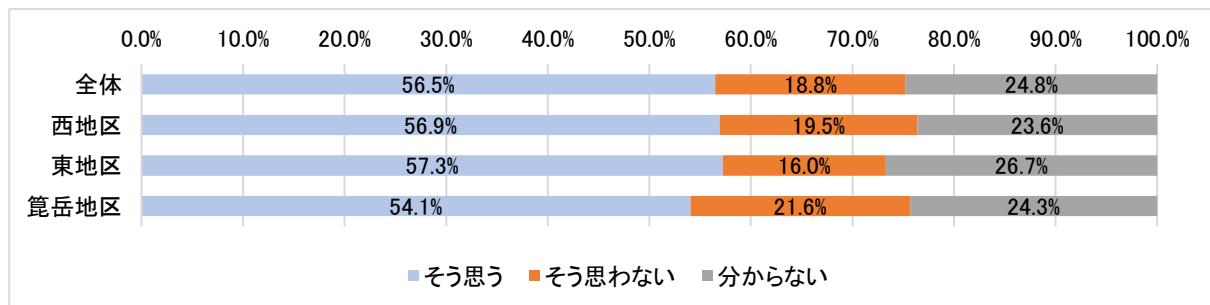
#### 【年齢別】

年齢別に見ると、「現在の公的なサービスを維持しつつ、可能な限り地域で解決できるようにするべきである」との設問に対して、「そう思う」と回答した人の割合40~59歳および60~69歳で比較的低いことが分かりました。これらの年代では、地域での担い手となることへの負担感などから、地域による解決の拡大に慎重な意識がある可能性がうかがえます。



#### 【地域別】

地域別に見ると、大きな差異はないものの「地域で解決できないことは、公的な機関が解決するべきである」との設問に対して、「そう思う」と回答した人の割合は、笠岳地区でやや低いことが分かりました。

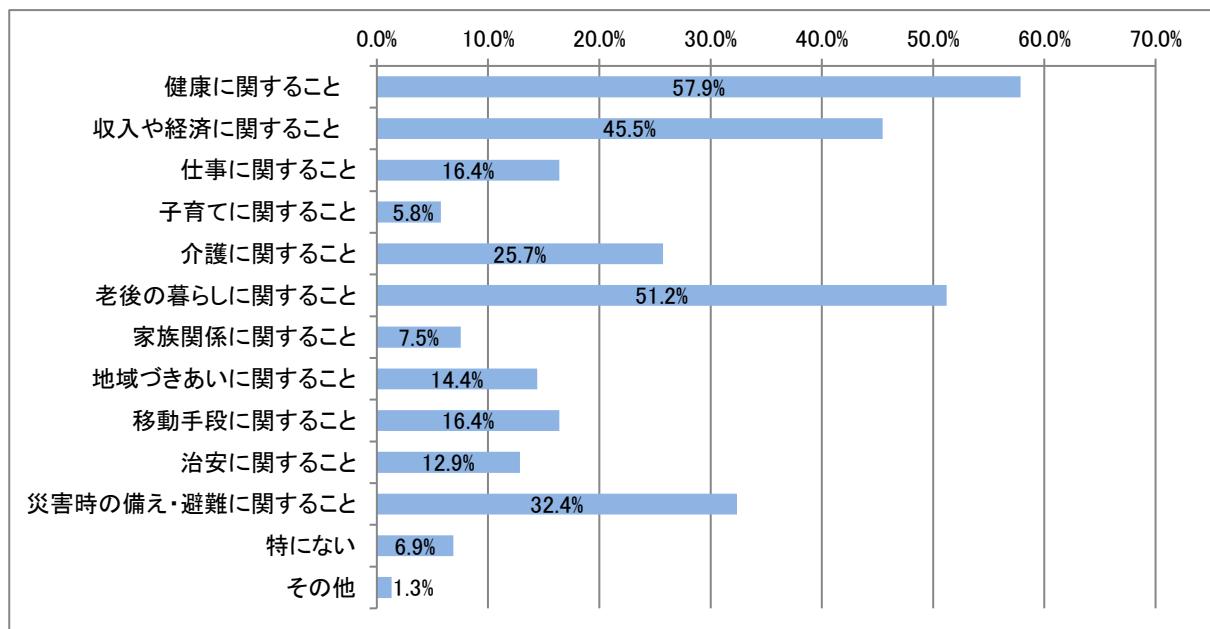


## 悩みや不安、相談などについて

問17 あなたは、毎日の生活の中で、どのようなことに悩みや不安を感じていますか。

本設問は複数回答となっています。「あなたは、毎日の生活の中で、どのようなことに悩みや不安を感じていますか」という設問に対して、「健康に関すること」と回答した人の割合が最も高く57.9%、次いで「老後の暮らしに関すること」51.2%、「収入や経済に関すること」45.5%となっています。また、「介護に関すること」は25.7%、「災害時の備え・避難に関すること」は32.4%となっており、将来への備えに関する不安も一定程度みられました。一方で、「特がない」と回答した人は6.9%にとどまり、多くの方が何らかの不安を抱えている状況が明らかとなりました。

健康や老後、経済面といった生活基盤に直結する不安が上位を占めていることから、住民の多くが将来の生活の安定に強い関心を持っていることがうかがえます。また、介護や災害への備えなど、個人だけでは対応が難しい課題も一定の割合を占めており、地域や行政によるニーズが高い分野と考えられます。今後は、健康づくり支援や災害対策の周知、経済的不安を抱える層への相談支援など、住民の不安に応じた多面的な取り組みが求められます。



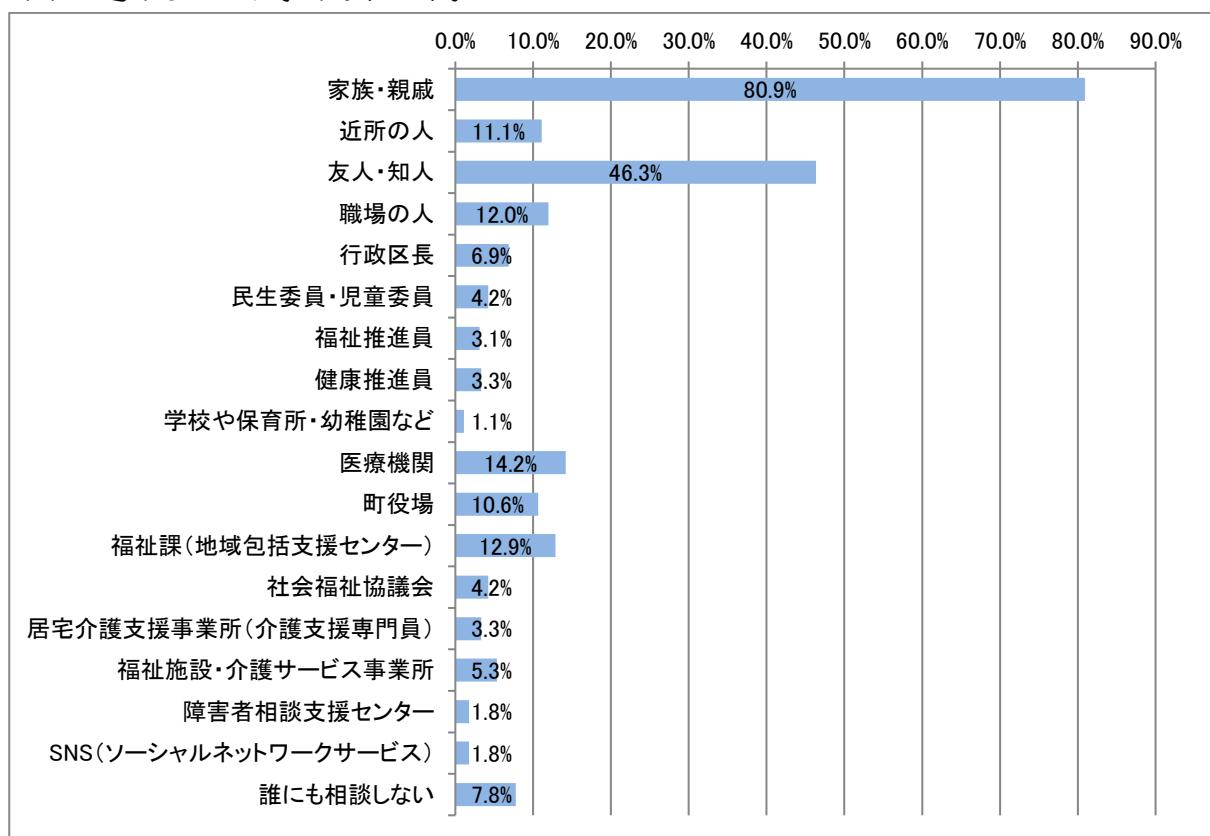
問18 あなたに悩みや不安があるとき、どこ（だれ）に相談をしますか。

本設問は複数回答となっています。「あなたに悩みや不安があるとき、どこ（だれ）に相談をしますか」という設問に対して、「家族・親戚」と回答した人の割合が最も高く80.9%となっており、最も身近な存在への相談が中心となっていました。次いで「友人・知人」が46.3%となっています。

一方で、「医療機関」は14.2%、「福祉課（地域包括支援センター）」は12.9%、「町役場」は10.6%、「社会福祉協議会」は4.2%となっており、公的・専門的な機関を相談先として挙げる割合は1~2割程度にとどまっています。また、「誰にも相談しない」と回答した人が7.8%おり、相談先が確保できていない層の存在も明らかとなりました。

相談は、家族や友人に強く依存しており、地域の支援者（民生委員・福祉推進員など）や行政機関を相談先として認識している人は比較的少ないことが分かりました。これは、公的な相談先の存在や役割が十分に浸透していない可能性を示しています。また、「誰にも相談しない」と回

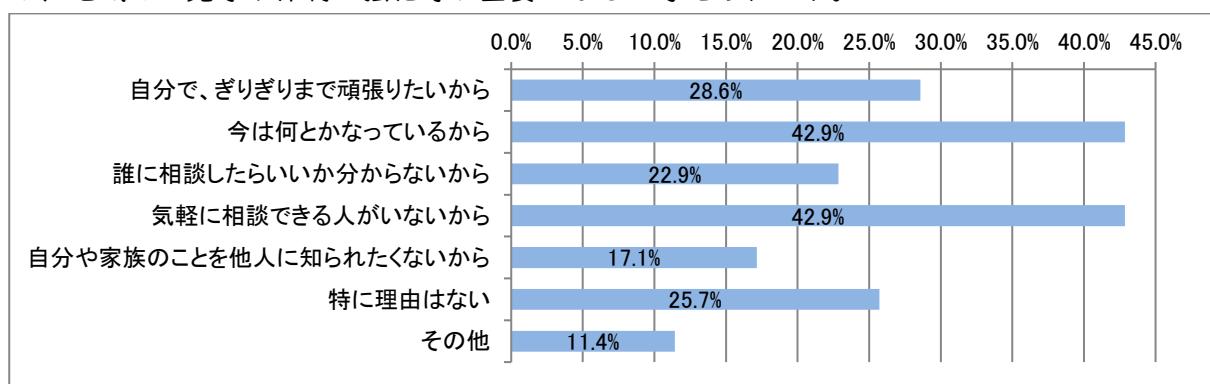
答した一定数の住民については、孤立リスクの観点からも注意が必要です。今後は、公的・専門的な相談窓口へのアクセスのしやすさや周知を強化するとともに、地域内で相談しやすい関係づくりを進めることができます。



#### 問19 誰にも相談しない理由で、あてはまるもの全てに○をお願いします。

本設問は問18で「誰にも相談しない」とお答えした人に尋ねています。「誰にも相談しない理由」について、「今は何とかなっているから」および「気軽に相談できる人がいないから」と回答した人の割合が最も高く42.9%となっています。次いで、「自分でぎりぎりまで頑張りたいから」が28.6%、「誰に相談したらいいか分からないから」が22.9%と続き、相談行動に踏み出しへく心理的要因や情報不足も背景にあることが示されました。また、「自分や家族のことを他人に知られたくない」が17.1%とプライバシーへの懸念を持つ層も一定数確認されました。

「今は何とかなっている」と回答した人も、問題が表面化しにくいだけで将来的な孤立リスクを抱えている可能性があります。住民が早期に相談できるよう、気軽に利用できる窓口づくりや、地域での見守り体制の強化等が重要になると考えられます。

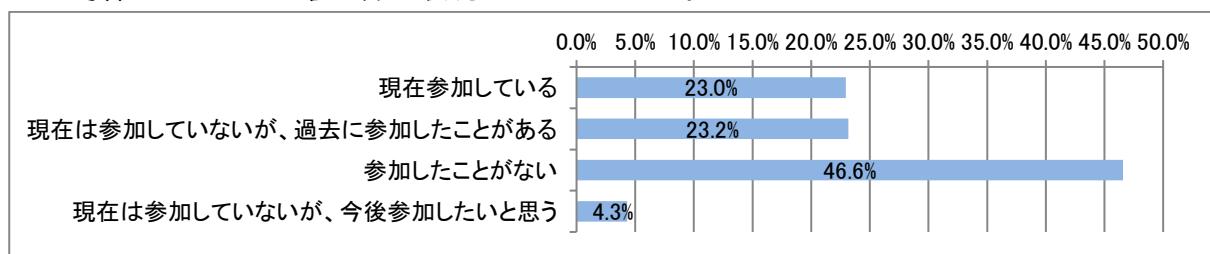


## 地域ボランティア活動について

問20 あなたは、地域活動やボランティア活動などに参加していますか。

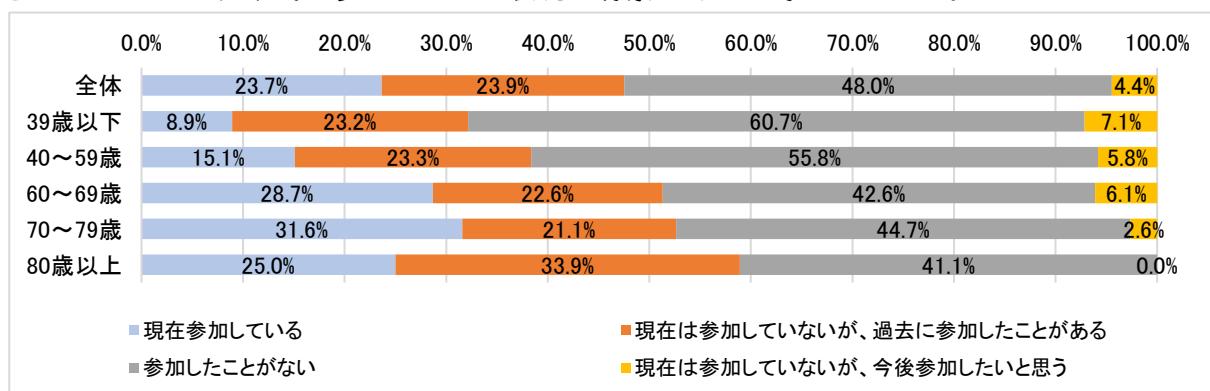
「あなたは、地域活動やボランティア活動などに参加していますか」という設問に対して、「現在参加している」と回答した人の割合は23.0%にとどまりました。一方で、「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」が23.2%とほぼ同程度みられ、一定数の地域住民が何らかの形で活動経験を有していることが分かりました。一方、「参加したことがない」と回答した人の割合が46.6%と最も高く、地域活動への参加経験が全くない層が半数近くに達しています。また、「現在は参加していないが、今後参加したいと思う」との回答は4.3%にとどまり、活動参加への具体的な意欲を持つ層は限定的であることが明らかとなりました。

地域活動への参加者は約4人に1人程度であり、過去の参加経験者を含めても参加経験のある住民は全体の半数に届きません。さらに、参加未経験者が最も多いことから、地域活動への参加が広く定着しているとは言い難い状況がうかがえます。



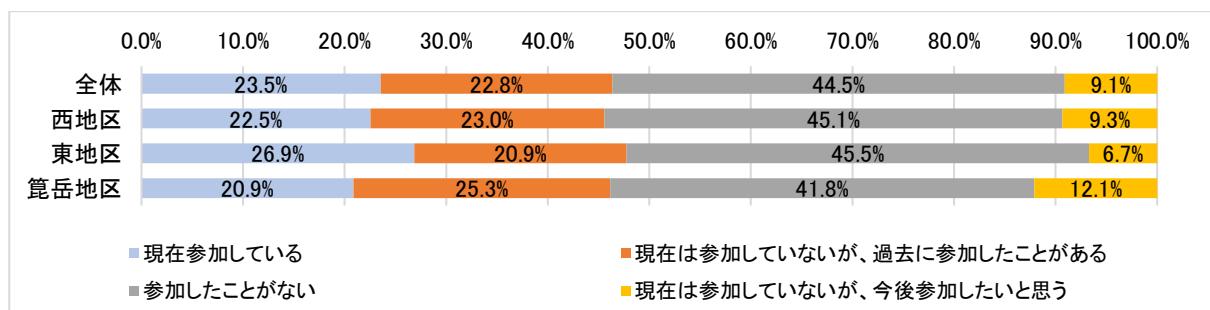
### 【年齢別】

年齢別に見ると、39歳以下の比較的若い世代や40～59歳では、地域活動やボランティア活動への参加率が比較的低いことが分かりました。これらの年代は、仕事や子育てなどで忙しい時期と重なることから、活動に参加しにくい状況があると考えられます。



### 【地域別】

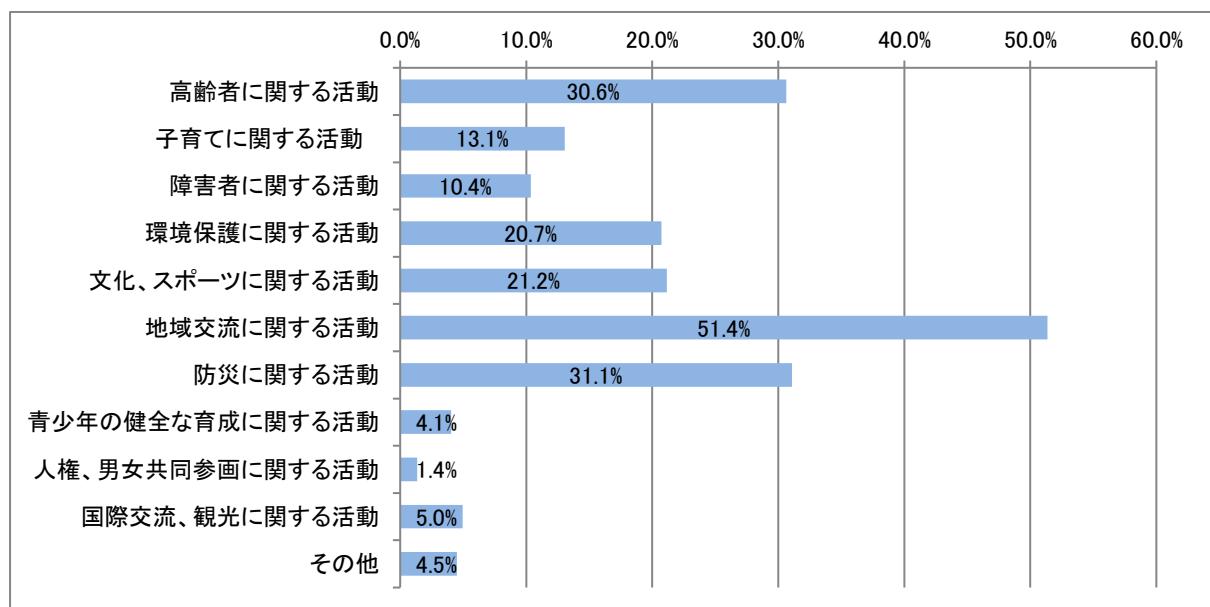
地域別に見ると、地域活動やボランティア活動に現在参加している人の割合は東地区でやや高くなっています。



問21 あなたが、参加している（参加していた、参加したい）地域活動やボランティア活動で、あてはまるもの全てに○をお願いします。

「参加している（参加していた、参加したい）地域活動やボランティア活動」について、「地域交流に関する活動」と回答した人の割合が最も高く51.4%となっており、住民同士のつながりを重視する傾向がうかがえます。次いで、「防災に関する活動」が31.1%、「高齢者に関する活動」が30.6%となっており、生活の安全や高齢化への意識の高さが反映されていると考えられます。また、「文化・スポーツの活動」が21.2%、「環境保護に関する活動」が20.7%と、地域の活性化や暮らしの質向上に関わる分野にも一定の関心が示されました。

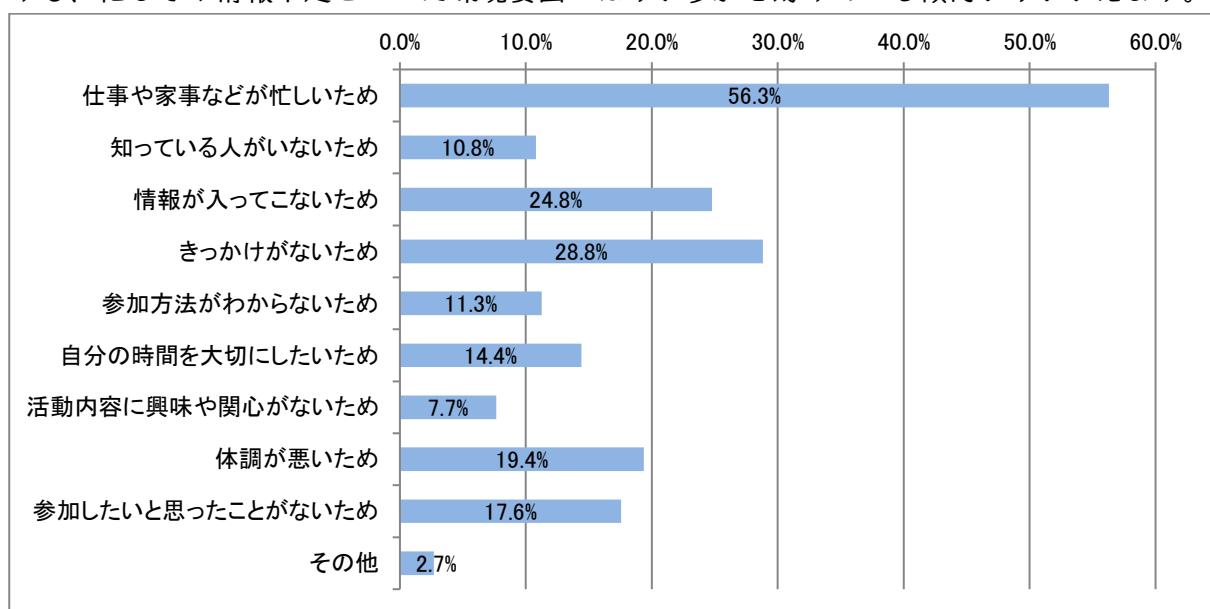
一方で、「子育てに関する活動」は13.1%、「障害者に関する活動」は10.4%と比較的低い割合となっており、特定の関心層に限られる可能性が考えられます。また、「国際交流・観光に関する活動」は5.0%、「青少年の健全育成に関する活動」は4.1%となっており、「人権や男女共同参画に関する活動」については1.4%と特に低い割合となっていました。これらの分野は活動内容が伝わりにくい、参加機会が限られているなどの理由から参加率が伸びにくいことが推察され、今後は周知の強化や参加しやすい仕組みづくりが求められると考えられます。



問22 あなたが、参加したことがない理由として、あてはまるもの全てに○をお願いします。

地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由について、「仕事や家事などが忙しいため」という回答が56.3%を占め、日常生活での時間的な制約が参加の大きな障壁となっていることが明らかになりました。次いで、「きっかけがないため」が28.8%、「情報が入ってこないため」が24.8%となっており、活動に接する機会の少なさや情報不足も参加を妨げる要因として顕著に表れています。また、「体調が悪いため」が19.4%、「参加したいと思ったことがないため」が17.6%と健康状態や個人の意識による理由も一定数見られました。さらに、「自分の時間を大切にしたいため」が14.4%、「参加方法がわからないため」が11.3%、「知っている人がいないため」が10.8%となっており、心理的・社会的なハードルも存在していることがわかります。

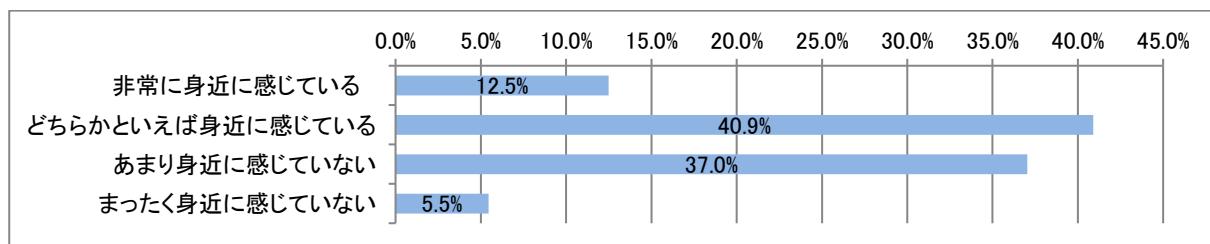
一方で、「活動内容に興味や関心がないため」は7.7%と比較的低い割合であり、関心の低さよりも、忙しさや情報不足といった環境要因のほうが参加を妨げている傾向がうかがえます。



## 近年の福祉課題について

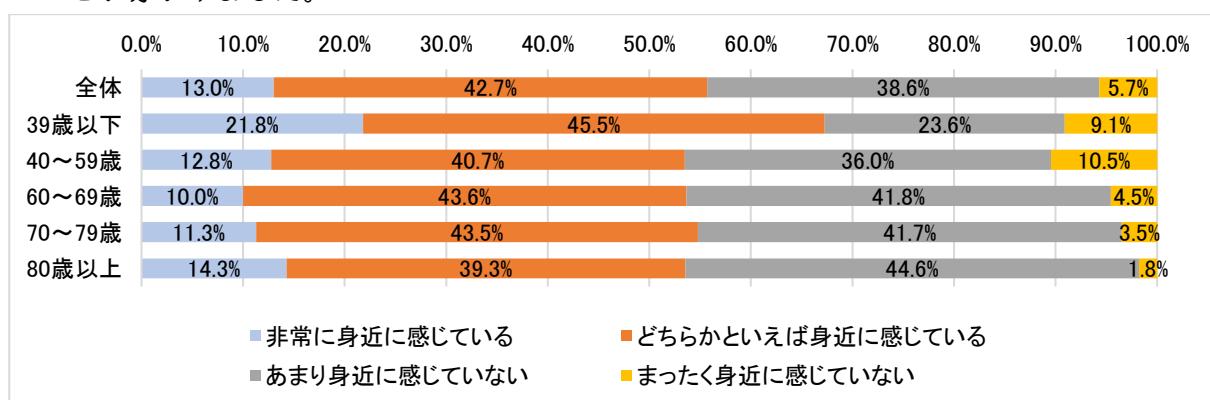
問23 あなたは、「人権」ということを、どの程度身近に感じていますか。

「あなたは、『人権』ということを、どの程度身近に感じていますか」という設問に対して、「非常に身近に感じている」と回答した人の割合は12.5%、「どちらかといえば身近に感じている」と回答した人の割合は40.9%であり、両者を合わせると53.4%となります。過半数が人権を身近なものとして認識していることがわかりました。このことから、日常生活の中で人権意識がある程度浸透している傾向がうかがえます。一方で、「あまり身近に感じていない」と回答した人の割合は37.0%、「まったく身近に感じていない」と回答した人の割合は5.5%であり、両者を合わせると42.5%となります。約4割が人権を日常的な問題として意識していない状況も明らかとなりました。



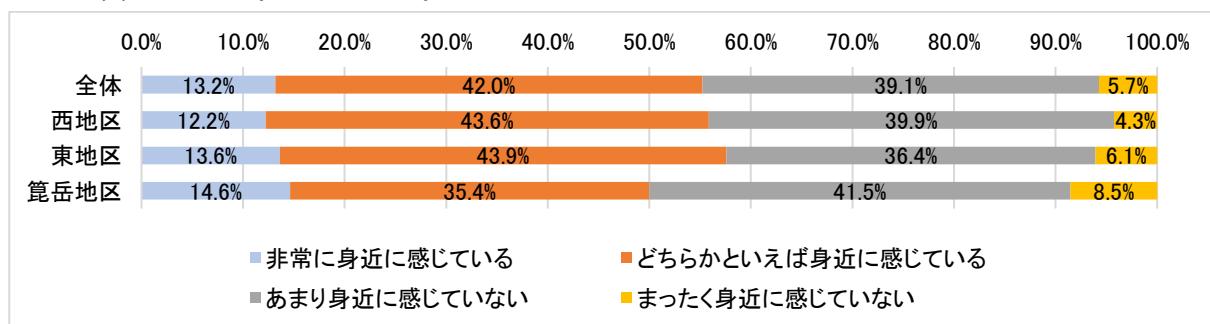
### 【年齢別】

年齢別に見ると、39歳以下の比較的若い世代では、「人権」を身近に感じている人の割合が高いことが分かりました。



### 【地域別】

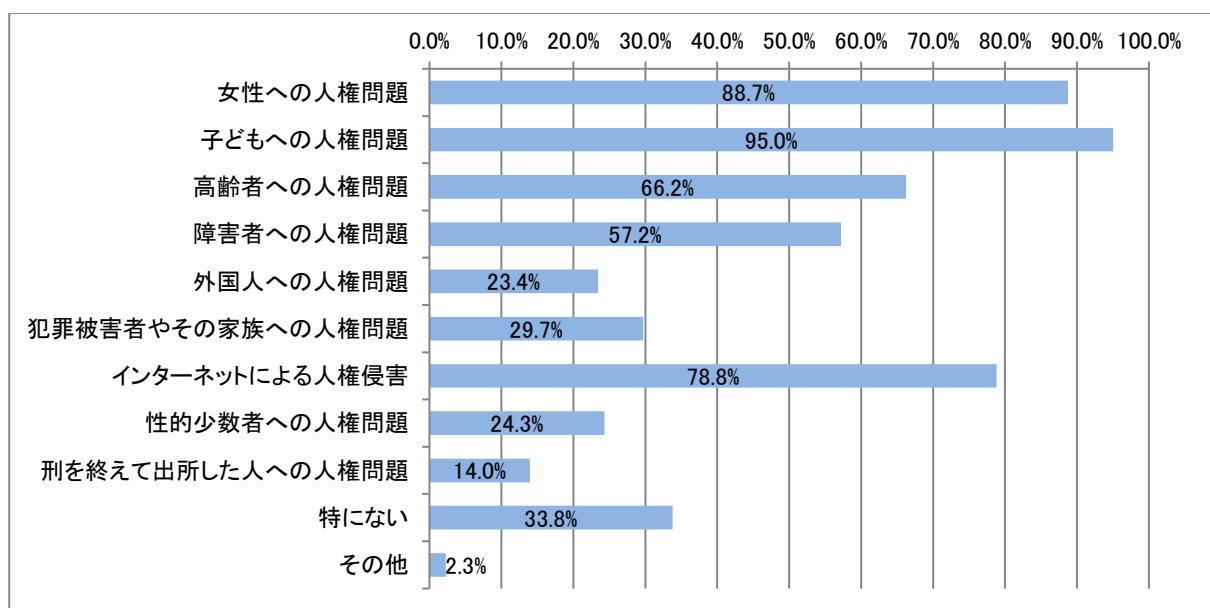
地域別に見ると、大きな差異はないものの、笠岳地区で「人権」を身近に感じている人の割合がやや低いことが分かりました。



問24 日本の社会には、人権に関わるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるものは何ですか。

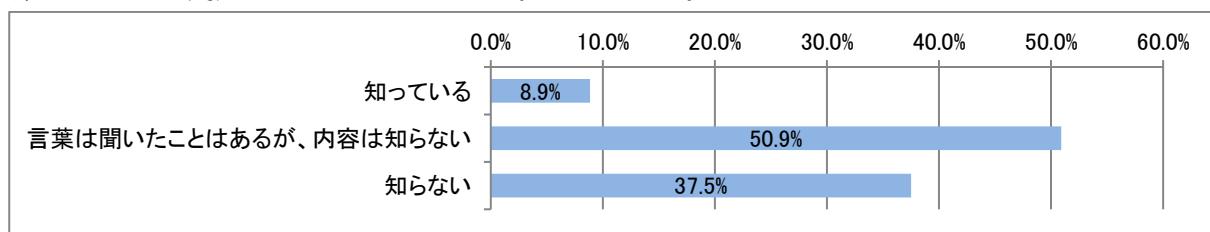
「日本の社会には、人権に関わるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるものは何ですか」という設問に対して、「子どもへの人権問題」と回答をした人の割合が最も高く95.0%となっています。次いで「女性への人権問題」が88.7%、「インターネットによる人権侵害」が78.8%となりました。これらの結果から、多くの人が日常生活の中で身近に起こり得る問題や社会的に注目されているテーマに強い関心を抱いていることがうかがえます。特に子どもや女性に関する問題は、家庭や地域社会で接する機会が多いことやニュース等を通じて取り上げられる機会が多いことが背景にあると考えられます。また、インターネット上の人権侵害への関心の高さは、SNSやオンラインコミュニケーションの普及により、誰もが被害者にも加害者にもなり得るという現代的な課題への意識の高まりを反映しています。さらに、「高齢者への人権問題」は66.2%、「障害者への人権問題」は57.2%と半数以上が関心を示しており、高齢化にともない障害への理解の広がりが影響していると考えられます。

一方、「犯罪被害者やその家族への人権問題」は29.7%、「外国人への人権問題」は23.4%、「性的少数者への人権問題」は24.3%と、重大な社会課題であるにもかかわらず関心が相対的に低くなっています。また、「刑を終えて出所した人への人権問題」は14.0%となっており、社会復帰に関する問題への認知や理解がまだ十分に広がっていないことが示されています。



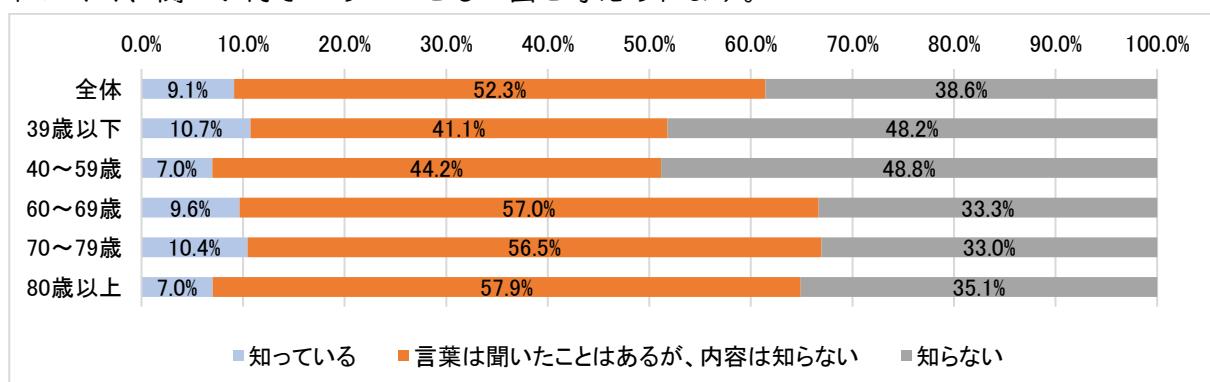
問25 「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行され、推進していることを知っていますか。

「『再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）』が施行され、推進していることを知っていますか」という設問に対して、「知っている」と回答した人の割合は8.9%にとどまり、法律の存在と内容の両方を把握している人はごく少数であることが明らかになりました。一方で、「言葉は聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した人の割合は50.9%と半数を占め、名称のみがある程度浸透しているものの、具体的な内容や目的までは十分に理解されていない状況がうかがえます。また、「知らない」と答えた人は37.5%となり、再犯防止に関する取り組み自体がまだ広く認知されていないことが示されました。



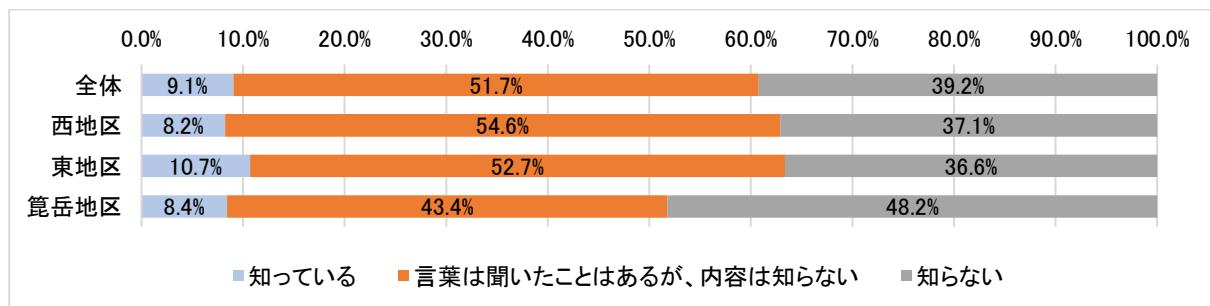
#### 【年齢別】

年齢別に見ると、40～59歳および39歳以下の比較的若い世代で「知らない」と回答した人の割合が高くなっています。働き盛りの世代や若年層は、仕事や生活で忙しく、行政情報に触れる機会が限られている可能性があります。また、再犯防止というテーマ自体が日常生活で直接意識されにくく、関心が向きづらいことも一因と考えられます。



#### 【地域別】

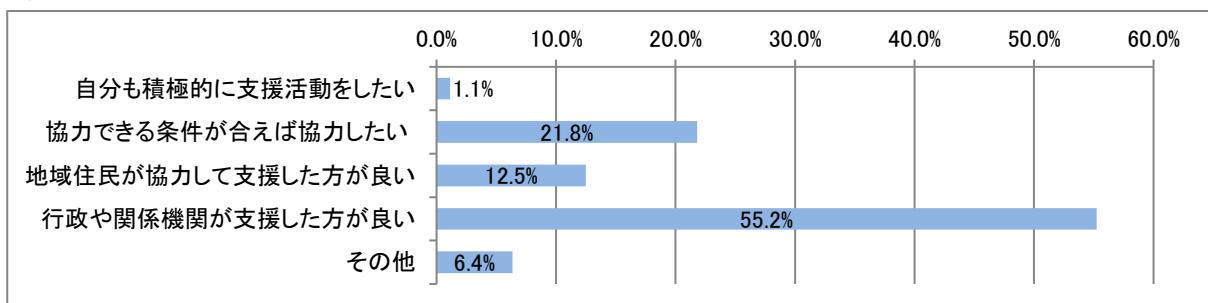
地域別に見ると、笠岳地区で「知らない」と回答した人の割合が高いことが分かりました。



問26 刑務所や少年院を出た人が社会復帰するための支援として、あなたの考えに近いものを選んでください。

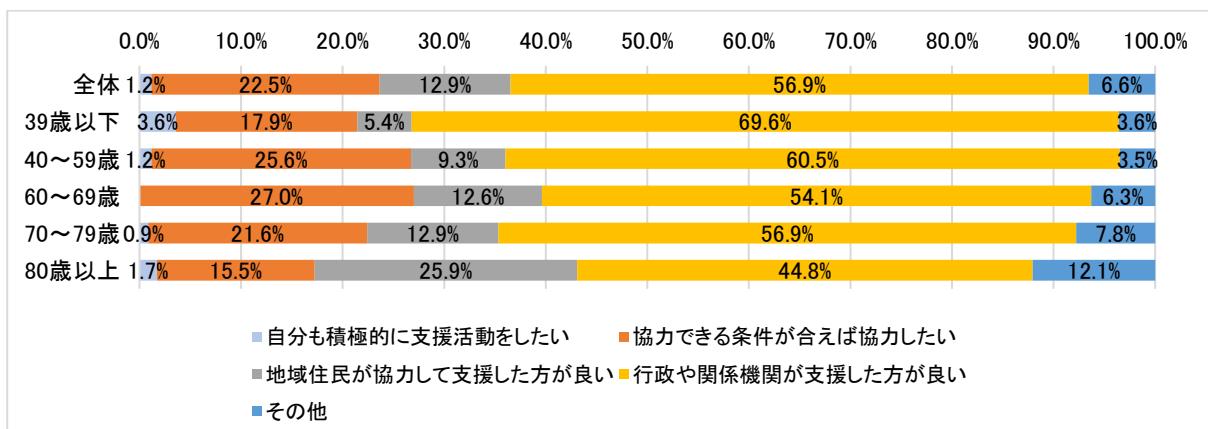
「刑務所や少年院を出た人が社会復帰するための支援」について、「行政や関係機関が支援した方が良い」と回答した人の割合は55.2%と最も高く、社会復帰支援については専門機関が中心となって取り組むべきだと考える人が過半数であることが分かりました。「協力できる条件が合えば協力したい」という回答は21.8%となり、条件が整えば地域住民として支援に関わる意思を持つ人も一定数存在していることが分かりました。一方、「自分も積極的に支援活動をしたい」と回答した人の割合は1.1%と非常に低くなっています。

また、「地域住民が協力して支援した方が良い」と考える人は12.5%にとどまり、地域全体での受け入れや支援に対しては慎重な姿勢がうかがえます。



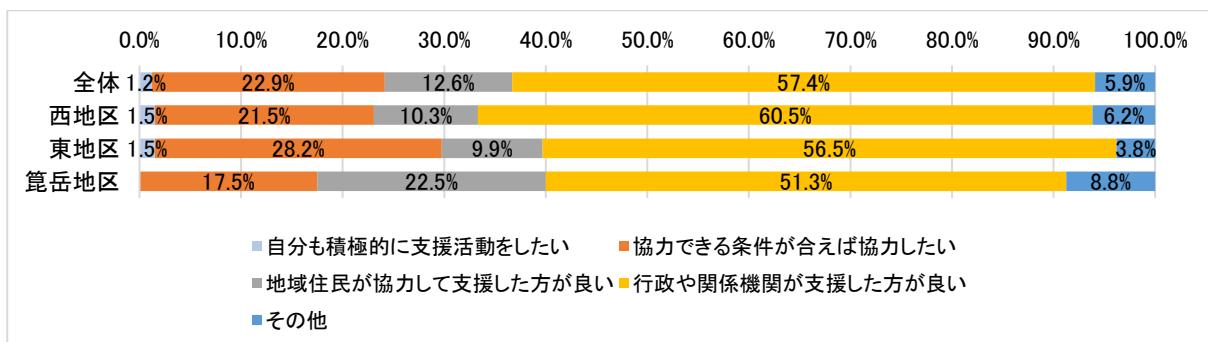
#### 【年齢別】

年齢別に見ると、39歳以下の比較的若い世代は「行政や関係機関が支援した方がよい」と回答した人の割合が相対的に高くなっています。



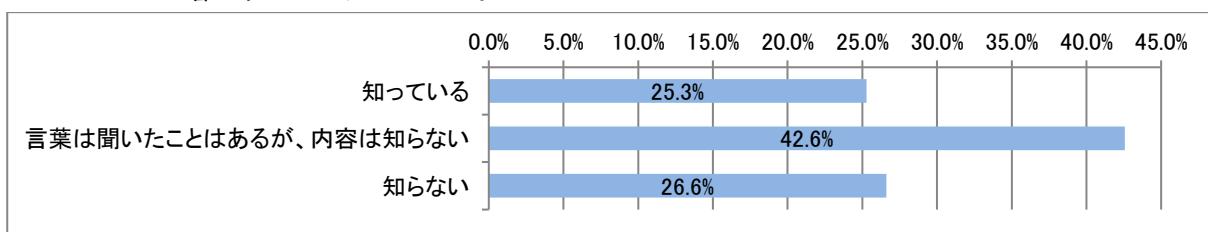
#### 【地域別】

地区別に見ると、東地区では「協力できる条件が合えば協力したい」という回答した人の割合が高くなっています。



## 問27 「成年後見制度の利用に関する法律」が施行され、推進していることを知っていますか。

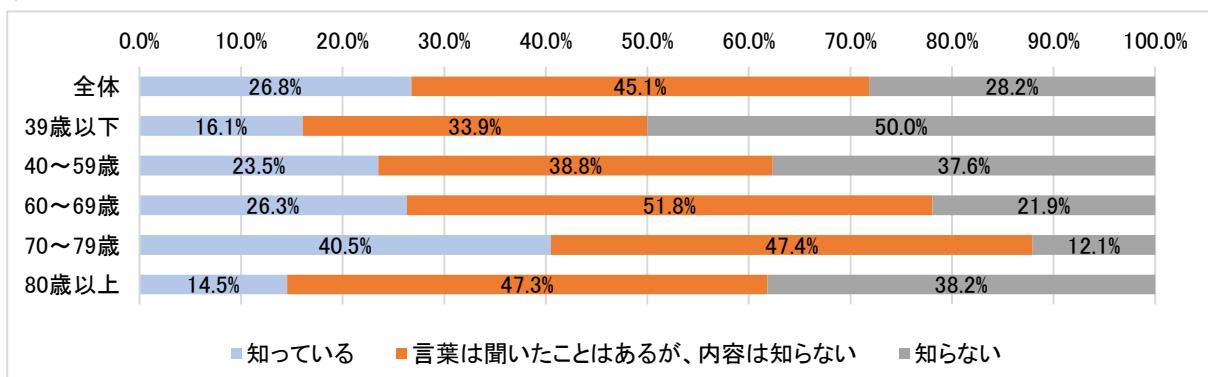
「『成年後見制度の利用に関する法律』が施行され、推進していることを知っていますか」という設問に対して、「知っている」と回答した方は25.3%にとどまりました。一方で、「言葉は聞いたことはあるが内容は知らない」と回答した方の割合が最も高く42.6%となっています。制度の名称だけが浸透しているものの、内容理解には十分至っていない状況が明らかとなりました。また、「知らない」と回答した割合は26.6%と一定数いることから、法律そのものの存在が周知されていない層も少なくありません。



### 【年齢別】

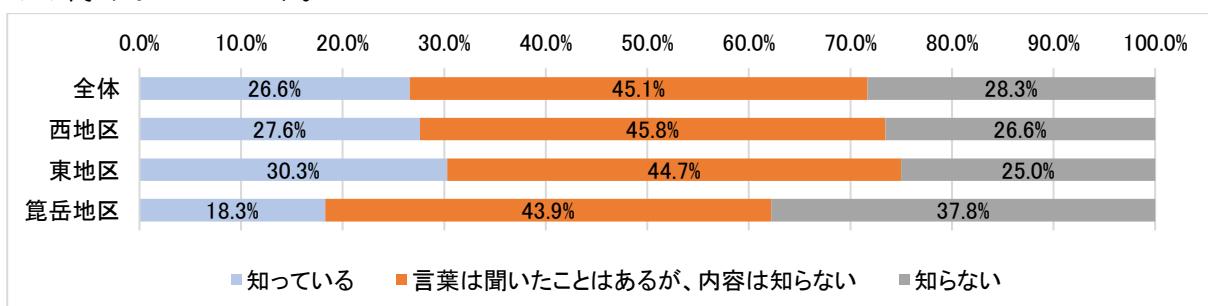
年齢別に見ると、「成年後見制度の利用に関する法律」について 60~79歳では7割以上が知っているのに対し、39歳以下の比較的若い世代では「知らない」と回答した割合が高いことが明らかとなりました。

この結果から、若年層に対して成年後見制度の意義や活用場面が十分に伝わっておらず、制度の認知に大きな世代差が生じていることが分かります。特に若い世代は、成年後見制度が将来的に家族の支援にも関わる可能性があるにもかかわらず認知が低いため、年代に応じた情報発信や啓発方法の工夫が求められます。



### 【地域別】

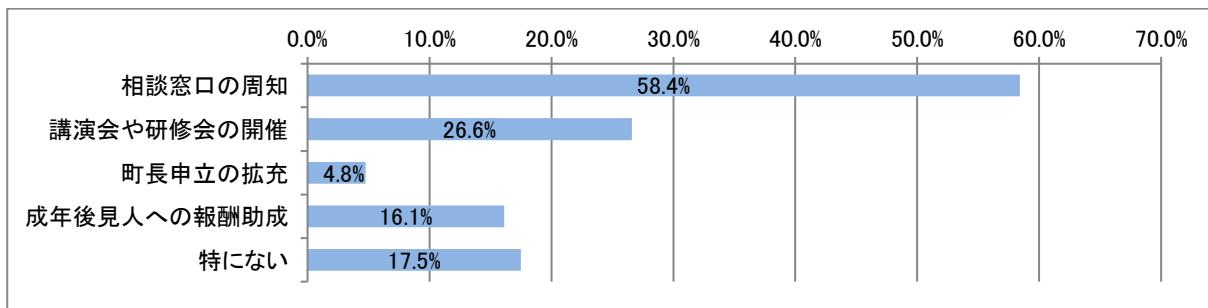
地域別に見ると、「成年後見制度の利用に関する法律」を「知らない」方の割合が笠岳地区でやや高くなっています。



## 問28 成年後見制度の利用促進に向けて、どのようなことが必要だと思いますか。

本設問は複数回答となっています。「成年後見制度の利用促進に向けて、どのようなことが必要だと思いますか」という設問に対して、最も割合が高かったのは「相談窓口の周知」で58.4%でした。制度を知る機会や情報提供の不足が課題として認識されており、まずは住民が気軽に相談できる環境づくりが重要であることがうかがえます。次いで、「講演会や研修会の開催」が26.6%となっており、制度への理解を深める学習機会のニーズも確認できます。また、「成年後見人への報酬助成」と回答した割合は16.1%と一定数いることから、経済的負担を軽減する支援の必要性も示されています。

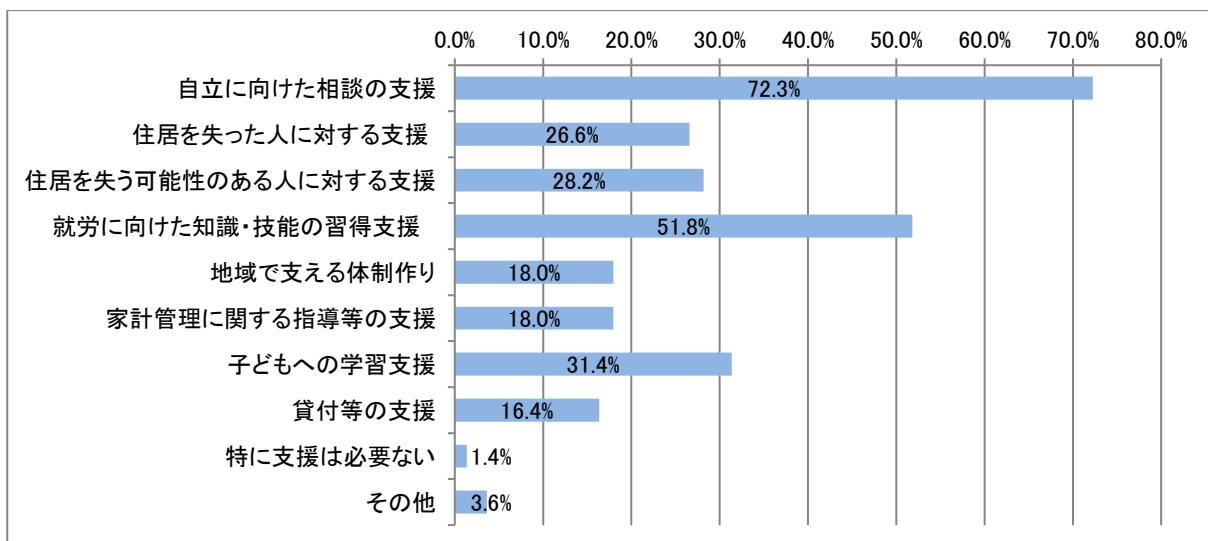
一方、「特にない」と回答した割合は17.5%となっており、制度の必要性や役割が十分に理解されていない可能性も考えられます。今後は、制度への認知度向上とともに、利用に対する不安の解消や支援体制の強化が求められます。



## 問29 生活困窮の人に対する支援として、どのような支援が必要だと思いますか。

本設問は複数回答となっています。「生活困窮の人に対する支援として、どのような支援が必要だと思いますか」という設問に対して、最も割合が高かったのは「自立に向けた相談の支援」で72.3%でした。多くの住民が、困窮状態からの脱却にはまず相談しやすい環境や支援の充実が重要だと感じていることが分かります。次いで「就労に向けた知識・技能の習得支援」が51.8%となっており、働く力を身につけるための支援を求める声も多く挙がっています。また、「子どもへの学習支援」は31.4%、「住居を失う可能性のある人への支援」は28.2%と一定の割合を占めており、世帯全体の生活基盤を維持する支援の必要性もうかがえます。一方で、「地域で支える体制づくり」18.0%、「家計管理に関する支援」18.0%、「貸付等の支援」16.4%などの回答は比較的低く、具体的な制度や地域の支援体制については住民の認知が十分でない可能性があります。

のことから、住民は相談支援や就労支援といった自立に直結する支援を重視しており、行政としても困窮の予防から自立支援まで、切れ目のない支援体制の構築が求められます。

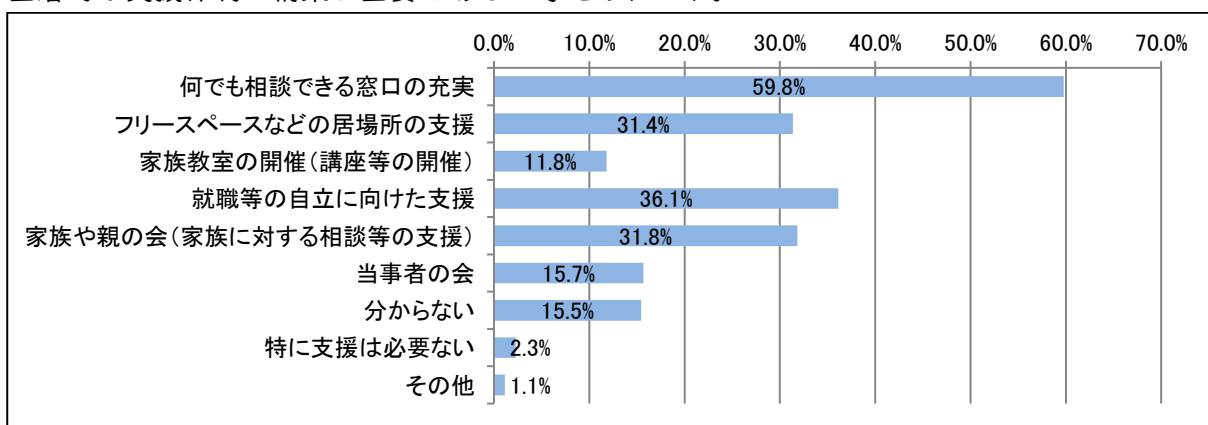


### 問30 ひきこもりの人やその家族に対する支援として、どのような支援が必要だと思いますか。

本設問は複数回答となっています。「ひきこもりの人やその家族に対する支援として、どのような支援が必要だと思いますか」という設問に対して、「何でも相談できる窓口の充実」が最も割合が高く59.8%となっており、多くの住民が相談体制の強化を求めていることが分かります。次いで「就職等の自立に向けた支援」が36.1%、「家族や親の会など家族への相談支援」が31.8%となっており、本人だけでなく家族を含めた包括的な支援が求められていることがうかがえます。

また、「フリースペースなどの居場所の支援」も31.4%と比較的割合が高く、地域の中で安心して過ごせる場所づくりへのニーズも確認できます。一方で、「特に支援は必要ない」は2.3%とわずかであり、多くの住民がひきこもり支援の必要性を認識していると言えます。

のことから、住民は相談体制の充実、家族支援、居場所づくり、そして自立に向けた支援をバランスよく求めていることが明らかとなりました。行政としても、本人・家族・地域を含めた重層的な支援体制の構築が重要であると考えられます。

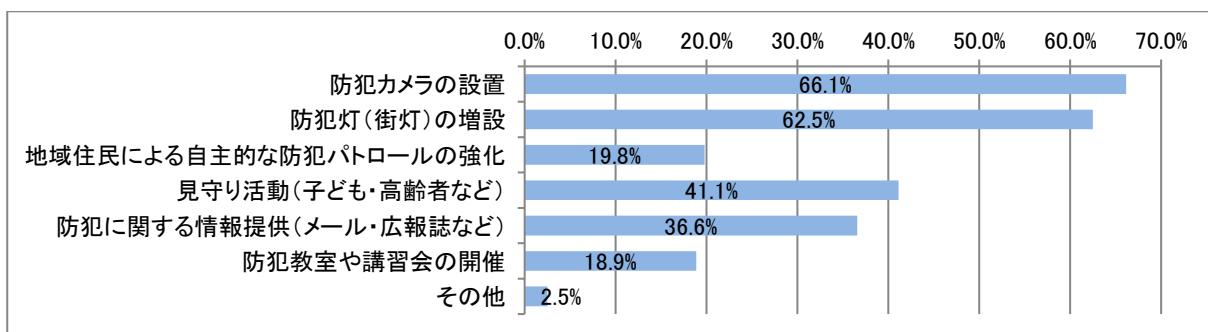


### 問31 行政や地域にどのような防犯対策が必要だと思いますか。

本設問は複数回答となっています。「行政や地域にどのような防犯対策が必要だと思いますか」という設問に対して、「防犯カメラの設置」が最も割合が高く66.1%、次いで「防犯灯（街灯）の増設」が62.5%となっています。これらの項目が上位に挙がったことから、町全体として防犯のための設備への期待が大きいことが分かります。

また、「見守り活動（子ども・高齢者など）」は41.1%、「防犯に関する情報提供」は36.6%となっており、地域のつながりや情報発信を重視する声も一定程度みられました。一方で、「地域住民による自主的な防犯パトロールの強化」は19.8%、「防犯教室や講習会の開催」は18.9%と比較的低い割合となっており、住民の自主的な活動よりも、行政による環境整備や仕組みづくりへの期待が強いことが読み取れます。

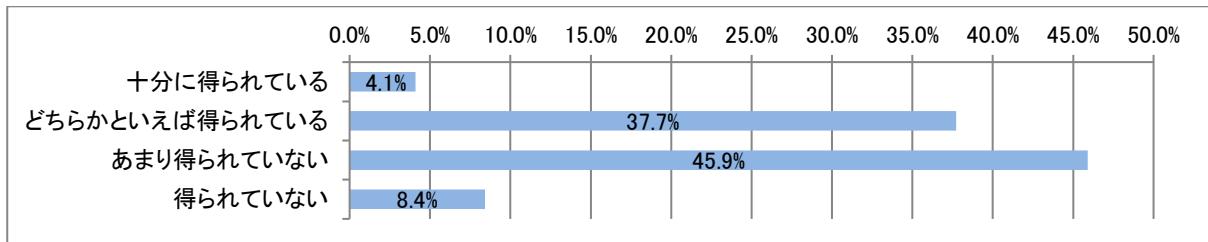
のことから住民は安心して暮らせる環境づくりのために、行政主導の設備整備と見守り機能の強化を求めていると考えられます。



### 問32 あなたは、「福祉」に関する情報を十分に得られていますか。

「あなたは、『福祉』に関する情報を十分に得られていますか」という設問に対して、「十分に得られている」と回答した方は4.1%にとどまりました。「どちらかといえば得られている」を合わせても41.8%です。一方、「あまり得られていない」は45.9%、「得られていない」は8.4%で、両者を合わせると過半数を超える54.3%となります。

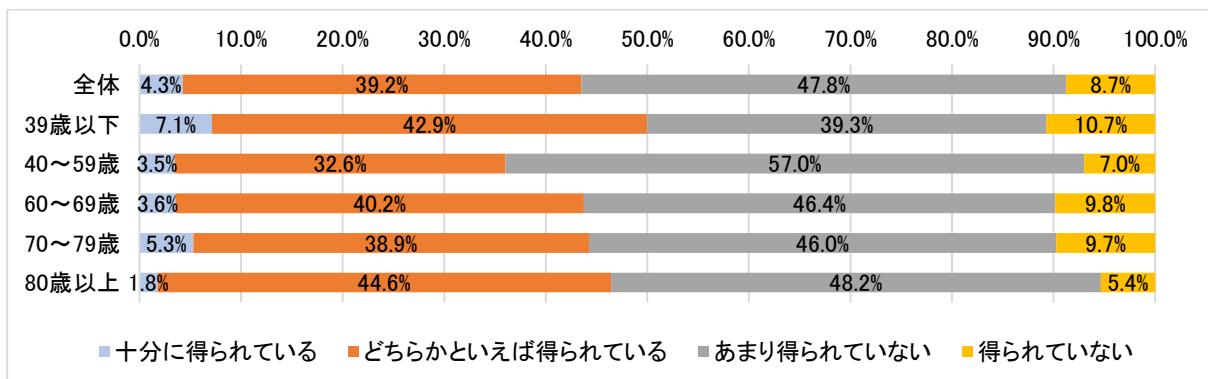
この結果から、地域住民が必要とする福祉情報に十分アクセスできていない状況がうかがえます。特に「あまり得られていない」が45.9%と最も割合が高いことから、情報が届いてはいるものの、内容が住民のニーズに合っていない可能性が示唆されます。



#### 【年齢別】

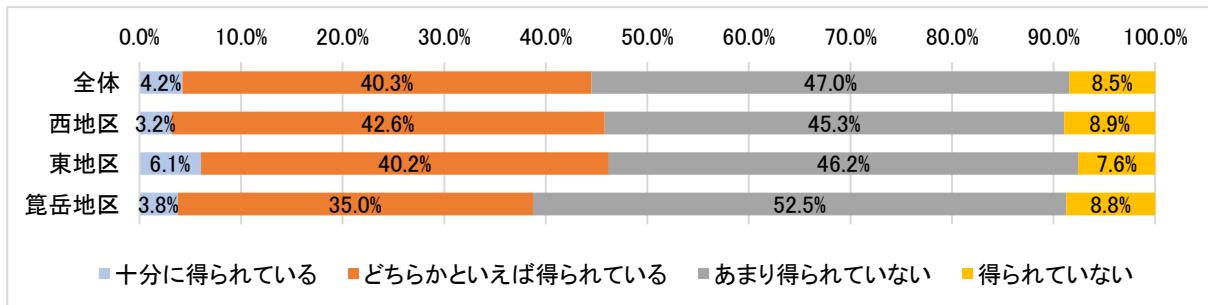
年齢別に見ると、40～59歳の方で「福祉に関する情報が十分に得られていない」と感じている割合が特に高いことが明らかとなりました。

この年代は、仕事や子育てなどで多忙になりやすく、地域の情報に触れる機会が少なくなる傾向があります。また、子育てや親の介護等、必要な福祉が他の世代より多いことが推察されます。働き盛り世代に向けた情報発信の強化や、手軽にアクセスできる情報提供手段（Web、SNS、メール配信など）の充実が求められることを示しています。



#### 【地域別】

地域別に見ると、情報が得られている方の割合が箕岳地区でやや低くなっています。



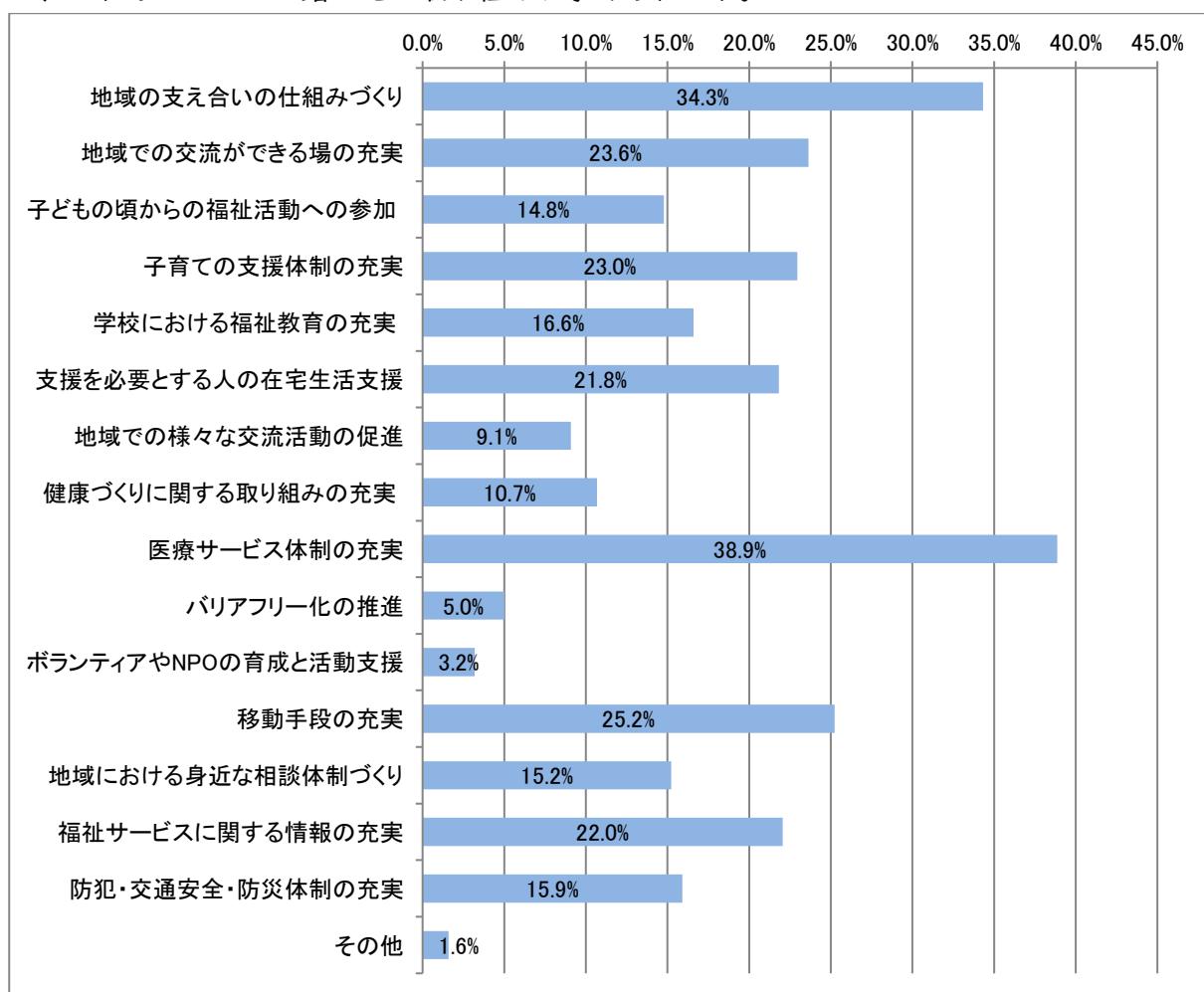
### 問33 今後、取り組むべき福祉施策として、何を優先して取り組むべきだと思いますか。

本設問は複数回答となっています。今後、優先して取り組むべき福祉施策について、「医療サービス体制の充実」が最も割合が高く38.9%でした。多くの住民が医療へのアクセス改善を重要な課題として捉えていることが分かりました。次いで、「地域の支え合いの仕組みづくり」が34.3%、「移動手段の充実」が25.2%と続いており、地域で安心して生活するための基盤整備への期待が高いことがうかがえます。

また、「地域での交流ができる場の充実」は23.6%、「子育ての支援体制の充実」は23.0%、「福祉サービスに関する情報の充実」は22.0%、「支援を必要とする人の在宅生活支援」は21.8%となっており、世代を問わず多様な生活課題に対応する施策へのニーズが幅広く示されていることも特徴です。

一方、「ボランティアやNPOの育成・活動支援」(3.2%)や「バリアフリー化の推進」(5.0%)、「地域での様々な交流活動の促進」(9.1%)などは相対的に割合が低く、住民の関心が、より生活に直結した支援や医療、移動手段に向いていることが示唆されます。

この結果から、医療、移動手段、地域の支え合いといった生活基盤を支える施策が、住民にとって優先度の高い分野となっていることが明らかになりました。今後の施策の検討にあたっては、これらのニーズを踏まえた取り組みが求められます。



## 2 涌谷町地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する涌谷町地域福祉計画（以下「計画」という。）に関する事項について幅広い意見を聴取するため、涌谷町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 計画の策定に関する事項

(2) その他委員会の設置目的を達成するために必要であると認められる事項

### (委員会の組織)

第3条 委員会の委員は10名以内で組織し、別表に掲げる者をもって町長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が公表される日までとする。

2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

### (失効)

2 この要綱は、涌谷町第7期地域福祉計画が公表された日をもって、その効力を失う。

### 3 涌谷町地域福祉計画策定委員会委員

	氏名	区分	団体	職名
1	新田 茂樹	地域福祉	涌谷町行政区長会	会長
2	佐々木 宏	地域福祉	涌谷町民生委員児童委員協議会	会長
3	小野 秀一	高齢福祉	涌谷町老人クラブ連合会	会長
4	阿部 聖子	地域福祉	日向区地域福祉会	会長
5	山根 拓巳	地域福祉	涌谷町社会福祉協議会 地域福祉課	係長
6	寒河江 航	障害福祉	社会福祉法人共生の森 結の郷わくや	所長
7	佐々木 幸治	障害福祉	涌谷町障害者支援協議会	理事
8	庄司 立子	児童福祉	おひさまスマイル	メンバー
9	松井 克明	学識経験者	東北福祉大学 総合福祉学部 福祉行政学科	准教授

#### 4 涌谷町地域福祉計画策定の経過

開催日時	
令和7年	2月
	5月
	6月
	7月
	8月
	10月
	11月
令和8年	1月
	2月
	4月

・東北福祉大学、涌谷町社会福祉協議会、涌谷町において地域福祉推進に関する包括連携協定書を締結  
 ・東北福祉大学総合福祉学部福祉行政学科学生による涌谷町第6期地域福祉計画の中間報告会

・東北福祉大学「プロジェクト実践活動」講義  
 テーマ「涌谷町の地域福祉の推進と地域福祉計画」

・東北福祉大学と地域福祉計画策定に係る調査研究事業委託契約及び共同研究開発契約を締結  
 ・プロジェクト実践活動フィールドワーク  
 (東北福祉大学学生18人参加)

・第7期地域福祉計画策定に関する福祉関係事業所・団体インバiew調査(5事業所・1団体)

・第7期地域福祉計画アンケート調査  
 (対象者1,000人、有効回答数440、有効回答率44.0%)

・第1回第7期地域福祉計画策定事務局会議

・第1回第7期地域福祉計画策定委員会

・第2回第7期地域福祉計画策定事務局会議

・第2回第7期地域福祉計画策定委員会  
 ・第3回第7期地域福祉計画策定事務局会議  
 ・パブリックコメントの募集

・涌谷町第7期地域福祉計画を宮城県に提出



涌谷町第7期地域福祉計画  
令和8年3月  
発行／涌谷町福祉課

〒987-0121  
宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南278  
TEL 0229-25-7902  
0229-25-7903  
FAX 0229-43-5717